

第4期 神崎市地域福祉計画

～みんなで支え合い、
誰もが安心して暮らせるまち 神崎～



令和8年3月

佐賀県神崎市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景・目的	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画策定の目的	1
2	地域福祉について	2
	(1) 地域福祉とは	2
	(2) 地域共生社会とは	3
3	計画の位置付け	4
	(1) 法的位置付け	4
	(2) 神崎市における地域福祉計画の位置付け	6
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制	7
第2章	神崎市を取り巻く現状	
1	人口・世帯の状況	9
	(1) 総人口・年齢3区分別人口割合	9
	(2) 地区別人口・地区別年齢3区分別人口割合	10
	(3) 世帯数・1世帯あたり人員	11
	(4) 世帯構成	12
2	高齢者の状況	13
	(1) 高齢者人口・高齢化率	13
	(2) 要介護認定者数	14
3	児童の状況	15
	(1) 18歳未満人口	15
	(2) 児童のいる世帯構成	15
	(3) 出生数の推移	16
4	障がいのある人の状況	17
	(1) 障害者手帳所持者数の推移	17
5	支援が必要な人の状況	18
	(1) 生活保護率	18
	(2) 児童扶養手当受給者数	18
6	地域の福祉資源の状況	19
	(1) 校区別民生委員児童委員	19
第3章	計画の基本方針	
1	基本理念	21
2	基本目標	21
3	計画の体系	24

第4章 施策の展開

基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	25
（1）地域の交流・ふれあいの促進	25
（2）交流・福祉活動の拠点確保	26
（3）人権・福祉意識の醸成	27
基本目標2 福祉サービスのしくみづくり	29
（1）福祉の情報提供の充実	29
（2）福祉の相談体制の充実	30
（3）福祉サービスの利用体制の充実	32
（4）権利擁護体制の充実	33
（神崎市成年後見制度利用促進基本計画含む）	
（5）生活困窮者への自立支援の充実	40
（6）自殺対策を視野に入れた支援の充実	42
基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	43
（1）民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進	43
（2）地域のネットワーク体制の充実	44
（3）地域にあわせた取り組みの推進	45
（4）地域の要支援者の把握・理解促進	46
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	48
（1）NPO・ボランティア等の育成	48
（2）NPO・ボランティア活動等の促進	49
基本目標5 安心・安全な地域環境づくり	51
（1）地域ぐるみの防犯・防災対策の推進	51
（神崎市再犯防止推進計画含む）	
（2）ユニバーサルデザインの推進	56
目標値一覧	57
取り組み評価項目一覧	59

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	63
（1）地域住民・ボランティア・NPOの役割	63
（2）社会福祉協議会の役割	63
（3）市の役割	63
2 社会福祉協議会と連携した福祉事業の推進	63
3 計画の進行管理	64

資料編

1 市民アンケート調査結果からみる神崎市の現状	65
2 ワークショップから見た状況	97
3 第3期神崎市地域福祉計画のふりかえり	110
4 神崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱	125
5 神崎市地域福祉計画策定委員名簿	127
6 神崎市地域福祉計画の策定の経緯	128

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1) 計画策定の背景

全国的に少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域のつながりの希薄化や感染症等による社会的影響など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では子育て世帯、高齢者、障がい者などに、保健、医療、生活困窮等の分野ごとに公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、1つの世帯で複数の問題が重なりあう、8050問題、ダブルケアやヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化しており、単一の公的支援制度では対応することが難しい問題が増えつつあります。

こうした課題に対応するためには、これまで行政は分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）によって、子育て世帯や高齢者、障がい者などの支援を行ってきましたが、今後は制度の狭間を生まないための包括的な支援体制の整備を進める必要があります。

(2) 計画策定の目的

神崎市では、「第2次神崎市総合計画」の基本構想及び基本計画に基づき、「みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して」を目指すため、令和2年度に策定した「第3期神崎市地域福祉計画」が令和7年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第3期神崎市地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「第4期神崎市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

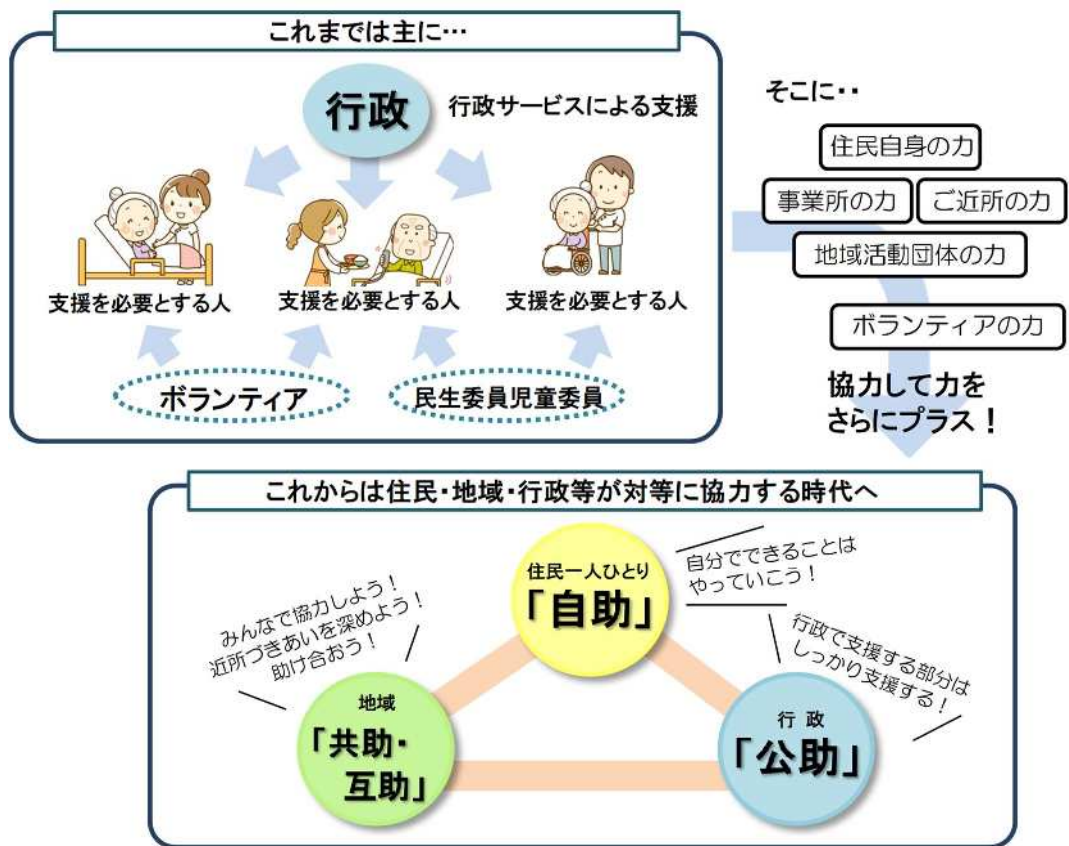
2 地域福祉について

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

地域福祉の考え方



自助とは・・・個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分でする）

共助・互助とは・・・地域社会における相互扶助

（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

公助とは・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

(2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

神崎市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。



(参考) 厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

3 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

また、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包するものとし、神崎市における福祉施策の総合的な計画として策定します。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉の関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

(地方再犯防止推進計画)

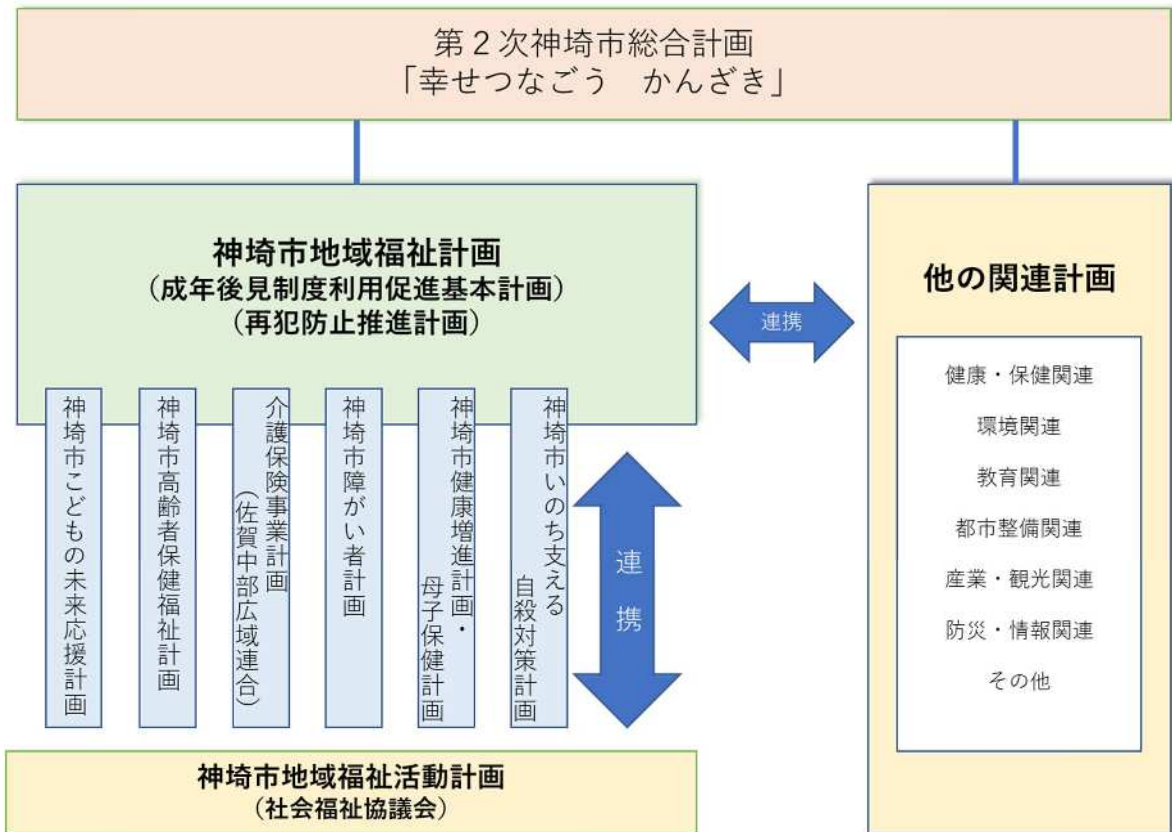
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 神崎市における地域福祉計画の位置付け

第4期神崎市地域福祉計画は、第2次神崎市総合計画を上位計画とし、各分野の福祉計画（神崎市こどもの未来応援計画、神崎市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、神崎市障がい者計画、神崎市健康増進計画・母子保健計画、神崎市いのち支える自殺対策計画）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

なお、計画の内容については、厚生労働省が作成した「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」や、県が策定する「佐賀県地域福祉支援計画」等との整合に留意しました。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和3年度	～	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	～	令和17年度
第3期	計画期間										
第4期			見直し	計画期間							
第5期								見直し	計画期間		

※第1期計画…平成22年度～平成26年度 第2期計画…平成28年度～令和2年度

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

「学識経験者」、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「神崎市地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたします。

(2) アンケート調査の実施

神崎市に居住する方を対象にアンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とします。

(3) 地域ワークショップの実施

市内在住、在勤、在学の方などを対象として、より多くの方に計画策定に参加してもらい、地域の課題や解決策を協議していただくとともに、「地域福祉」を理解してもらおうきっかけづくりの場として、ワークショップを実施し、地域や福祉等に関する現状や課題などを協議、発表いただき、計画策定の基礎資料とします。

(4) パブリックコメントの実施

令和8年3月2日から3月16日にかけて、計画の素案を公表し、市民意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。

(5) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定を行います。

6 SDGsについて

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念として掲げており、地域における福祉課題の解決や支え合いの仕組みづくりを目指す本計画の考え方と方向性を同じくするものです。

本計画では、SDGsの理念を踏まえ、市民、関係団体、行政が連携しながら、持続可能な地域福祉の推進に取り組みます。



第2章 神崎市を取り巻く現状

第2章 神埼市を取り巻く現状

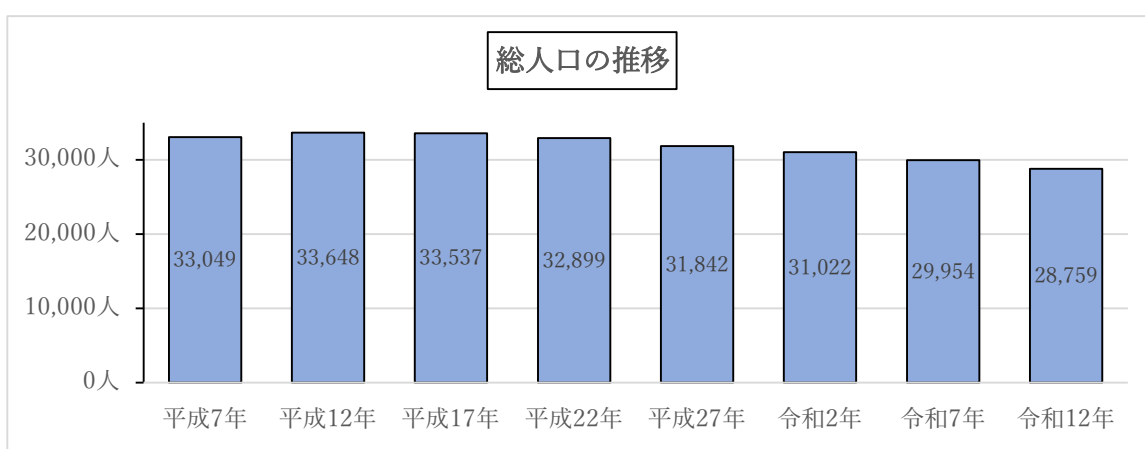
1 人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口割合

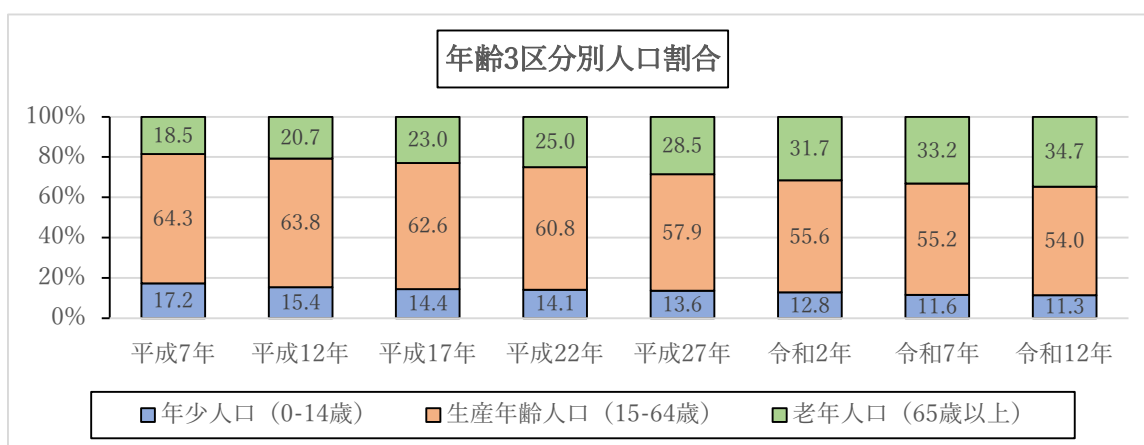
神埼市の人口は、平成7年の33,049人から平成12年の33,648人までは増加傾向で推移しており、その後、減少傾向に転じ、令和7年には29,954人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口の割合は年々減少していますが、65歳以上の老年人口は、年々増加しており、令和7年では33.2%と、3人に1人近くが高齢者となっており、少子高齢化が進行しています。

また、人口ビジョンによる将来推計でも、令和12年の人口はさらに減少し、更なる少子高齢化が進行すると予測されています。



資料：国勢調査(平成7年～令和2年)
神埼市(令和7年8月31日現在)
人口ビジョン(令和12年 将来推計)



資料：国勢調査(平成7年～令和2年)
神埼市(令和7年8月31日現在)
人口ビジョン(令和12年 将来推計)

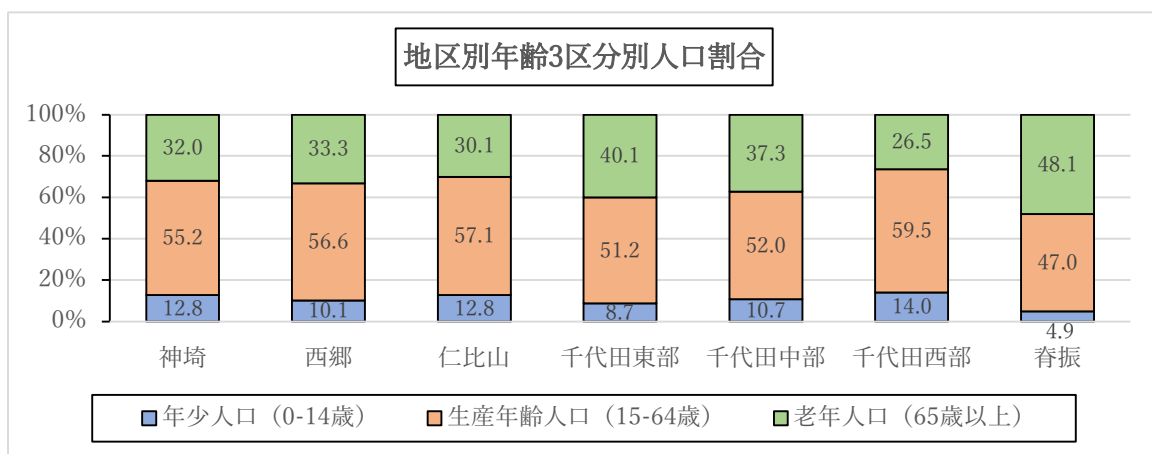
(2) 地区別人口・地区別年齢3区分別人口割合

令和7年の地区別人口をみると、神埼が8,416人と最も多くなっています。一方、最も人口の少ない地区は脊振で1,215人となっています。

地区別年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口の割合は、千代田西部が14.0%で最も高くなっています。全ての地区において65歳以上の老年人口が年少人口を上回っており、最も高齢化率が高い地区は、脊振で48.1%、次いで千代田東部40.1%。千代田中部37.3%の順となっています。



資料: 神崎市(令和7年8月31日現在)



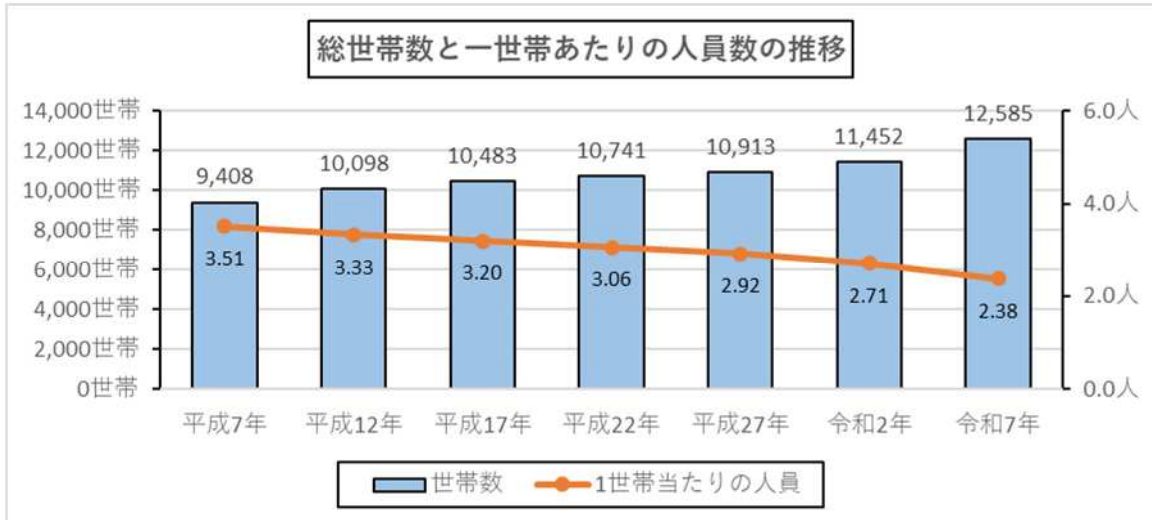
資料: 神崎市(令和7年8月31日現在)

(3) 世帯数・1世帯あたり人員

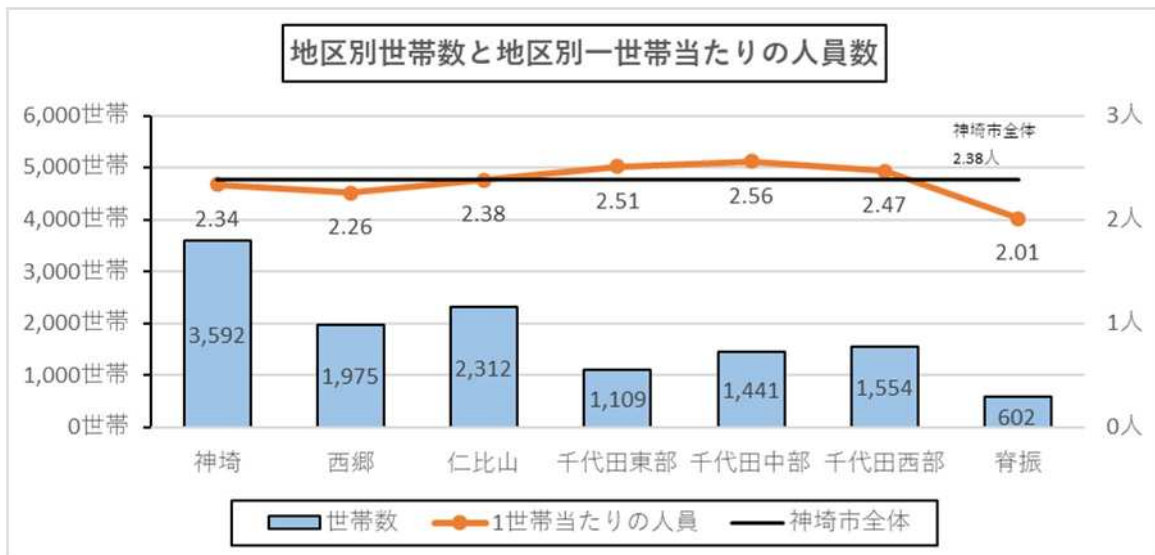
神埼市の総世帯数は、平成7年の9,408世帯から令和7年の12,585世帯と、年々増加傾向で推移しています。一方、1世帯あたり人員は、平成7年の3.51人から令和7年の2.38人と年々減少しており、核家族化が進行していることが伺えます。

令和7年の地区別世帯数をみると、地区別人口規模に比例して世帯数も多くなっています。

地区別1世帯あたり人員は、神埼市全体の1世帯あたり人員2.38人と比較して、千代田中部2.56人、千代田東部2.51人、千代田西部2.47人が多くなっており、脊振2.01人、西郷2.26人、神埼2.34人が少なくなっています。



資料：国勢調査(平成7年～令和2年)
神埼市(令和7年8月31日現在)



資料：神埼市(令和7年8月31日現在)

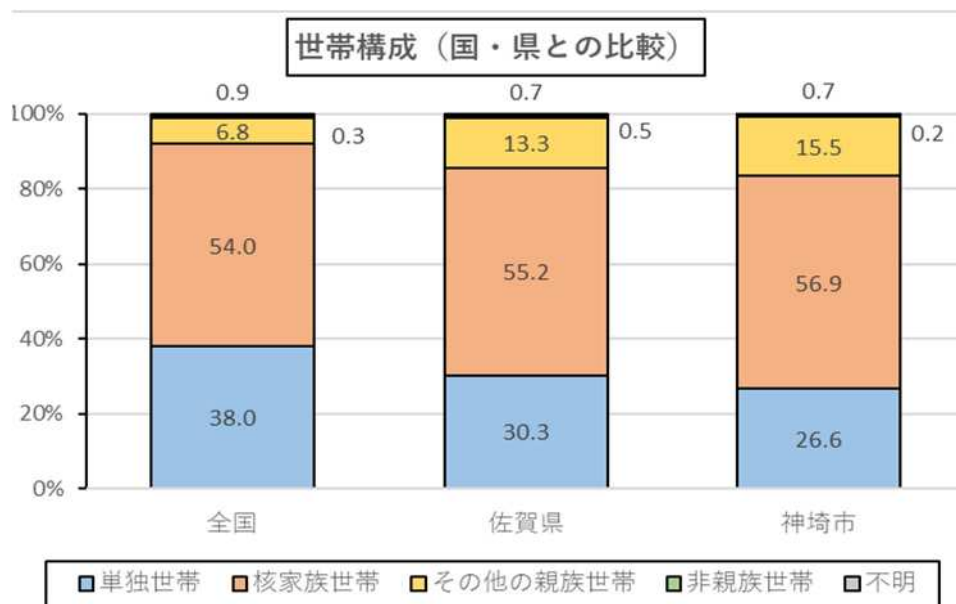
(4) 世帯構成

神埼市の家族構成を国や県と比較すると、単独世帯の割合が低く、その他の親族世帯の割合が高くなっています。

世帯構成(国・県との比較)

	一般世帯数	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他の親族世帯	非親族世帯	不明
全国	55,704,949	21,151,042	11,158,840	13,949,190	738,006	4,264,535	3,779,018	504,198	160,120
	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%	0.3%
佐賀県	311,173	94,280	60,326	79,364	4,410	27,695	41,326	2,271	1,501
	100.0%	30.3%	19.4%	25.5%	1.4%	8.9%	13.3%	0.7%	0.5%
神埼市	11,413	3,035	2,306	3,088	172	929	1,771	85	27
	100.0%	26.6%	20.2%	27.1%	1.5%	8.1%	15.5%	0.7%	0.2%

資料:国勢調査(令和2年)



資料:国勢調査(令和2年)

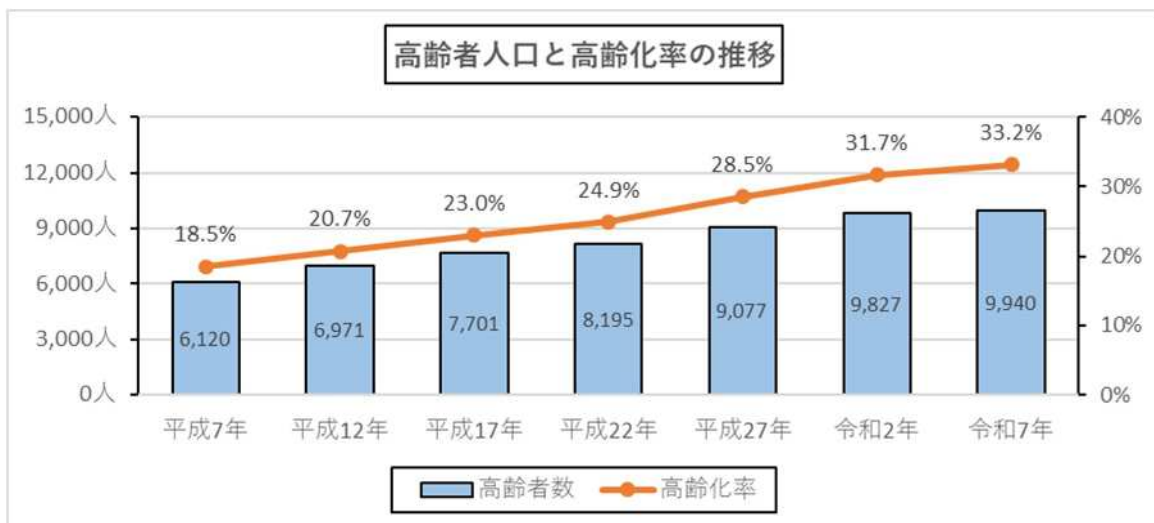
2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和7年には9,940人となっています。高齢者人口の増加に伴い高齢化率も増加しており、平成7年の18.5%から令和7年では33.2%と、約30年間で14.7ポイント増加しています。

令和7年の地区別高齢者人口をみると、概ね地区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

地区別高齢化率は、神崎市全体の高齢化率33.2%と比較して、脊振48.1%、千代田東部40.1%、千代田中部37.2%、西郷33.3%と高くなっており、千代田西部26.5%、仁比山30.0%、神崎31.9%と低くなっています。



資料：国勢調査（平成7年～令和2年）
神崎市（令和7年8月31日現在）



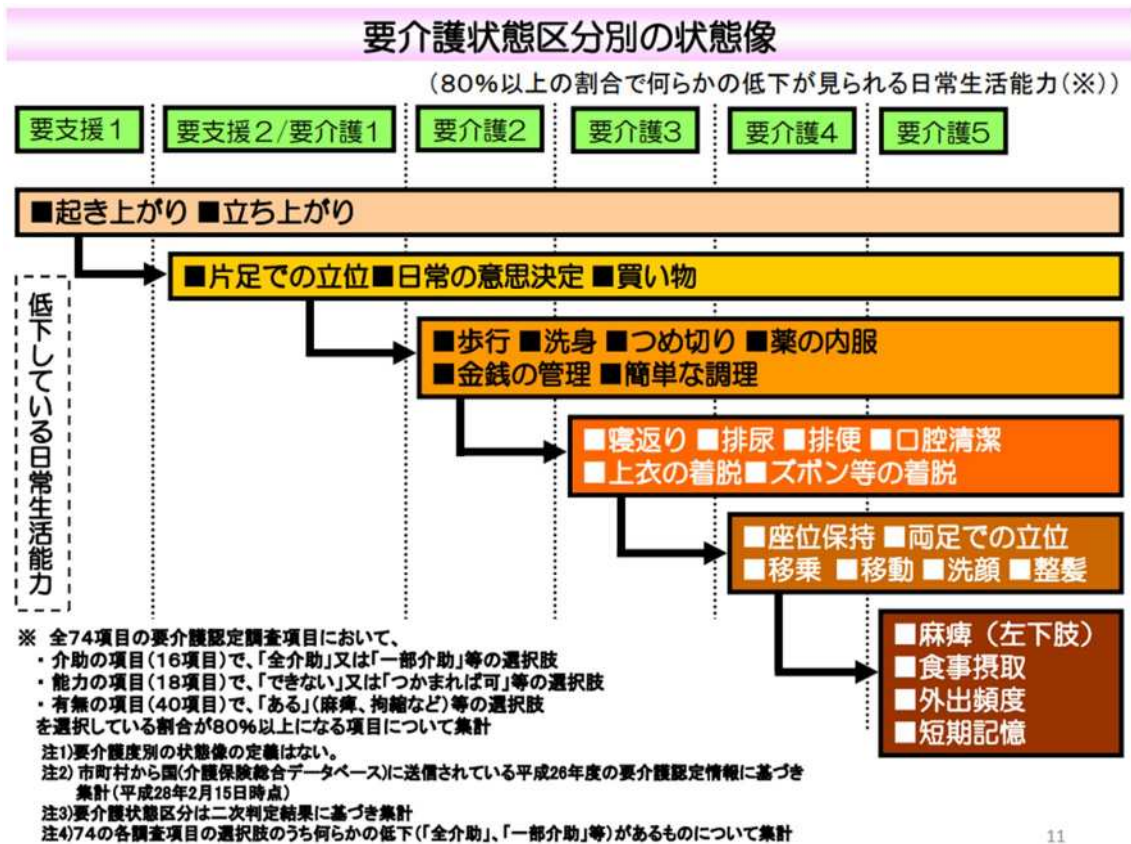
資料：神崎市（令和7年8月31日現在）

(2) 要介護認定者数

要介護認定者数は、減少傾向となっており、令和7年には1,767人となっています。
 なお、令和2年から令和7年までの要介護状態区分別の割合では大きな増減は見られません。



資料：神崎市(各年3月31日現在)

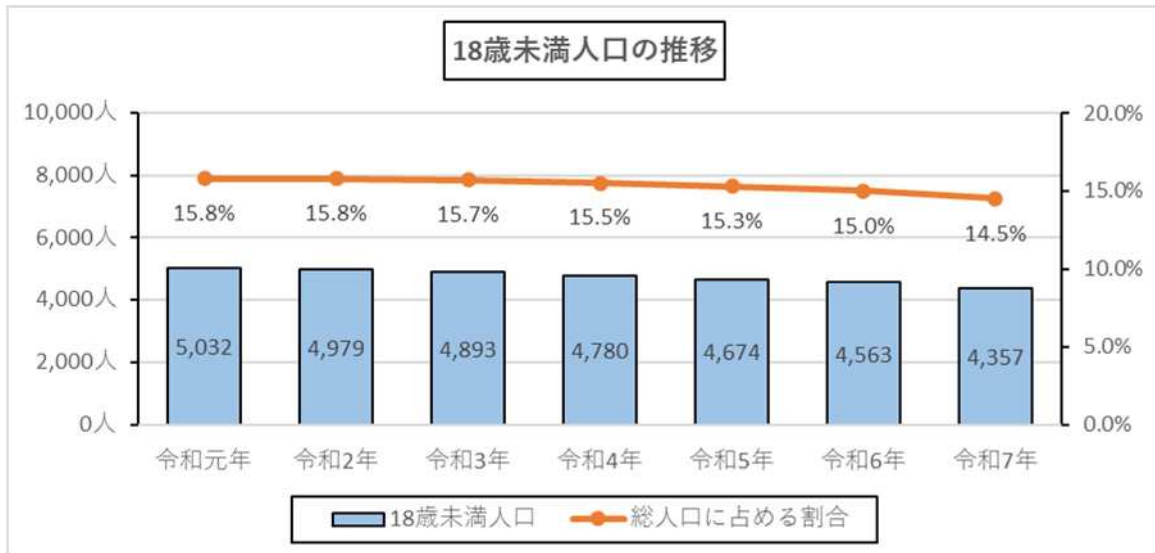


参考：厚生労働省資料

3 児童の状況

(1) 18歳未満人口

18歳未満人口は、令和元年の5,032人から、令和7年の4,357人と、減少傾向で推移しています。総人口に占める18歳未満人口の割合も年々減少傾向で推移しています。



資料：神崎市(令和元～6年3月末現在)

神崎市(令和7年8月31日現在)

(2) 児童のいる世帯構成

神崎市の親族世帯のうち核家族世帯、三世帯世帯、その他の世帯に分類すると、6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、全国・佐賀県と比べて低く、三世帯世帯は高い水準にあります。

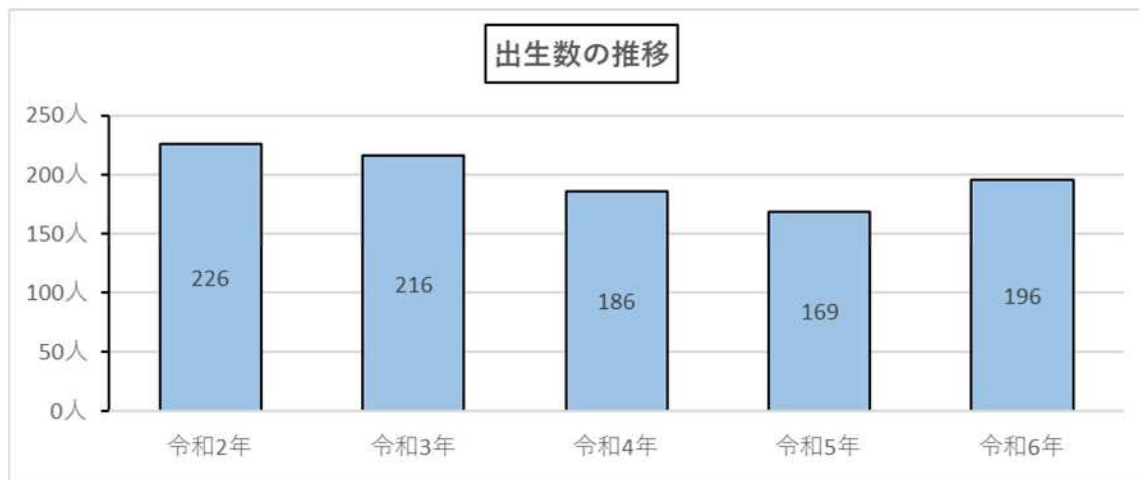
児童のいる世帯構成

	親族世帯数		6歳未満親族のいる一般世帯			
	神崎市	18歳未満親族のいる一般世帯	神崎市		佐賀県	全国
			世帯数	割合	割合	割合
核家族世帯	6,495	1,857	765	75.3%	77.1%	89.3%
三世帯世帯	930	558	186	18.3%	16.7%	7.2%
上記以外の世帯	841	198	65	6.4%	6.2%	3.5%
合計	8,266	2,613	1,016	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査(令和2年)

(3) 出生数の推移

出生数の状況は、令和2年度の226人から令和6年度の196人と、年度ごとの増減はあるものの、減少しています。



資料：神崎市(各年3月末現在)

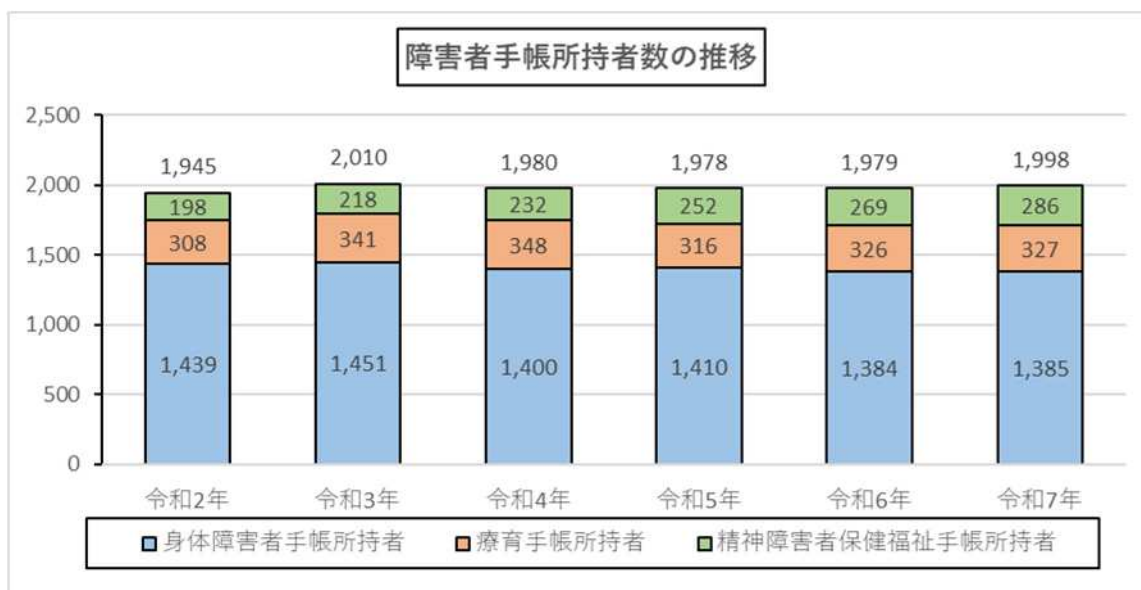
4 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

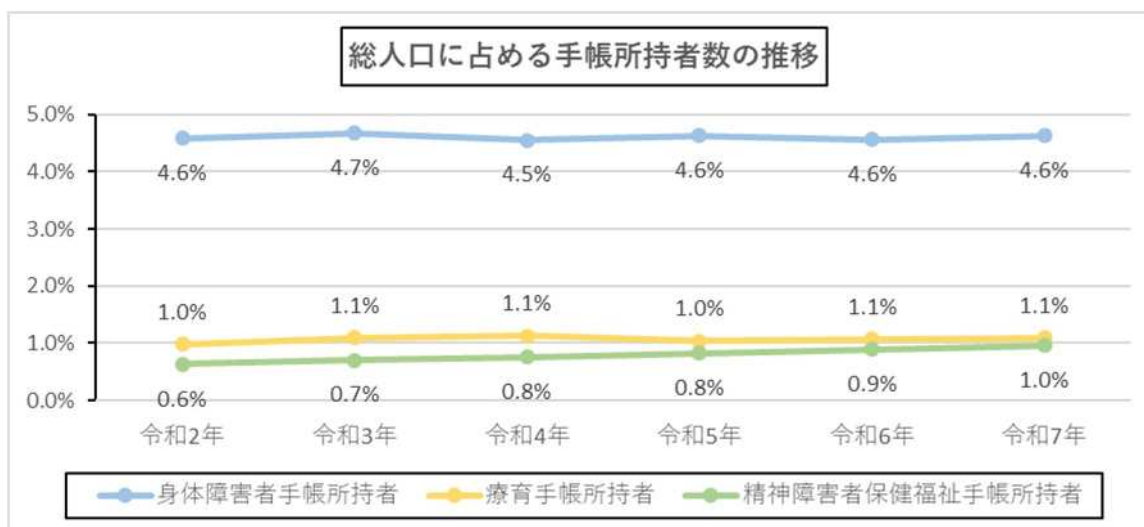
神埼市の障害者手帳所持者数は、令和2年の1,945人から、令和7年の1,998人と、増加傾向で推移しています。

障がいごとの手帳所持者数では、身体障害者手帳所持者が減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

なお、総人口に占める手帳所持者の割合では大きな増減はなく、令和7年では身体障害者手帳所持者4.6%、療育手帳所持者は1.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.0%となっています。



資料：神埼市(各年3月末現在)

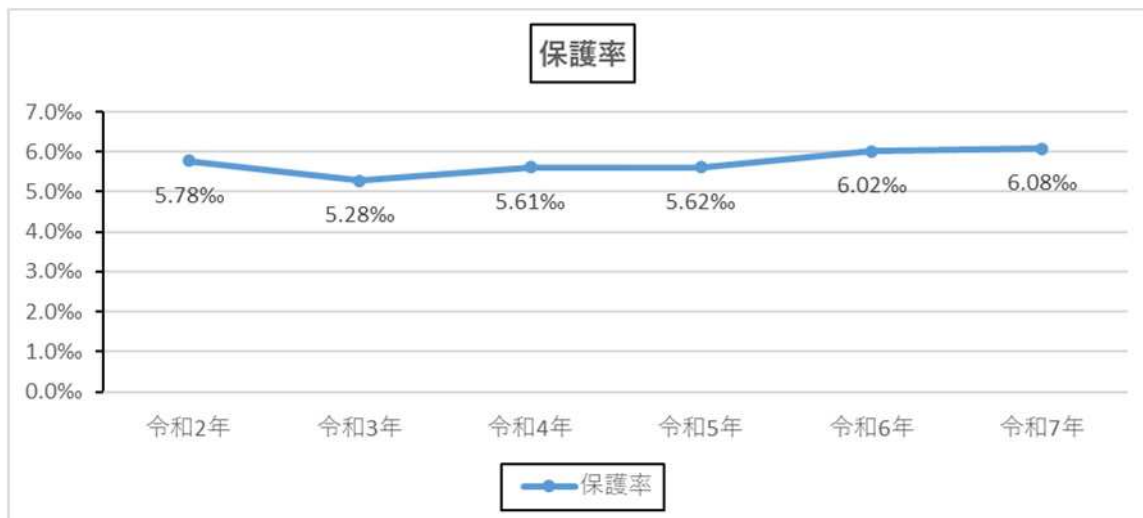


資料：神埼市(各年3月末現在)

5 支援が必要な人の状況

(1) 生活保護率

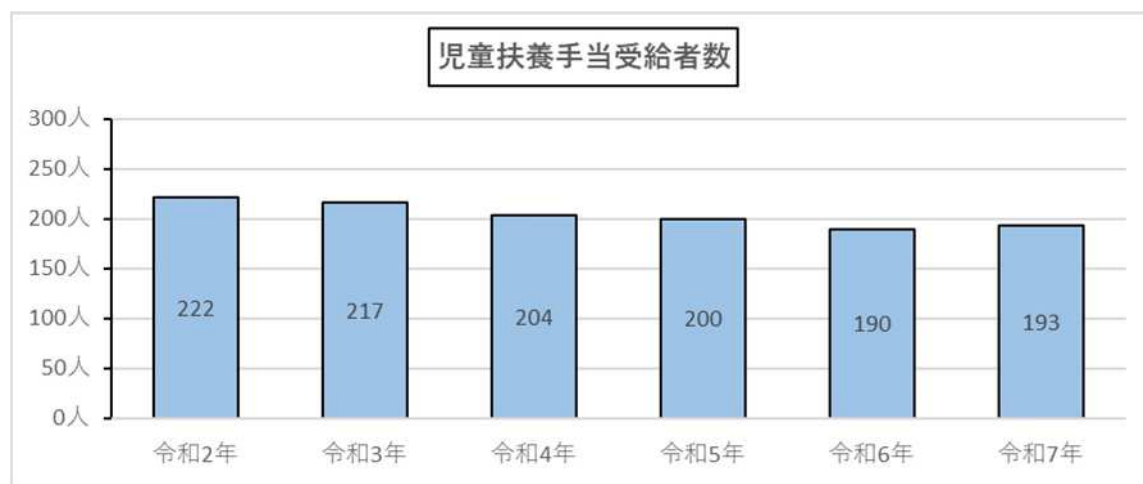
神埼市の生活保護率は、緩やかな増加傾向を示しており、令和7年では6.08‰となっています。



資料：神埼市(各年3月末現在)

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、令和2年の222人から、令和7年の193人と、減少傾向で推移しています。



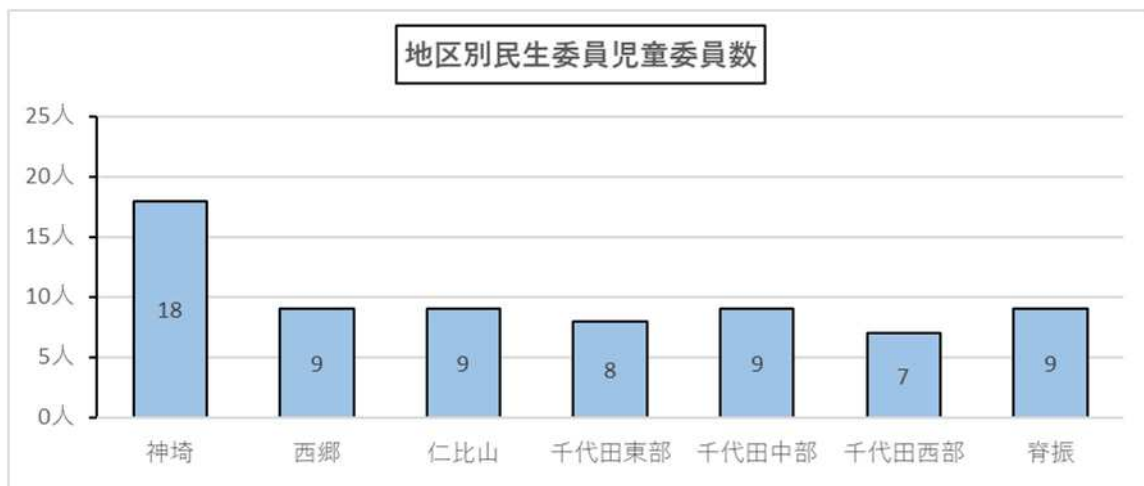
資料：神埼市(各年4月30日現在)

6 地域の福祉資源の状況

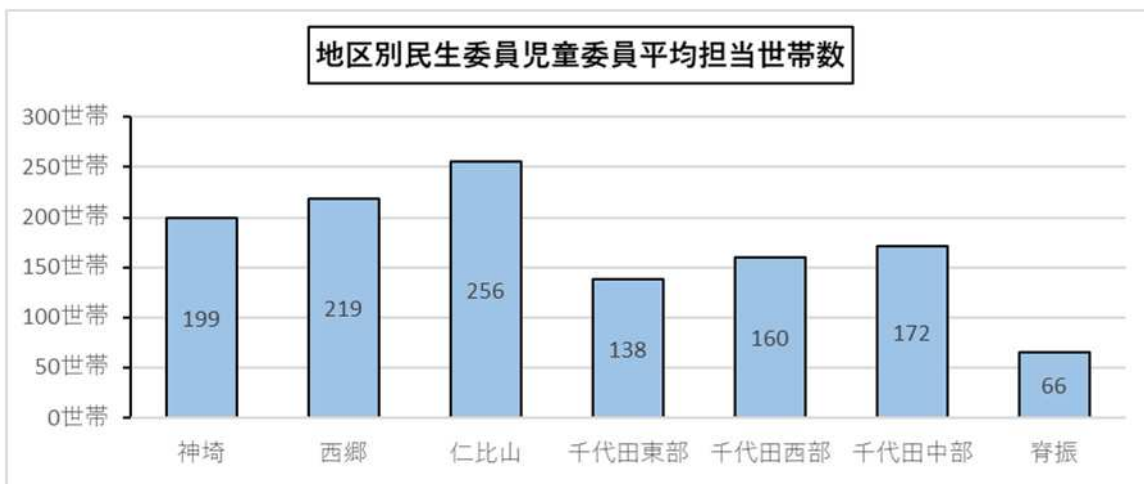
(1) 校区別民生委員児童委員

令和7年の地区別民生委員児童委員数は、神埼の18人が最も多く、千代田西部の7人が最も少なくなっています。

また、各地区の活動範囲（移動距離）などの諸条件はありますが、総世帯数を民生委員児童委員数で除算することにより、各校区における民生委員児童委員一人あたりの平均担当世帯数を算出いたしました。一人あたりの担当世帯数が最も多いのは、仁比山256世帯となっており、最も少ないのは脊振66世帯となっています。



資料：神埼市(令和7年8月31日現在)



資料：神埼市(令和7年8月31日現在)

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本市では、第2次神崎市総合計画において、市が目指す将来像を「幸せつなごう かんざき」とし、その実現のために、「“幸せ”感じる 暮らしやすいまちづくり」、「“幸せ”あふれる まちの魅力・誇りづくり」、「“幸せ”生み出す まちの働く場づくり」、「“幸せ”高める まちの基盤づくり」、「“幸せ”支える 健全な行財政運営」の5つの基本理念を掲げ、施策を進めています。

第3期地域福祉計画においては、「市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重しあい、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが何よりも大切」という認識のもと、『みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市』を基本理念としました。

本計画においては、前期計画における基本理念を引き継ぎ、第2次神崎市総合計画の将来像を踏まえ『みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち 神崎』を新たな基本理念とし理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

**みんなで支え合い、
誰もが安心して暮らせるまち 神崎**

2 基本目標

基本理念である「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち神崎」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、本市においては、第4期神崎市地域福祉計画に反映させる目的で実施した、市民アンケート調査やワークショップの意見及び本市の現状を踏まえて、子育て世帯・高齢者世帯への充実した取り組みについては支援を継続させるとともに、住民の意識（支援要望）が高い、生活困窮世帯及び災害時要支援者への支援の充実を図り、生活困窮者世帯の自立に向けた取組、災害時要支援者への平常時の見守り、災害時の避難支援などの取り組みを充実させ、住民が安心して相談できる行政（環境づくり）を目指します。

また、第3期計画から第4期計画へ移行し、本市がどのように変化したのか評価を行う必要があるため、次の5項目については、「神崎市地域福祉計画における基本目標」として、前計画を踏襲して、総合的に推進します。

基本目標 1

助け合いの心と地域交流の場づくり

地域福祉の考え方は、「全ての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識の上で成り立っており、他人任せではなく、自らが主体となって福祉を担っていくという考えが浸透していくことが地域福祉の推進に不可欠な課題です。

このため、住民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、お互いに助け合って生活することができるよう意識の啓発に取り組みます。

また、人と人とのコミュニケーションにより住民同士の良好な関係の構築のため、地域・世代・国籍をこえた交流の場・機会をつくり、積極的に参加するよう働きかけます。

その際、地域で活動するボランティア団体や市内の小・中学校、高校、大学等の学生ボランティア部など、地域の輪を広げながら交流できる体制を整えます。

基本目標 2

福祉サービスのしくみづくり

福祉にかかわる制度やサービスは、年々、めまぐるしく変化しており、必要なサービスを選ぶためには制度やサービスについての情報や知識を得て、本当に必要なサービスを決定し利用することが必要です。

このため、サービス利用者が適切にサービスを選択・利用できるよう、子育て世代へのサポートをより一層充実させるため「こども家庭センター」を開設を行った様に、福祉に関する情報提供や相談体制を充実するとともに、ひとり暮らしで孤立した高齢者、親族などからの虐待を早期に発見する機能の充実や利用者の権利擁護や成年後見制度の利用促進の取り組みに努め、住民誰もが適切かつ安心して利用できる体制整備に努めます。

また、年齢や障がいの有無などに関わらず、地域の住民が抱える近年の多様化する個別・地域の課題に対して、地域と市役所、子育て支援センター、成年後見センターや地域包括支援センター、生活自立支援センター、社会福祉協議会などの各種関係機関が連携し、課題解決に向けた支援につながる支援体制づくりを進めます。

基本目標 3

地域の助け合いの環境づくり

子育て世帯やひとり暮らしの高齢者、障がい者など、様々な状況の人が暮らししており、その抱える課題も多種多様ですが、行政からの福祉サービスが提供されるだけでなく、地域の住民同士がお互いを知り、見守り、助け合い、支えていくことが大切です。

今後は、個別のかかわりのみによって要支援者を支えるのではなく、同じ地域に住む住民同士がお互いに思いやりを持って助け合い、住民の関係団体等が連携して、地域の要支援者を把握し、見守り活動などを通じた問題解決のための取り組みを進めます。

基本目標4

地域福祉の担い手づくり

住み慣れた地域の中で、健康にいきいきと暮らしていくためには、こどもから大人まで全ての住民が心身ともに健康で、生きがいを持った暮らしを実現することが必要です。特に、高齢社会が進行している現在、高齢者の経験や知識を生かした地域活動への参加は、本人の健康づくりや生きがいづくりになるだけでなく、地域の人材資源の有効活用につながります。

本市では、地域で活動するボランティア団体など福祉活動が行われていますが、行政を含め、活動に関する情報が不足しています。

このため、地域で行われている活動の周知を図り、地域福祉の担い手を育成するとともに、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の地域福祉活動を行う様々な団体への参加を促し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

基本目標5

安心・安全な地域環境づくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、こどもから高齢者まで、住み慣れた地域で安心して生活するためには、保健・医療・福祉という分野にとどまらず、住民が暮らすまち全体の生活基盤を考え、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

このため、災害時に適切な行動ができるよう地域が一体となり、日頃からの備えや情報共有などにより、安全・安心に暮らせる体制を整えます。

また、地域において誰もが安心して暮らしていけるよう、再犯防止の取り組みも推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	取組内容
みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち 神埼	基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	(1) 地域の交流・ふれあいの促進
		(2) 交流・福祉活動の拠点確保
		(3) 人権・福祉意識の醸成
	基本目標2 福祉サービスのしくみづくり	(1) 福祉の情報提供の充実
		(2) 福祉の相談体制の充実
		(3) 福祉サービスの利用体制の充実
		(4) 権利擁護体制の充実 (神埼市成年後見制度利用促進基本計画含む)
		(5) 生活困窮者への自立支援の充実
		(6) 自殺対策を視野に入れた支援の充実
	基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進
		(2) 地域のネットワーク体制の充実
		(3) 地域にあわせた取り組みの推進
		(4) 地域の要支援者の把握・理解促進
	基本目標4 地域福祉の担い手づくり	(1) NPO・ボランティア等の育成
		(2) NPO・ボランティア活動等の促進
	基本目標5 安心・安全な地域環境づくり	(1) 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進 (神埼市再犯防止推進計画含む)
		(2) ユニバーサルデザインの推進

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1

助け合いの心と地域交流の場づくり

(1) 地域の交流・ふれあいの促進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。

アンケート調査をみると、近所づきあいの状況で「親しくつきあっている」とした回答は、全体の3分の1程度となっていますが、これは前回計画策定時の調査より減少しています。また、前回計画策定時と同様に年齢が低くなるほど及び居住年数が少ないほど、「近所と親しく付き合っている」とした回答が少なくなっていることから、若い年齢層や居住年数の少ない人を中心に地域とのつながりが希薄化している様子がわかります。しかし、その一方で、「地域とのつながりがあった方が良い」とした回答が7割以上となっていることから、多くの市民が地域とのつながりは必要であると感じているという結果もみられます。

また、ワークショップでは、多世代交流や地域の方と学生の交流の機会や場所などの必要性について意見がありました。

地域の問題の解決のためには、まず、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切です。そして、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものであるため、地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

【取り組みの方針】

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 子ども、子育て家庭、高齢者や障がい者など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。
- ・自分の住む地域に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加し、地域の中での交流を心がけましょう。
- ・地域の団体・組織に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・地域であいさつ・声かけ運動を推進しましょう。
- ・地域の様々な住民が参加できる行事を企画しましょう。
- ・地域の団体・組織のメリット等をPRし、加入を促進しましょう。
- ・地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・地域の身近な場所で、こどもの遊び場や子育て中の親子の交流の場をつくり、子育て世代の交流・ふれあいを促進します。	こども家庭課
・地域住民の運動会と、小中学校の運動会を同時に開催することで、こどもから高齢者まで地域の住民同士の交流を促進します。	社会教育課
・高齢者や障がい者など、同じ仲間同士が集える「居場所」をつくり、様々な活動を通じ交流できる場・機会づくりを促進します。	健康長寿課 障がい者支援室
・地域活動や行事への参加を促すため、市公式の SNS や広報紙を活用した PR を行い、地域活動を支援します。	こども家庭課 健康長寿課

(2) 交流・福祉活動の拠点確保

【現状と課題】

地域福祉にかかわる取り組みを進めるためには、地域の中で市民同士が交流したり、様々な団体等が福祉活動を行うための「場」が必要です。

ワークショップでは、こどもや若者が安心して集う居場所づくりなど交流の場の必要性について意見がありました。

このため、様々な既存施設等を有効に活用しながら、地域の中で誰もが気軽に集い、交流できる地域福祉の活動拠点の確保に努めます。

【取り組みの方針】

- 地域の様々な施設を有効に活用し、交流活動や福祉活動の拠点づくりを進めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- ・学校や福祉施設などの既存施設を、地域の活動の場として開放したり、地域の交流や団体活動の場として活用しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・神埼市中央交流センターに「子育て支援センター」の出張ひろばを開設するなど、地域の新しい拠点づくりに取り組みます。	こども家庭課
・憩の家等の高齢者福祉施設の活用により、高齢者の居場所づくりに取り組みます。	健康長寿課
・公民館等を活用して、100歳体操、スマホ出前講座を実施するなど、高齢者の活動の場としてのしくみづくりに取り組みます。	健康長寿課 社会教育課

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・集会場について、バリアフリー化や利用しやすいしくみづくりに取り組みます。 	社会教育課

(3) 人権・福祉意識の醸成

【現状と課題】

誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりの基本は、お互いの人権を尊重し合う気持ちや、同じ地域に住む者として困ったことがあったら支え合い、助け合うという気持ちが大切です。

しかし、社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合うコミュニティ意識は薄れつつあります。地域の中であいさつや交流を通じて支え合う意識を自然に育むとともに、市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが必要です。

アンケート調査をみると、福祉について「関心がある」とした回答が前回調査と同様に8割以上となっており、福祉に関する関心の高さが見られます。また、福祉について理解を深めるために必要な機会については、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」等の回答が多くなっていることから、福祉のことについて学んだり、気軽に話し合える場をつくる必要だと考えられています。

全ての住民が、福祉に関する更なる関心を持ち、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動が必要です。

【取り組みの方針】

●障がいの有無や年齢、性別、国籍等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
- ・障がいのことなど、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。
- ・障がいの有無や年齢、性別、国籍等にかかわりなく、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。
- ・男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が対等な立場で地域や団体の活動に取り組みましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
• 学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。	学校教育課
• 男女共同参画の視点に基づく団体の育成やフォーラムの開催など、男女共同参画社会づくりを推進します。	市民課
• 「神崎市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」「神崎市人権教育・啓発基本方針」に基づき、すべての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる社会の実現に向けた取り組みを進めます。	市民課

(1) 福祉の情報提供の充実

【現状と課題】

住民が必要な福祉サービスや支援を活用するためには、まず、その情報を手に入れなければなりません。そのため、市では、福祉サービスに関する様々な制度やサービスに関する情報が、サービスを必要とする人に的確に伝わるように、公式 SNS、ホームページ、広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。

アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先として、「市の広報紙・パンフレットなど」が半数以上で最も多くなっていますが、「インターネットなどの情報媒体」は 34.1%と前回調査より約 10%増加しています。年代別でみると、「インターネットなどの情報媒体」では「18~49 歳」が多くなっていることから、広報・啓発手段として、市公式の SNS などのインターネット媒体の利用が有効だと考えられることから、市公式の SNS 等による情報提供の充実が必要です。

今後は、全ての市民への福祉制度やサービスについて、様々な媒体や機会などを活用した情報の伝達など、更なる情報提供体制の充実や、高齢者や障がい者などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供も必要です。

【取り組みの方針】

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・福祉の制度やサービス、サービス提供事業者や施設に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。
- ・自分が役立つ情報を聞いた際は、積極的に周囲の人に伝えるようにしましょう。
- ・高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。
- ・地域で活動するボランティア等の各種団体は、見やすいパンフレットを作成するなど、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。
- ・サービス提供事業者は、利用者がサービスを選択する際の参考となるよう、提供サービスの内容やサービスについての自己評価、第三者評価などの情報を公開するようにしましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・市公式の SNS など、様々な媒体を活用した情報提供により、情報を必要としている人に的確に届くように努めます。	こども家庭課 福祉課 健康長寿課 障がい者支援室
・地域福祉に関わるさまざまな団体と連携し、活動内容等の情報提供に取り組みます。	福祉課
・各団体の会議、各地区への出前講座や説明会などに出向いての情報提供に取り組みます。	福祉課 健康長寿課
・神崎市手話言語コミュニケーション条例に基づき、手話への理解促進、手話の普及に取り組みます。	障がい者支援室
・障がい者に対する情報保障として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や各種講演会等での手話通訳・要約筆記等による支援の充実を進めます。	障がい者支援室

（２）福祉の相談体制の充実

【現状と課題】

福祉に関する相談は、現在、市役所の福祉関係窓口をはじめ、こども家庭センター、子育て支援センター、生活自立支援センターや社会福祉協議会などの対象別の相談機関、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体による相談活動等があります。

アンケート調査では、福祉に関する取り組みの満足度において、「身近なところでの相談窓口の充実」の満足度が低いことから、相談体制についての更なる充実が求められています。

全ての住民が地域で安心して生活し続けるためには、様々な困りごとを気軽に相談できる体制が不可欠であり、市の相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むことが必要です。

また、年齢や障がいの有無などに関わらず、地域の住民が抱える近年の多様化する個別・地域の課題に対して地域と関係機関が連携して包括的な支援体制整備に取り組みます。

【取り組みの方針】

- 住民が福祉に関する様々な相談を気軽にできる体制づくりを進めます。
- 住民の相談事がスムーズに解決できるよう、様々な相談窓口間の連携強化等に取り組みます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・困りごとや不安を抱え込まないで、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の地域の相談先や行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。
- ・困っている人がいたら声をかけ、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。
- 民生委員児童委員等が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して、相談に応じた解決に取り組みましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
• 子育て世代が交流をしたり、気軽に相談できる場として、こども家庭センターや子育て支援センターの周知に努めるとともに、各センター間の連携により、子育て世代へのサポートを充実させることで、切れ目のない子育て支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
• 悩みを抱えた人へ相談窓口の周知を進めるとともに、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に対応できるよう、各関係機関との連携を図り相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
• 複合的な課題を抱える個別ケースについて、行政、生活自立支援センター、社会福祉協議会、福祉サービス事業者などが集まり、課題解決に向けた情報の共有及び連携を図り支援の充実を図ります。	福祉課
• 研修等により各種相談員の資質向上を図ります。	こども家庭課 福祉課 健康長寿課
• 地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実と関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	健康長寿課

(3) 福祉サービスの利用体制の充実

【現状と課題】

全ての住民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要であり、誰もが安心して利用できる福祉サービスを、質・量の両面で確保していく必要があります。

アンケート調査では、安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこととして、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」の回答が6割以上を占めており、福祉サービスに関する情報提供及び利用体制の更なる充実が求められています。

福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、子ども子育て支援法や介護保険法、障害者総合支援法等にみられるように、さまざまな主体により、サービスが提供されるようになっていきます。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かくに対応するために企業はもとより、地域のボランティア・NPO等の公共サービスの新しい担い手となる団体や大学などとも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要です。

【取り組みの方針】

- 住民のニーズに対応した質・量ともに十分な福祉サービスを確保するため、企業やNPO等の多様な担い手によるサービス提供を進めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・自分の生活にかかわる様々な福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- ・行政や福祉サービス事業者に対して、サービスについての意見・要望や改善のアイデア等を積極的に伝えましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・サービス事業者は、利用者からの苦情・意見・要望等の聞き取りを行い、よりよいサービスの提供に努めましょう。
- ・サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。
- ・サービス従事者同士が集まり、介護方法や事故・苦情等に関する情報交換を行うなど、職員間の技術とサービスの質の向上に努めましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・子ども・子育て支援事業計画に基づき、こども家庭センターや子育て支援センター、ファミリー・サポートセンターの運営など子育て世帯へのサービスの充実を図ります。	こども家庭課
・高齢者保健福祉計画に基づき、地域包括支援センターや成年後見センターの運営など高齢者へのサービス充実を図ります。	健康長寿課

取り組み内容	担当課
・「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、全ての住民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支え合いながら住み慣れた地域で共に生きる社会への取り組みを推進します。	障がい者支援室
・西九州大学、神埼清明高校などの福祉関連大学・高校と連携して、若い福祉人材の育成に取り組みます。	健康長寿課
・ファミリー・サポート・センター提供会員などのサービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講演会等への参加・受講を促し、技術の向上を目指します。	こども家庭課 健康長寿課
・地域や住民に密着したきめ細やかな居住支援ができるよう、佐賀県居住支援協議会の取り組みを促進するとともに、住宅関連事業者や福祉事業者等との連携を図ります。	福祉課 建設課

(4) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

アンケート調査では、安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこととして、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」「行政やサービス事業者の情報公開を進める」「サービスに関する苦情やサービス事業者とのトラブル解決の支援体制を整える」等の回答があがっており、サービス利用者等の権利を守る取り組みやサービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情相談・解決の仕組みづくりが求められています。

また、成年後見制度の認知度では、「聞いたことはあるが、内容は知らない」「聞いたことがないため、知らない」が60%を超える回答となっており、成年後見制度の内容などについて情報発信が必要です。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

また、権利擁護の問題として、悪質な訪問販売等の悪質商法から、高齢者や障がい者等を守る消費者保護の取り組みも重要な課題となっています。

【取り組みの方針】

- サービス利用者等の権利擁護や苦情解決、サービス評価などの仕組みづくりに取り組みます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め正しい知識を身に付けましょう。
- 悪質商法や振り込め詐欺等について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。
- 地域の見守り活動に積極的に参加し、隣近所の異変に気づいたら早急に民生委員児童委員や行政機関に連絡しましょう。
- サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に積極的に伝えましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- 成年後見制度などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
- 社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの充実に努めましょう。
- 見守り活動による問題の早期発見や相談機関への連絡体制を築きましょう。
- 自治会単位等で回覧板などを利用して、悪質商法や振り込め詐欺等に関する注意を促しましょう。
- サービス事業者は、サービス利用者へ適正なサービスを提供するとともに、利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。
- サービス事業者は苦情解決のための窓口等を設置し、相談体制を整備しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
• 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を支援するとともに、高齢者・障がい者の虐待等の防止に向けた対策に取り組みます。	健康長寿課 障がい者支援室
• 成年後見制度の認知度向上のため、制度の内容や利用方法について情報発信を行い、周知と利用促進に努めます。	健康長寿課 障がい者支援室
• 高齢者・障がい者福祉事業所などの職員向けの研修を行い、相談窓口の周知・啓発に努めます。	健康長寿課 障がい者支援室
• 悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。	商工観光課
• 県等と連携して、福祉サービス第三者評価制度の普及に努めます。	こども家庭課 福祉課 健康長寿課 障がい者支援室

神崎市成年後見制度利用促進基本計画

【成年後見制度とは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、介護のサービスの利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割協議の必要があっても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられ、判断能力が不十分になったあと、家庭裁判所に申立を行い、成年後見人等が選ばれます。

「任意後見制度」は、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立を行い、任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じます。

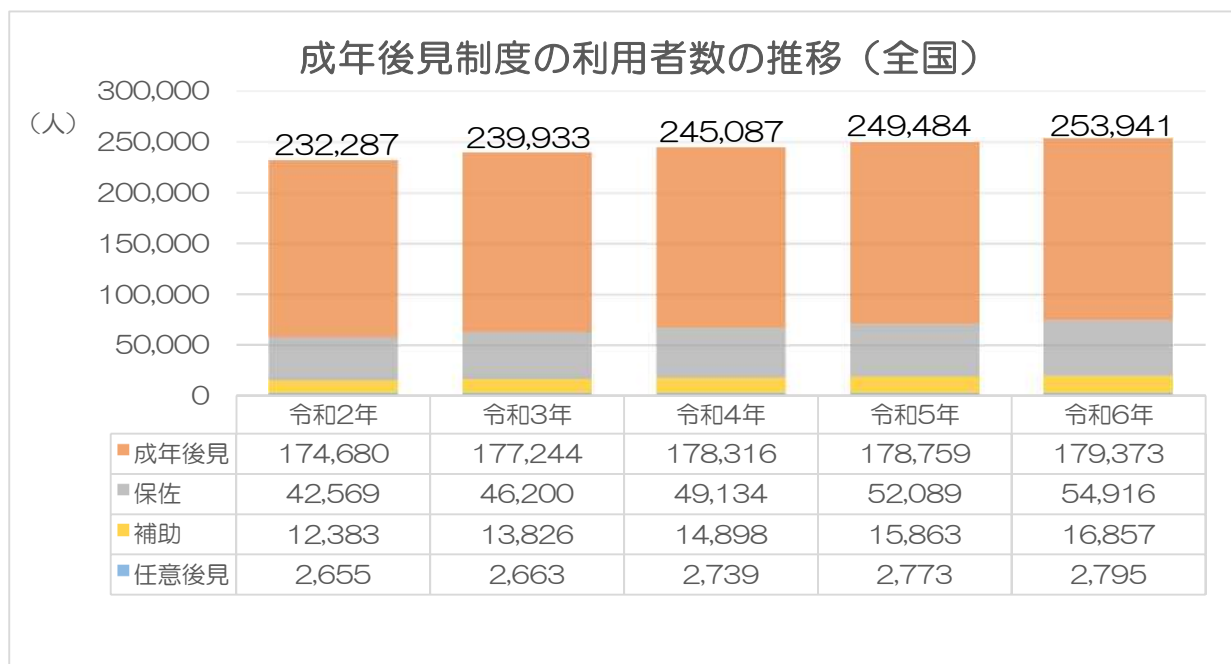
成年後見人の職務には、大きく分けて「身上保護」（本人の生活を維持するための手続きや療養看護に関する契約等の事務）と「財産管理」（本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作成する）があります。

【神崎市における現状と課題】

全国の利用状況

最高裁判所が公表している資料によると、全国の成年後見制度の利用者総数の推移は、令和2年の232,287人から令和6年の253,941人まで年々増加傾向で推移しています。

各事件類型における利用者数でも、全ての事件類型において、増加傾向で推移しています。



資料：最高裁判所事務総局家庭局（各年12月末日時点）

神崎市における成年後見制度利用に関する状況

佐賀家庭裁判所の資料によると、令和7年4月1日時点での本市における成年後見制度の利用者は80人となっています。

(単位：人)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
神崎市	57	20	3	0	80
佐賀県	1,435	410	113	13	1,971

成年後見制度市長申立件数と成年後見制度利用支援事業利用者数

成年後見制度は、本人、配偶者、四親等内の親族等による申立が基本となりますが、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、成年後見開始の審判請求ができる親族がなく、その福祉を図るために特に必要であると認められる方に対しては、当事者による審判請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、相談、援助等のサービス利用の過程においてその実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判請求権を付与しています。

【市長申立件数の推移】

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
老人福祉法	0	2	4	7	13
知的障害者福祉法	0	0	0	0	0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	0	0	0	0	0
合計	0	2	4	7	13

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難であると認められる者に対して、申立に要する経費及び後見人等への報酬の全部または一部を助成する事業です。

【成年後見制度利用支援事業利用件数の推移】

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
市長申立における費用助成	0	2	2	3	7
報酬の助成	2	0	2	3	7
合計	2	2	4	6	14

【課題分析】

高齢者の課題

高齢化の進展から一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。地域でのつながりの希薄化に伴う孤立や身近に支援者がいない状況も見られています。判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪も後を絶たず、今後も財産管理や身上保護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。

また、身寄りがない高齢者だけでなく、家族の形の多様化により、家族がいても支援が得られない高齢者も増えています。配偶者や子がない高齢者はこれからも増加する見通しであり、いざというときに頼れる身寄りがない高齢者の課題は、高齢者だけでなく、壮年期の方にとっても将来的な課題となっています。

障がい者の課題

障がい者に関しては、知的障がい者、精神障がい者ともに年々増加傾向で推移しており、障がい者を見守る家族等の高齢化も懸念されます。「親亡き後」を見据えた支援の必要性が高まっていくと推測されます。

【取り組みの方針】

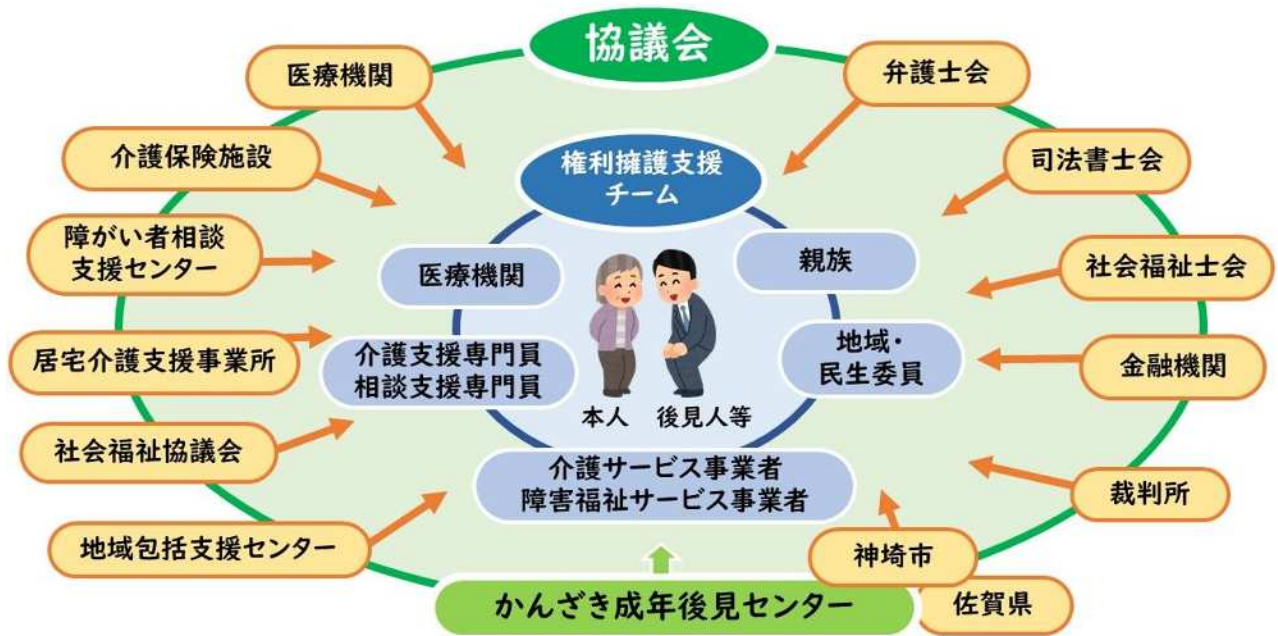
利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備等を進めてきた第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度から令和 3 年度まで）に引き続き、令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度から令和 8 年度まで）では尊厳のある本人らしい生活と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を図ることとしています。

認知症、知的障がい等、精神上の障がいにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、地域共生社会の実現に資することです。権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように以下の取り組みを行います。

1. 地域連携ネットワークの整備

権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の低下や取り巻く生活の状況により、本人らしい生活を送ることが難しくなったとしても、自ら助けを求めることや、権利が侵害されていることに気づくことが難しい場合があります。本人らしい生活を送るためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定を支援することや本人の必要に応じた福祉、医療サービスの利用につなげることが重要です。権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活や地域生活への参加を継続していくためには、地域、福祉、司法、行政等、様々な機関が連携する仕組みを作る必要があります。福祉・医療等の本人を支える権利擁護支援チームに加え、司法や福祉の専門職や後見人、本人の意思決定を支援する人等、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

神崎市地域連携ネットワークのイメージ図



2. 中核機関の整備

成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を必要とする方が安心して利用できるよう、地域で支える体制を構築する、地域連携ネットワークの中核となる機関として、神崎市では令和6年4月1日、行政直営での中核機関「かんざき成年後見センター」を設置しました。「かんざき成年後見センター」では、地域連携ネットワークが円滑に機能するために次の4つの機能を役割とし、さらなる機能の強化を図ります。

・広報機能

広報誌の作成・配布、地区等での講座の実施等周知啓発を行います。

・相談機能

ご本人、ご家族や関係者などからの成年後見制度に関する相談に応じます。また、ケアマネジャーや相談窓口職員向けに研修会を開催し、地域の支援者の相談対応力の向上を図ります。

・成年後見制度利用促進機能

申立に関する相談や支援、成年後見制度の利用を行う際の、書類の書き方や取得方法の説明を行う等、その支援を行います。申立の代行を希望される場合には、弁護士、司法書士等の代行機関の紹介を行います。

また、後見人に求められる役割や、必要となる同意・代理行為、被後見人が抱える課題等、本人の状況や意向に合わせた適切な支援方針や成年後見人等が選任されるように、支援方針をもとに推薦する機関の検討を行う受任者調整会議を開催し、その円滑な運営に努めます。

・後見人支援機能

後見人等の選任後においても後見人等と連携し、継続したモニタリングや後見人等へのバックアップを行います。

3. 神崎市成年後見制度利用促進協議会の設置

成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるよう、成年後見制度の利用促進を協議する場として、司法、医療、福祉等の関係機関

の代表者で構成された「神崎市成年後見制度利用促進協議会」を設置しています。協議会では中核機関の運営及び評価等に係る必要な事項や中核機関の公正及び中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るための協議を行っています。

4. 任意後見制度の利用促進

高齢化や一人暮らし世帯の増加などを背景として、地域社会からの孤立や身寄りがないことで、生活に課題を抱える人の問題が顕在化しています。本人の意思の反映、尊重という観点からも、任意後見制度についての周知、広報を進め、相談機能の強化を図ります。

5. 担い手の確保・育成等の推進

成年後見制度のニーズが高まる一方で、成年後見人等の受任の受け皿は不足しており、後見人等の担い手の確保や育成等の重要性が増しています。日常生活自立支援事業からの切れ目のない支援の継続のためにも、法人後見の受任体制の整備が期待されます。また、地域住民の中から人材を発掘し、市民後見人の養成を行っていくことで地域共生社会を実現していくことが求められています。神崎市でも、佐賀県と連携し市民後見人の育成に取り組んでいきます。

6. 市長申立の適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障がい者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市長村長申立ができることとされています。特に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）では、養護者による虐待の通報・届け出のあった高齢者や障がい者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立を実施するものとされています。また、悪徳商法等財産上の不当取引の被害を受け、又は受ける恐れのある高齢者、障がい者についても同様です。

成年後見制度利用支援事業では、成年後見制度を利用することが有用であると認められる高齢者又は障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ、利用が困難であると認められる人を対象とし、申立に要する経費及び後見人等の報酬への全部または一部を助成しています。適切な成年後見制度利用支援事業の実施のためにも、国の成年後見制度利用促進基本計画と方向性を合わせ、適宜実務の改善を検討していきます。

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等、ノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、総合的な権利擁護支援策の充実や地域連携ネットワークの推進が必要になります。神崎市の地域連携ネットワークを包括的なものにしていくため、関係機関との連携をさらに進めていきます。

(5) 生活困窮者への自立支援の充実

【現状と課題】

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯などの生活困窮に至るリスクの高い人々が増加し、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者は課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や地域ネットワークの強化が必要です。

アンケート調査では、神崎市生活自立支援センターが行う生活困窮者支援の認知度については、「聞いたことがなかった」「聞いたことがあったが活動内容は知らなかった」との回答が8割以上を占めていたため、生活困窮者のみではなく、市が実施している事業を市民全体へ周知していく必要があります。

【取り組みの方針】

- こどもの現在、及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策を推進する「神崎市こどもの未来応援計画」に基づき、総合的な対策に取り組みます。
- 生活困窮者自立支援事業や、生活福祉資金貸付事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- ・必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
- ・気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- ・民生委員児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・こどもの未来応援計画に基づき、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」、「支援・制度につなぐ取組」の推進に取り組みます。	こども家庭課
・生活困窮者自立支援法等に基づき、実施する各種事業について市公式のSNSや広報紙を通じて周知を図ります。	福祉課

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援を図るため、「自立相談支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」、「就労準備支援事業」、「住居確保給付金の支給」により、生活困窮者の支援に取り組みます。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会と連携を図り、生活困窮者への包括的な支援に取り組みます。 	福祉課
<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や住民に密着したきめ細やかな居住支援ができるよう、佐賀県居住支援協議会の取り組みを促進するとともに、住宅関連事業者や福祉事業者等との連携を図ります。 	福祉課 建設課
<ul style="list-style-type: none"> ハローワークと連携を図り、生活保護受給者等の就労に困難を抱える方への就労支援に取り組みます。 	こども家庭課 福祉課

(6) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

【現状と課題】

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携の連携レベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進するため、国では自殺総合対策大綱が定められています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。自治体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

【取り組みの方針】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・こころの健康に関心を持ちましょう。
- ・悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。
- ・自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・地域の関係機関・民間団体等との連携とネットワークの強化により総合的な自殺対策の推進を図ります。	健康長寿課
・研修等により自殺対策に関わる人（団体）、自殺予防に関わる人の資質の向上を図ります。	健康長寿課
・市公式の SNS や広報紙により、自殺対策への知識の啓発・相談窓口の周知に取り組みます。	健康長寿課
・ハイリスク者、こどもやその家族、遺された人等へ生きることの促進要因を増やす支援に取り組みます。	健康長寿課

(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

【現状と課題】

民生委員児童委員、福祉に関わる団体等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、子育て家庭や高齢者、障がい者への支援など、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

アンケート調査では民生委員児童委員の活動内容及び担当の民生委員児童委員に関しては4割以上が「知っている」と回答していますが、年齢が低くなるほど認知度は低くなっています。

また、神崎市社会福祉協議会の活動内容に関しては7割以上が「活動内容は知らなかった」と回答しており認知度が低くなっています。

民生委員児童委員、社会福祉協議会、関係団体等と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【取り組みの方針】

- 民生委員児童委員や福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・ 自分の住んでいる地区の民生委員児童委員を知りましょう。
- ・ 民生委員児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・ 民生委員児童委員、市社会福祉協議会や福祉に関わる団体は、地域における様々な活動の充実と、その周知に努めましょう。
- ・ 地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・ 民生委員児童委員等に対する認知度を高めるため、市公式の SNS や広報紙を通じて活動内容などを紹介します。	福祉課
・ 民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携により、地域の課題把握とその解決に向けた見守りや声かけ、相談など様々な地域の福祉活動を支援します。	福祉課

(2) 地域のネットワーク体制の充実

【現状と課題】

子育て家庭やひとり暮らしの高齢者、障がい者などの様々な要支援者に対しては、地域の個人や各種団体がつながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

アンケート調査では、日常生活上の支援が必要になったときに地域の人にしてほしい支援として、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が6割以上となっています。

このことから、より身近な単位で地域の関係者が連携しながら支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりや地域単位の支え合い活動の促進が必要とされています。

そのため本市では住民や民生委員児童委員、関係団体等が協働して、何か困りごとがある場合や緊急時の際にスムーズな対応をとる体制を整えるため、関係団体のネットワークづくりを構築します。

【取り組みの方針】

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。
- ・民生委員児童委員や社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、積極的に活用しまししょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・民生委員児童委員や社会福祉協議会は、地域住民のニーズを把握し、問題解決に向けた支援につなぐため、行政や関係機関へ情報交換を定期的にも実施しまししょう。
- ・社会福祉協議会は、地域単位での支え合いネットワークづくりに取り組みまししょう。
- ・小地域で、地域の困りごとやその解決策等を話し合う機会をつくりまししょう。
- ・地域で要支援者を支える活動を行っている団体は、他の団体にも関心を持ち、情報交換を行うなど団体同士が協力・連携して、よりよい活動を展開しまししょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・民生委員児童委員などの地域の見守り活動を行う団体等との連携により、ネットワーク体制の充実に取り組みます。	福祉課
・社会福祉協議会とは、福祉に関する様々な場面で連携を密にし、個人に対する支援や地域と協働し地域課題の解消に取り組みます。	福祉課

(3) 地域にあわせた取り組みの推進

【現状と課題】

地域の要支援者を皆で支えていくためには、要支援者を取り巻くそれぞれの地域にあった活動を推進することが重要です。

アンケート調査では、民生委員児童委員に充実してもらいたい活動として、「高齢者等の支援が必要な方に対する訪問活動」が約5割、地域推進のために、神崎市が取り組むべき課題として、「自治会を基盤とした地域のささえあいのしくみづくり」が約4割となっています。

ワークショップでは、声かけや支え合いなどの地域交流や地域活動の必要性について意見がありました。

地域の要支援者に対しては、最も身近な住民同士が連携し、民生委員児童委員等と協力しながら、見守り・訪問活動などを行い、支援の輪が根づくよう地域にあわせた取り組みを進めます。

【取り組みの方針】

- 地域の生活課題を整理し、地域のことは地域全体で解決するために行動しましょう。地域福祉活動計画を社会福祉協議会で策定し、地域単位での取り組みを進めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・隣近所とのあいさつや声かけを日頃から行い、地域の連帯意識を深めておきましょう。
- ・近所の高齢者のみ世帯へは、時々家を訪ねるなど安否確認を行いましょう。また、高齢者自身も家に閉じこもらずに、地域の行事や活動には積極的に参加し、長年培った知識と経験を活かしましょう。
- ・こどもの登下校時や安心して遊べるよう、外に出て声かけを行うなどの見守り活動を行いましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・民生委員児童委員と協力して、一人暮らし高齢者や認知症の方等の見守り・訪問活動を行いましょう。
- ・公民館や老人クラブなどの行事やサークル活動を充実し、高齢者同士の交流や健康・生きがいづくりに役立てましょう。
- ・学校・PTA等と連携して、巡回を行いましょう。
- ・子ども会の活動を推進しましょう。
- ・地域の行事や活動について、誰もが参加できるような行事の企画や活動内容の工夫を行い、参加を促しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・市社会福祉協議会と連携し、地域に根差した活動を行っている福祉団体に対して活動支援に取り組みます。	福祉課

取り組み内容	担当課
(再掲) ・民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携により、地域の課題把握とその解決に向けた見守りや声かけ、相談など様々な地域の福祉活動を支援します。	福祉課
・生活支援体制整備事業により、お互いに助け合える地域づくりの推進を図ります。	健康長寿課

(4) 地域の要支援者の把握・理解促進

【現状と課題】

要支援者を地域で支えていくためには、まず地域にどのような支援を必要とする人がいて、どのような支援を行えばよいのか検討する必要があります。

アンケート調査では、地域の人にどのような支援をしてほしいかでは、「緊急時や災害時の手助け」が7割、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が6割を超えております。

ワークショップでは、地域の課題として高齢化に関する問題があげられており、今後は地域のあらゆる立場の人の問題を知ることが必要です。

このため、差別や偏見ではなく、助け合う気持ちを持って地域の要支援者に目を向けること、また、特別な支援ではなく、それぞれの立場でそれぞれができることから要支援者とかかわりあっていけるよう、まずは地域の要支援者の把握と理解に努めます。

【取り組みの方針】

- 地域の中で互いに助け合えるよう日頃から近所づきあいをしたりして、いざという時に助け合える地域づくりに努めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握しましょう。
- ・困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。
- ・身近な地域での助け合い活動や行事には積極的に参加し、地域の人との交流を深めましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・自治会や民生委員児童委員等の相談員は、地域の要支援者を定期的に訪問するなど、要支援者の状況を把握しましょう。
- ・自治会・町内会などを単位とした、小地域による要支援者の把握・支援ネットワークづくりと、地域の要支援者への支援体制づくりを進めましょう。
- ・自治会や民生委員児童委員等の相談員と住民とが連携・協力して、地域の要支援者を見守りましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
• 子育て家庭や高齢者、障がい者などに対する個別福祉分野の計画に基づく、各種福祉サービスの提供に努めます。	こども家庭課 障がい者支援室 健康長寿課
• 民生委員児童委員と連携して「ひとり暮らし実態調査」を行い、要支援者の把握に取り組みます。	福祉課 健康長寿課
• 「神埼市おたっしゃガイド」を活用し、高齢者福祉サービスに関するサービス事業者等の情報提供を図ります。	健康長寿課
• 避難行動要支援者台帳を活用し、災害時に避難が困難な方の情報提供により、地区及び関係機関との連携を図ります。	福祉課

(1) NPO・ボランティア等の育成

【現状と課題】

地域の中には、様々な手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対する子育て支援活動や高齢者・障がい者への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPO やボランティア活動の重要性は年々高まっています。

アンケート調査において、ボランティア活動等へ参加する条件では、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が3割を超える回答があり、一定数の市民の方はボランティア活動に関心があることが分かります。また、ボランティア活動等を積極的に行うために必要な市の取り組みでは、「活動に関する情報提供」が6割を超える回答となっており、情報提供の充実が求められています。

こうしたことから、一人でも多くの住民がボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加できるよう、ボランティアに関する情報提供や各種養成講座等を開催し啓発を行うとともに人材育成を行っていきます。また、地域住民一人ひとりが個別のかかわりによって要支援者を支えるのではなく、このような活動主体が協力してまちづくりを進めるためのしくみづくりに取り組みます。

【取り組みの方針】

- 住民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供や活動しやすいしくみづくりを進めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・活動の担い手となる人材の発掘・育成に協力しましょう。
- ・地域のボランティア活動や自治会活動などの地域で行われている活動に関心を持ち、自分でできるボランティア活動を見つけ、参加しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・ボランティアに関する学習会を開いたり、自分たちが行っているボランティア活動の内容等について情報提供していきましょう。
- ・支え合い活動の担い手を養成する講座や体験活動等を実施し、人材の育成に努めましょう。
- ・社会福祉法人等の福祉サービス事業者及び従事者は、専門的な知識や技術を活用し、地域活動に協力しましょう。
- ・ボランティアやNPO等は、自分たちの活動を積極的にPRしましょう。
- ・ボランティア団体同士が連携して、よりよい活動を展開しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・ボランティアやNPO等に関する情報を提供し、住民の参加を促進します。	福祉課
・社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア育成のための支援を行います。	福祉課
・身近な相談員として訪問活動等を行う民生委員児童委員に対して、専門的な視点を持って地域の福祉活動にかかわることができるよう、研修等を実施します。	福祉課

（2）NPO・ボランティア活動等の促進

【現状と課題】

本市では、地域福祉推進の中核的組織である社会福祉協議会をはじめ、子育てサークルや民生委員児童委員、老人クラブ、自治会、地域婦人会、子どもクラブ連絡協議会、障がい者の当事者団体など、様々な団体が地域で活動しています。

これらの活動団体がそれぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切であるとともに、各種団体と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【取り組みの方針】

- 地域の様々な団体と連携し、地域福祉のための活動を促進します。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・ボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ・ボランティアやNPO活動、地域活動等の活動内容をよく知り、活用しましょう。
- ・社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、自分に合った活動に参加しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・ボランティアやNPO等は、自分たちの活動を積極的にPRしましょう。
- ・活動に参加しやすいような内容や参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。
- ・福祉関連のボランティア活動について、研修・講座等を開催し、住民が実際に活動を始めるきっかけをつくりましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・市民活動情報紙の発行等により、各種助成制度や活動事例などの情報提供の充実を図ります	福祉課
・ボランティア意識の向上のための啓発や効果的な広報の方法を活用し、幅広い世代に向けて情報発信を行います。	福祉課

取り組み内容	担当課
• 地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会とは特に緊密に連携し、支援の担い手（ボランティア等）と受け手（要支援者）を結びつける調整役として活動を促進します。	福祉課

(1) 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、犯罪に巻き込まれない、災害時であっても安全に避難できるなど、防犯・防災体制の整備が必要です。

アンケート調査では、日常生活上の支援が必要になったときに地域の人にしてほしい支援として、「緊急時や災害時の手助け」が7割以上、支援できることでも「緊急時や災害時の手助け」が6割以上と、災害や緊急時の助け合い活動に対する市民の関心が非常に高いことがわかります。

また、災害時の避難に関しては、3割以上の方が「できないと思う」と回答しており、1割以上の方が災害時の避難場所を「知らない」と回答しています。

福祉に関する取り組みの満足度と重要度では、重要度は高いものの満足度が低い施策として、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「防犯・防災対策の充実」などがあがっており、市民の目から見て優先順位の高い施策と言えます。

風水害等の災害対策や日常的な防犯対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要となります。防犯・防災意識の啓発や活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていくことが重要です。

【取り組みの方針】

- こどもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。
- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- ・地域内の犯罪や事故等に関心を持ち、被害に遭わないように注意しましょう。
- ・こどもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。
- ・高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、災害時には協力しましょう。
- ・不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
- ・こどもを犯罪等の被害から守るため、「子ども110番の家」等の防犯活動に参加・協力しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- 自主防災組織の設立など、避難行動要支援者を地域で支援するしくみづくりに取り組みましょう。
- 危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップ等の作成等、地域で防災対策を講じましょう。
- 警察、学校、PTA、民生委員児童委員等の関係団体が連携して、こどもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。
- PTA 等による防犯パトロールについて、住民の参加を促しながら活動を拡大し、通学路等の安全を確保しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
• 避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。	福祉課
• 避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。	防災危機管理課
• 防災マップの作成や広報、インターネット等を通じて、住民に対する防災知識や不審者情報の周知に努めます。	防災危機管理課
• 防災行政無線の文字戸別受信機などの設置により、視覚・聴覚・言語機能障がい者等の避難行動要支援者に対し、緊急時に必要な情報を伝達できるよう、その人の状況に応じた情報伝達方法に配慮します。	防災危機管理課
• 消防署、消防団、警察署、保健・医療機関、学校、地区の自治会、自主防災組織等と連携・協力しながら、地域の防災対策を進めます。	防災危機管理課
• こどもや高齢者、障がい者などの交通弱者への安全教育を進めるため、交通教室の実施と拡大に取り組みます。	防災危機管理課

神崎市再犯防止推進計画

(1) 施策の方向性

国や県、関係団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪により被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

そこで、この第4期神崎市地域福祉計画の再犯防止対策を神崎市再犯防止推進計画に位置付け、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとし、計画の期間も第4期神崎市地域福祉計画と同期間とします。

(2) 現状と課題

佐賀県における刑法認知件数は、平成15年の14,351件をピークに、年々、減少し令和3年は2,821件と最も減少しました。しかし、令和4年より増加傾向となり、令和6年は3,978件となっております。

安全で安心なまちづくりのためには、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、市や市民、関係機関等がそれぞれ役割を担い、連携及び協力を図りながら、防犯のための取組を進めることが重要です。

また、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がないなど、社会復帰後の生活がうまくいかず再犯に至るケースがあり、さらに高齢や知的障害、薬物依存など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。

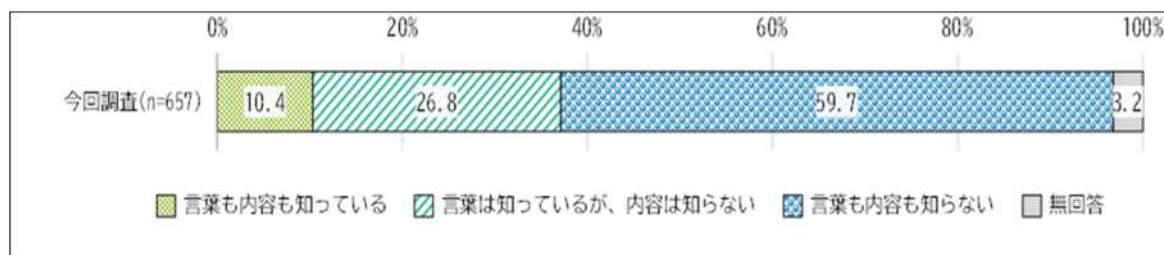
そのような人が再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげていくことが課題となっていると考えられます。

また、市民が安全で安心して生活できる環境の確保につなげるため、再犯防止の取組を推進する保護司会、更生保護協会、BBS連盟への活動支援補助のほか、「社会を明るくする運動」を通じた地域住民への理解及び普及啓発、また、民生委員・児童委員協議会との情報共有、保護観察所等関係機関との連携強化を進めることが重要です。

<アンケート調査>

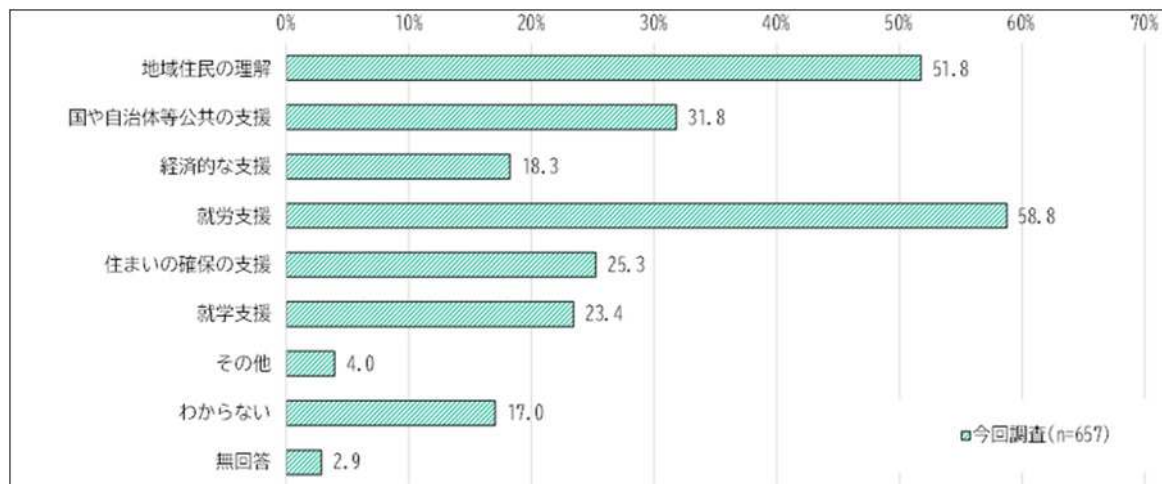
【社会を明るくする運動の認知度】

「社会を明るくする運動」の認知度については、「言葉も内容も知らない」が59.7%と最も高く、次いで「言葉は知っているが、内容は知らない」26.8%、「言葉も内容も知っている」10.4%の順となっています。

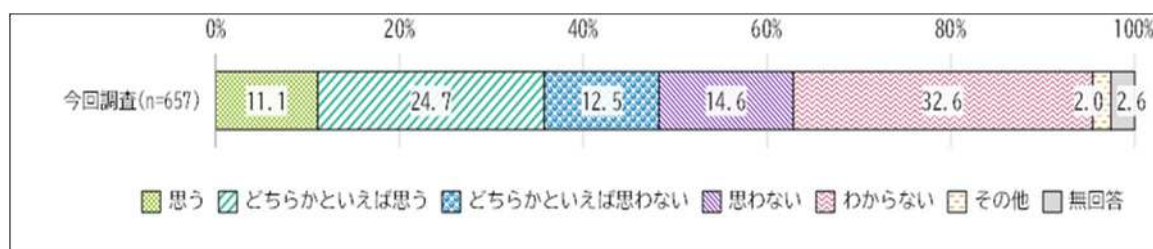


【犯罪や非行をした人の立ち直りのために必要な支援（複数回答）】

犯罪や非行をした人の立ち直りに必要なことについては、「就労支援」が58.8%と最も高く、次いで「地域住民の理解」51.8%、「国や自治体等公共の支援」31.8%の順となっています。



犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては、「わからない」が32.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば思う」24.7%、「思わない」14.6%の順となっています。



(3) 取り組みの方針

- 再犯防止の取組は、保護司会や地域の関係機関、国及び県の公的機関等との連携が重要であるため引き続き連携を図り、取組を支援します。
- 犯罪をした者等の就労や住居の確保により、安定した生活を送ることができるよう、各関係機関と連携を図り支援を行います。
- 犯罪をした者等が地域で孤立しないよう、地域における更生保護活動の推進に向けて、広報・啓発活動の充実に努めます。

(4) 主な取り組み

- 保護司適任者を推薦するなど、適正な保護司数を維持できるよう、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。
- 保護司会による人材育成の取り組みを支援します。
- 生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。
- 市報や市ホームページを活用し、公営住宅の募集状況などについて情報提供を行います。
- 「社会を明るくする運動」における行事について、保護司会等関係団体・機関と一体となって広報・啓発活動に努めます。

- 警察署等の関係機関と連携し、市内保育園や市内自治会を対象に講話等を行い防犯意識の向上に努めます。
- 県、警察署と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報活動に努めます。

(2) ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

こどもから高齢者まで、全ての市民が安心して快適に生活するためには、保健・医療・福祉という分野にとどまらず、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

ワークショップでは、交通や移動に関する意見や要望があげられています。

特に、高齢者や障がい者等の移動手段の確保については、少子高齢化が進み、市域も拡大した本市においては、市民ニーズの高い課題となっています。

全ての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設をはじめとした生活環境を計画的に整備することや、市民の交通の利便性の向上を図ることが必要とされています。

【取り組みの方針】

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）

- ・ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人々が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
- ・高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。
- ・公共交通機関を積極的に利用しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ・企業や公共交通機関等も、ユニバーサルデザインについて理解を深め、施設等の改善・整備に取り組みましょう。
- ・地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせましょう。
- ・福祉サービス事業者等では必ず送迎を行うなどして、要支援者の安全を確保しましょう。

行政の取り組み（公助）

取り組み内容	担当課
・社会体育施設のトイレのバリアフリー化を進めます。	文化・スポーツ課
・高齢者や障がいのある人に配慮した、安全な道路環境の整備に努めます。また、公共施設等について、ユニバーサルデザインの視点に基づいて、計画的に整備していきます。	建設課 財政課
・地域公共交通について総合的に検討し、乗合タクシー等、公共交通の利便性の向上を図るとともに、より効率的な公共交通システムの構築に向けて検討を進めます。	総合政策課

目標値一覧

計画の実行性を高めるため、行政の取り組みにおいて以下の目標値を設定します。

※現状値・目標値は1月～12月の数値

基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり

項目	現状値 (R7)	方針	目標値 (R12)
子育て支援センター年間利用者数	7,764 人	拡充	10,000 人
高齢者を中心とした「居場所」の開催	128 回	継続	120 回/年
「まるごと運動会」参加団体	12 団体	継続	12 団体
認知症カフェ実施箇所	1 か所	拡充	3 か所
自治公民館等のバリアフリー化（補助）	1 件	継続	5 件/年
憩の家施設利用者	24,427 人	継続	25,000 人
100 歳体操等実施箇所数（フレイル予防取り組み）	87 か所	拡充	121 か所
市内小中学校でのボランティア活動実施	1 回	継続	1 回/年
男女共同参画啓発事業参加者数	153 人	継続	160 人

基本目標2 福祉サービスのしくみづくり

項目	現状値 (R7)	方針	目標値 (R12)
民児協の定例会・研修会の開催	12 回	継続	12 回/年
介護予防に関する出前講座の開催	14 回	継続	12 回/年
子育て支援センター公式 SNS 投稿数	40 件	継続	50 件/年
高齢者福祉サービスに関するリーフレット発行	4 回	拡充	6 回/年
認知症サポーター養成講座	5 回	継続	2 回/年
子育て支援センター年間利用者数	7,764 人	拡充	10,000 人
障がい福祉計画策定委員会開催	1 回	継続	1 回/年
高齢者総合相談利用件数	2,256 件	継続	2,500 件/年
福祉関連大学等と連携した事業	6 回	継続	6 回/年
ファミリーサポートセンター研修の開催	6 回	継続	6 回/年
地域ケアネットワーク会議の開催	4 回	継続	6 回/年
成年後見センターの広報誌発行	1 回	継続	1 回/年
消費者相談件数	112 件	継続	150 件/年
高齢者福祉施設等への研修会開催	3 回	継続	1 回/年
生活困窮者自立相談件数	761 件	継続	800 件/年
健康づくり推進協議会開催	2 回	継続	1 回/年
こころの健康相談開催	10 回	拡充	12 回/年
ゲートキーパー研修会開催	5 回	継続	5 回/年以上

基本目標3 地域の助け合いの環境づくり

項目	現状値 (R7)	方針	目標値 (R12)
民生委員児童委員の活動周知回数	0回	見直し・ 検討	4回/年
民児協の定例会・研修会の開催	12回	継続	12回/年
市と社会福祉協議会との連絡協議会開催	0回	見直し・ 検討	1回/年
福祉のまちづくり事業支援団体数	3団体	継続	3団体
第2層協議体会議開催	36回	継続	36回/年
高齢者総合相談利用件数	2,256件	継続	2,500件/年
身体障がい者相談	6回	継続	6回/年

基本目標4 地域福祉の担い手づくり

項目	現状値 (R7)	方針	目標値 (R12)
ボランティア連絡協議会開催	1回	継続	1回/年
民児協の定例会・研修会の開催	12回	継続	12回/年

基本目標5 安心・安全な地域環境づくり

項目	現状値 (R7)	方針	目標値 (R12)
避難行動要支援者の同意者	1450名中 441名同意	拡充	要支援者の 40%以上
指定福祉避難所数	5か所	拡充	7か所
防災出前講座等開催	23回	継続	20回/年
文字戸別受信機設置率	100%	継続	100%
市防災会議開催	0回	継続	1回/年
交通安全教室開催	小学校7か所 保育園・こども園 5か所	拡充	小学校7か所 保育園・こども園 10か所
社会を明るくする運動の広報活動	1回	継続	1回/年
市内公共交通の利用者数	4,077人	拡充	20,000人
路線バスシステムの維持	4路線	継続	4路線

取り組み評価項目一覧

取り組みを進めた結果として、地域にどれだけ効果が表れたのかを評価するため、地域福祉に関するアンケート調査の項目から、以下の取り組み評価項目を設定します。

基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり

1 地域の交流・ふれあいの促進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「あなたは、現在、どの程度近所づきあいをしていますか。」の「親しくつきあっている」と回答した割合	30.7%	35.0%
「あなた自身は、地域とのつながりがあるほうだと思いますか。」の「つながりがあると思う」と回答した割合	45.4%	50.0%

2 交流・福祉活動の拠点確保

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「福祉に関する活動拠点（施設）の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	47.8%	55.0%

3 人権・福祉意識の醸成

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「あなたは「福祉」に関心をお持ちですか」に「とても関心がある」「ある程度関心がる」と回答した割合	80.9%	82.0%
「地域の住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うことは何ですか。」の「福祉への関心を持つ」と回答した割合	46.3%	55.0%
「神崎市では、地域の様々な生活課題を明らかにし、その取り組みを示す「神崎市地域福祉計画」を策定していますが、あなたはこの計画についてご存知ですか。」の「知っている」と回答した割合	9.6%	25.0%

基本目標2 福祉サービスのしくみづくり

1 福祉の情報提供の充実

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「福祉に関する情報提供・案内の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	52.7%	55.0%
「あなたは、福祉に関する情報をどこ（誰）から入手しますか。」の「市の広報紙・パンフレットなど」と回答した割合	52.7%	55.0%

2 福祉の相談体制の充実

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「身近なところでの相談窓口の充実」に「満足」「やや満足と回答した割合	50.8%	60.0%
「あなたは、福祉に関する情報をどこ（誰）から入手しますか。」について「市役所等の相談窓口」と回答した割合	19.2%	30.0%

3 福祉サービスの利用体制の充実

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「高齢者への支援の充実」に「満足」「やや満足と回答した割合	49.3%	50.0%
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「子育て世帯への支援の充実」に「満足」「やや満足と回答した割合	49.1%	50.0%
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「障がい者への支援の充実」に「満足」「やや満足と回答した割合	50.0%	55.0%

4 権利擁護体制の充実

「福祉に関する考え方について」の「成年後見制度」を「内容まで知っている」と回答した割合	30.9%	40.0%
「福祉に関する考え方について」の「地域福祉権利擁護事業」を「内容まで知っている」と回答した割合	5.3%	25.0%

5 生活困窮者への自立支援の充実

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「生活困窮者自立支援の推進」に「満足」「やや満足」と回答した割合	47.0%	50.0%
「神崎市生活自立支援センターの行う生活困窮者への支援についてご存知でしたか。」の「聞いたことがあったし活動も知っていた」と回答した割合	12.5%	20.0%

6 自殺対策を視野に入れた支援の充実

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「福祉に関する考え方について」の「孤独・孤立対策推進法」を「内容まで知っている」と回答した割合	4.1%	25.0%

基本目標3 地域の助け合いの環境づくり

1 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「あなたは民生委員・児童委員が行う活動についてご存知でしたか」で「聞いたことがあったし活動も知っていた」に回答した割合	45.5%	50.0%
「あなたは、お住まいの地域の担当民生委員・児童委員をご存知ですか」で「知っている」に回答した割合	44.4%	50.0%

2 地域のネットワーク体制の充実

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「住民同士や行政との協力・連携づくり」に「満足」「やや満足」と回答した割合	50.0%	60.0%
「あなたは神崎市社会福祉協議会の活動についてご存知でしたか。」の「聞いたことがあったし活動も知っていた」と回答した割合	26.0%	30.0%

3 地域にあわせた取り組みの推進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「あなたは、地域の一人ひとりが抱える生活課題に対する、住民同士の助け合いや支え合いの必要性についてどう思いますか。」の「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」と回答した割合	88.1%	90.0%

4 地域の要支援者の把握・理解促進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「災害時の避難行動要支援者対策の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	47.0%	55.0%
「あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。」の「手話や点字、介護方法などの技術を習得すること」と回答した割合	15.5%	25.0%

基本目標4 地域福祉の担い手づくり

1 NPO・ボランティア等の育成

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「ボランティアの育成と活動の推進」に「満足」「やや満足」と回答した割合	44.7%	50.0%
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「福祉に関する人材の育成」に「満足」「やや満足」と回答した割合	44.1%	50.0%

2 NPO・ボランティア活動等の促進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「地域活動への参加の促進や支援」に「満足」「やや満足と回答した割合	53.6%	60.0%
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「神崎市社会福祉協議会の取組みに対する支援」に「満足」「やや満足と回答した割合	52.7%	60.0%

基本目標5 安心・安全な地域環境づくり

1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「防犯・防災対策の充実」に「満足」「やや満足と回答した割合	47.8%	50.0%
「社会福祉協議会は、災害時必要に応じて災害ボランティアセンターを設置します。災害ボランティアセンターが設置された場合、参加したいと思いますか。」の「参加したい」と回答した割合	43.2%	45.0%
「災害時のあなたの地区の避難場所を知っていますか。」の「知っている」と回答した割合	77.3%	80.0%
「あなたは「社会を明るくする運動」についてご存知ですか。」の「言葉も内容も知っている」と回答した割合	10.4%	25.0%

2 ユニバーサルデザインの推進

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「今後、神崎市が地域福祉を推進するうえで、どのようなことが重要だと思いますか」の「公共の場のバリアフリー化」に「満足」「やや満足と回答した割合	57.7%	65.0%

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域住民の地域福祉に関する理解の促進や地域活動・ボランティア活動への参加を促進するとともに、地域住民、社会福祉協議会、市などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組みます。

(1) 地域住民・ボランティア・NPOの役割

地域住民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の最大の担い手でもあります。

地域住民一人ひとりが地域福祉に関する理解を深めるとともに、身近な地域の福祉課題や生活課題を自身に関係する問題として捉え、地域の福祉活動に自主的・主体的に参加することが求められます。

また、地域住民で構成されるボランティア団体、NPOについては、多様化する福祉ニーズに対して活動内容の充実を図るとともに、地域における地域福祉推進の核としての役割が求められます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中核的な役割を担っています。

地域福祉の推進役として、地域住民と関係団体、ボランティア団体など、行政とのパイプ的な役割が求められます。

また、支援が必要な人に対するコーディネーターとしての役割も期待されます。

(3) 市の役割

市は、各種福祉サービス利用者の立場にたった効果的なサービス提供システムの構築及び運営を図るとともに、地域住民が住みなれた地域で安全・安心に生活することができるよう、居住空間の整備や施設のバリアフリー化を推進する立場にあります。

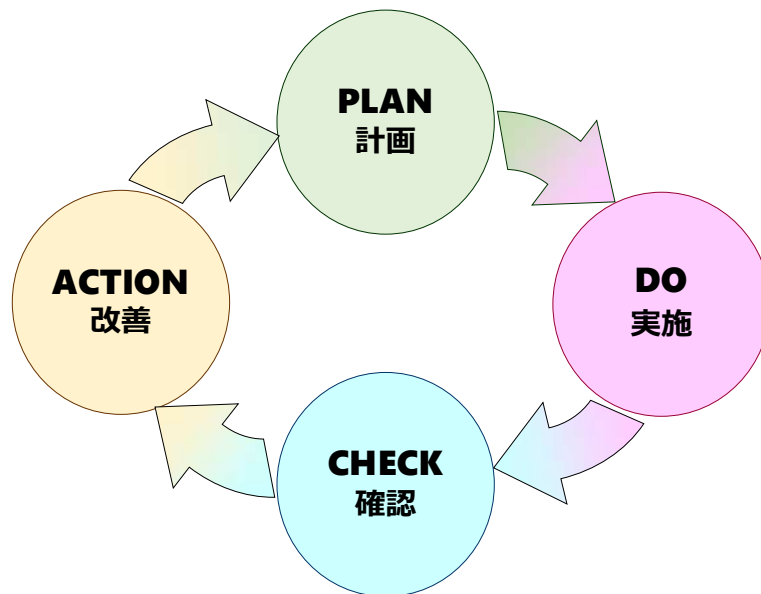
また、地域住民やボランティア団体、関係団体などの自主的・主体的な活動に対して、連携・協力を図り、地域全体で地域福祉に関する意識の醸成が図られるよう、様々な支援を行っていくことが求められます。

2 社会福祉協議会と連携した福祉事業の推進

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会が幅広い活動を展開し、内容の充実を図ることができるよう、各事業に対する支援を行うとともに、地域福祉の推進に関する様々な取り組みを一体となって行います。

3 計画の進行管理

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、定期的な検証、把握を行い、PDCAサイクルのもとに評価し、ホームページなどによる公表を行います。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

1 市民アンケート調査結果からみる神埼市の現状

(1) 調査概要

①調査目的

「第4期神埼市地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

②調査概要

- 調査対象者 神埼市にお住いの18歳以上の方の中から2,000人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布・回収及びインターネット回収
- 調査時期 令和7年8月5日～22日

③回収結果

回答方法	有効回答数	有効回答率
郵送	537件	26.9%
Web	120件	6.0%
計	657件	32.9%

④集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表の“n=”は、各設問における回答者数をあらわしています。

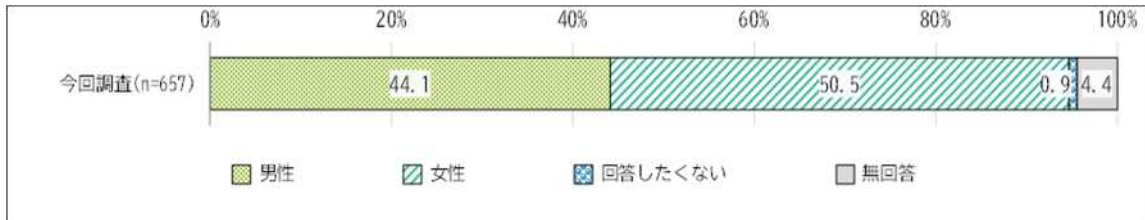
(2) アンケート調査結果

アンケート調査結果の中から、計画策定に重要と考えられる回答を抜粋し記載いたします。

①回答者の属性

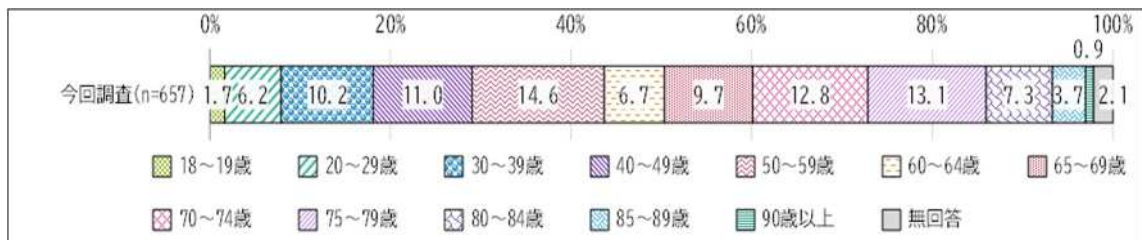
【性別】

「男性」が44.1%、「女性」が50.5%と、「回答したくない」が0.9%となっています。



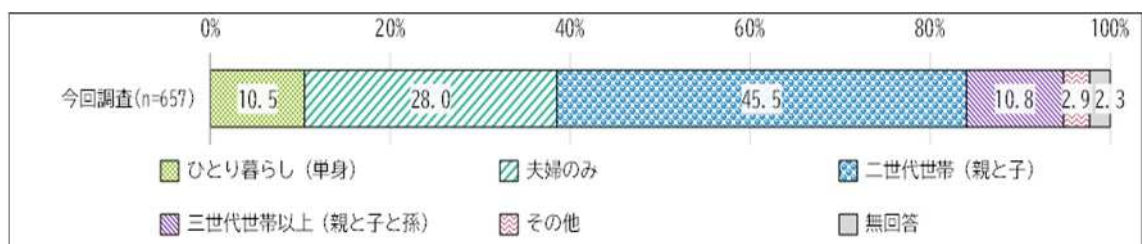
【回答者の年代】

「50～59歳」が14.6%で最も高く、次いで「75～79歳」13.1%、「70～74歳」12.8%の順となっています。



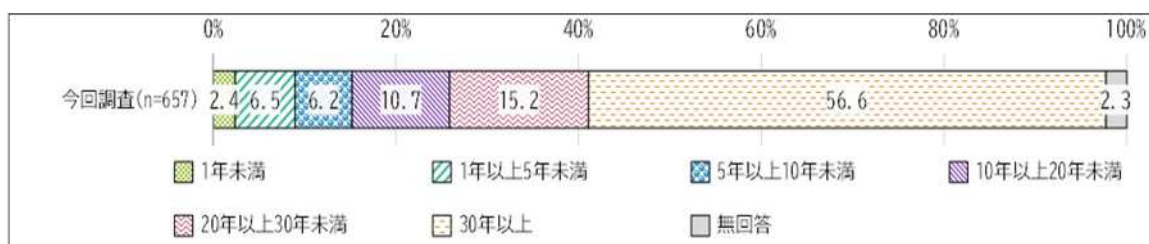
【家族構成】

「二世世代世帯（親と子）」が45.5%で最も高く、次いで「夫婦のみ」28.0%、「三世世代世帯以上（親と子と孫）」10.8%の順となっています。



【居住年数】

「30年以上」が56.6%で最も高く、次いで「20年以上30年未満」15.2%、「10年以上20年未満」10.7%の順となっています。

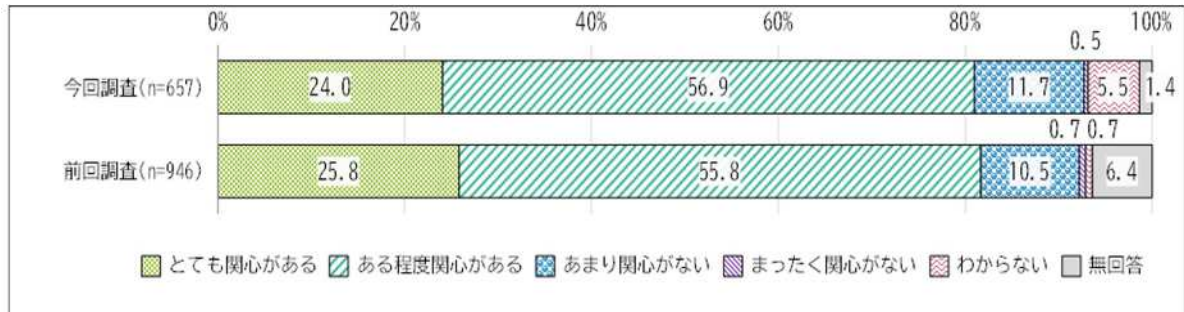


②「福祉」のことについて

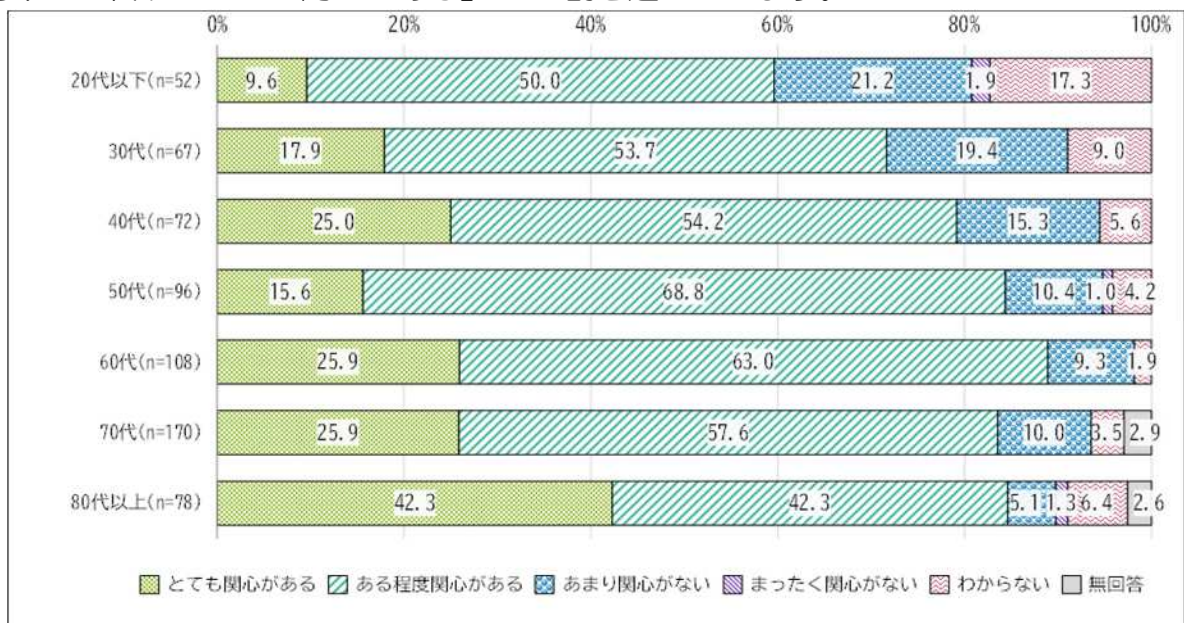
【福祉への関心度】

「ある程度関心がある」が56.9%で最も高く、次いで「とても関心がある」24.0%、「あまり関心がない」11.7%の順となっています。

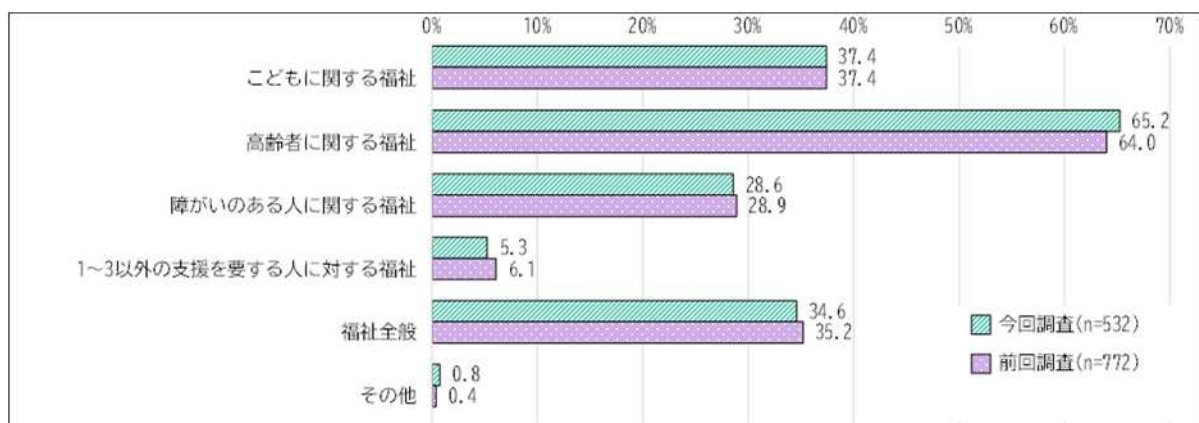
令和2年に実施した前回調査と今回調査を比較すると、「ある程度関心がある」「あまり関心がない」が高く、「とても関心がある」が低くなっています。



福祉への関心を年代別でみると、どの年代も「関心がある（とても関心がある+ある程度関心がある）」が「関心がない（あまり関心がない+まったく関心がない）」を上回っており、50代以上では「関心がある」が8割を超えています。

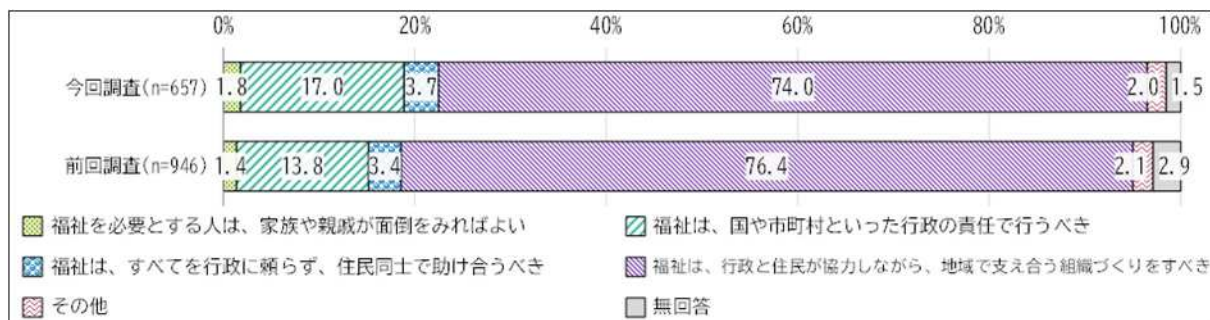


福祉への関心を分野別でみると、「高齢者に関する福祉」が65.2%と最も高く、次いで「子どもに関する福祉」37.4%、「福祉全般」34.6%の順となっています。



【福祉のあり方】

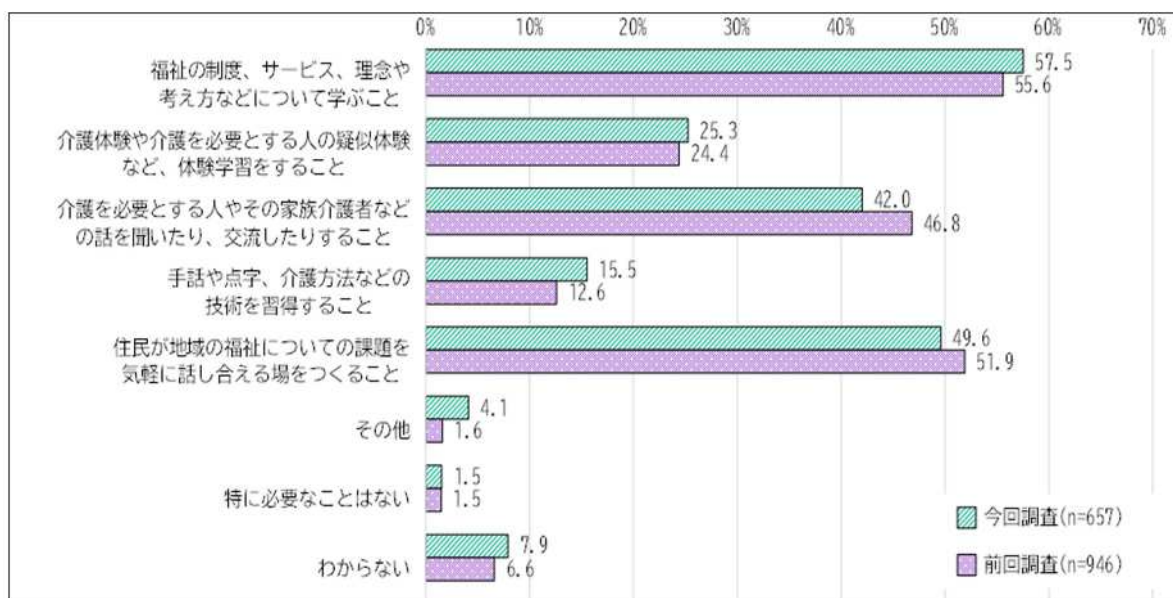
「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合う組織づくりをすべき」が74.0%で最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」17.0%、「福祉は、すべてを行政に頼らず、住民同士で助け合うべき」3.7%の順となっています。



【福祉についての理解を深めるために必要な機会（複数回答）】

「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が57.5%で最も高く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」49.6%、「介護を必要とする人やその家族介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」42.0%の順となっています。

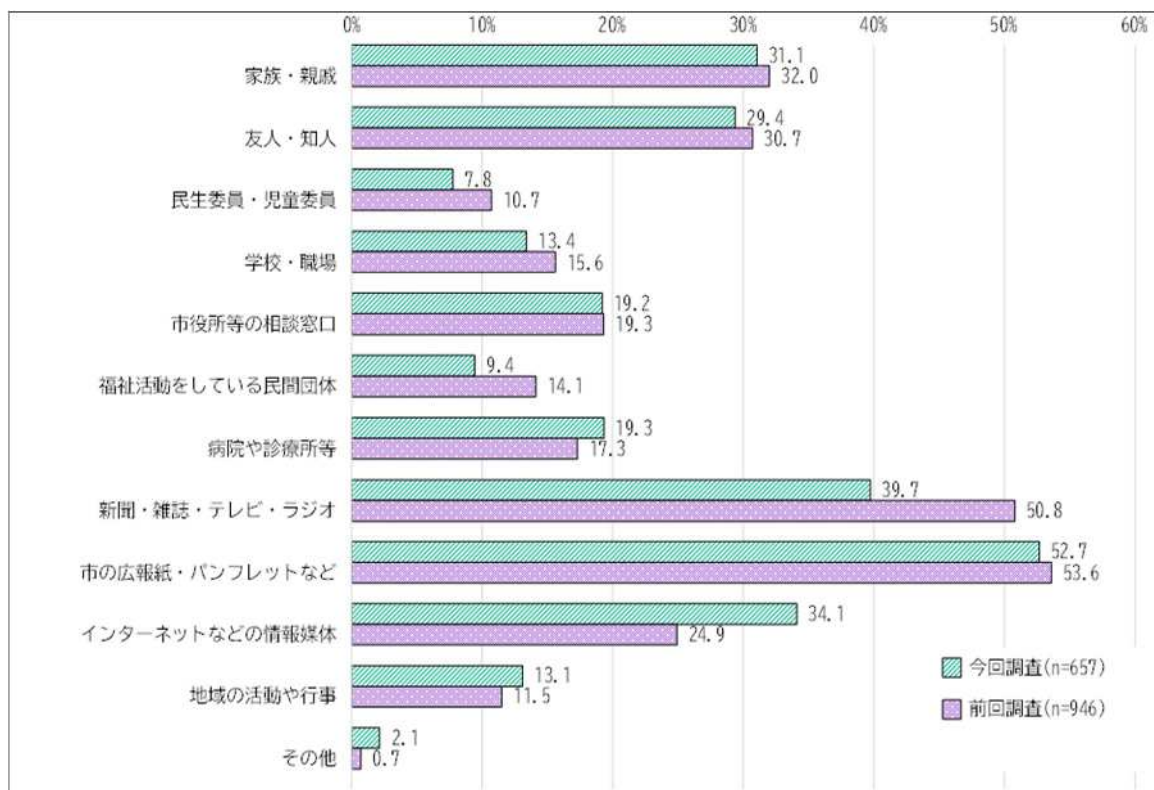
前回調査と今回調査を比較すると、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」「介護体験や介護を必要とする人の疑似体験など、体験学習をすること」などが高く、「介護を必要とする人やその家族介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が低くなっています。



【福祉に関する情報の入手先（複数回答）】

「市の広報紙・パンフレットなど」が52.7%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」39.7%、「インターネットなどの情報媒体」34.1%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が低く、「インターネットなどの情報媒体」が高くなっており、10ポイント前後差が生じてます。



福祉に関する情報の入手先を年齢別でみると、40代までは「インターネットなどの情報媒体」、50代以上では「市の広報紙・パンフレットなど」が最も高くなっています。また、20代以下では「市役所等の相談窓口」「市の広報紙・パンフレットなど」が他の年代に比べて10ポイント以上低くなっています。

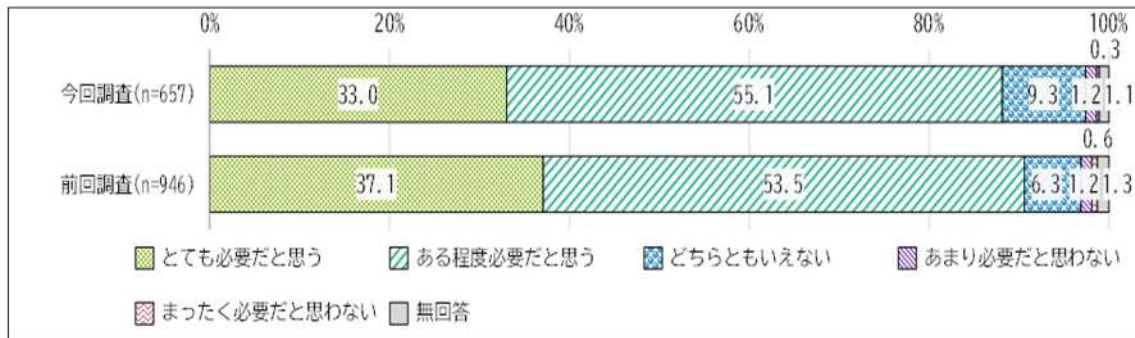
(上段：人 下段：%)

年代別	標本数(人)	家族・親戚	友人・知人	民生委員・児童委員	学校・職場	市役所等の相談窓口	市役所等の相談窓口	福祉活動をしている民間団体	病院や診療所等	テレビ・雑誌・ラジオ	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	市の広報紙・パンフレットなど	インターネットなどの情報媒体	地域の活動や行事	その他	無回答
20代以下	52	19	7	0	18	2	0	9	17	17	9	34	5	2	0	
		36.5%	13.5%	0.0%	34.6%	3.8%	0.0%	17.3%	32.7%	17.3%	65.4%	9.6%	3.8%	0.0%		
30代	67	27	15	4	17	11	4	14	18	39	40	9	1	0		
		40.3%	22.4%	6.0%	25.4%	16.4%	6.0%	20.9%	26.9%	58.2%	59.7%	13.4%	1.5%	0.0%		
40代	72	25	21	0	21	16	7	17	16	37	49	7	1	0		
		34.7%	29.2%	0.0%	29.2%	22.2%	9.7%	23.6%	22.2%	51.4%	68.1%	9.7%	1.4%	0.0%		
50代	96	31	28	5	15	18	6	20	29	47	36	12	3	0		
		32.3%	29.2%	5.2%	15.6%	18.8%	6.3%	20.8%	30.2%	49.0%	37.5%	12.5%	3.1%	0.0%		
60代	108	35	39	4	9	24	12	25	51	65	39	8	0	3		
		32.4%	36.1%	3.7%	8.3%	22.2%	11.1%	23.1%	47.2%	60.2%	36.1%	7.4%	0.0%	2.8%		
70代	170	44	53	23	6	35	20	28	89	106	22	27	4	4		
		25.9%	31.2%	13.5%	3.5%	20.6%	11.8%	16.5%	52.4%	62.4%	12.9%	15.9%	2.4%	2.4%		
80代以上	78	18	26	14	1	18	11	13	33	34	2	15	2	3		
		23.1%	33.3%	17.9%	1.3%	23.1%	14.1%	16.7%	42.3%	43.6%	2.6%	19.2%	2.6%	3.8%		

【生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性】

「ある程度必要だと思う」が55.1%で最も高く、次いで「とても必要だと思う」33.0%、「どちらともいえない」9.3%の順となっています。

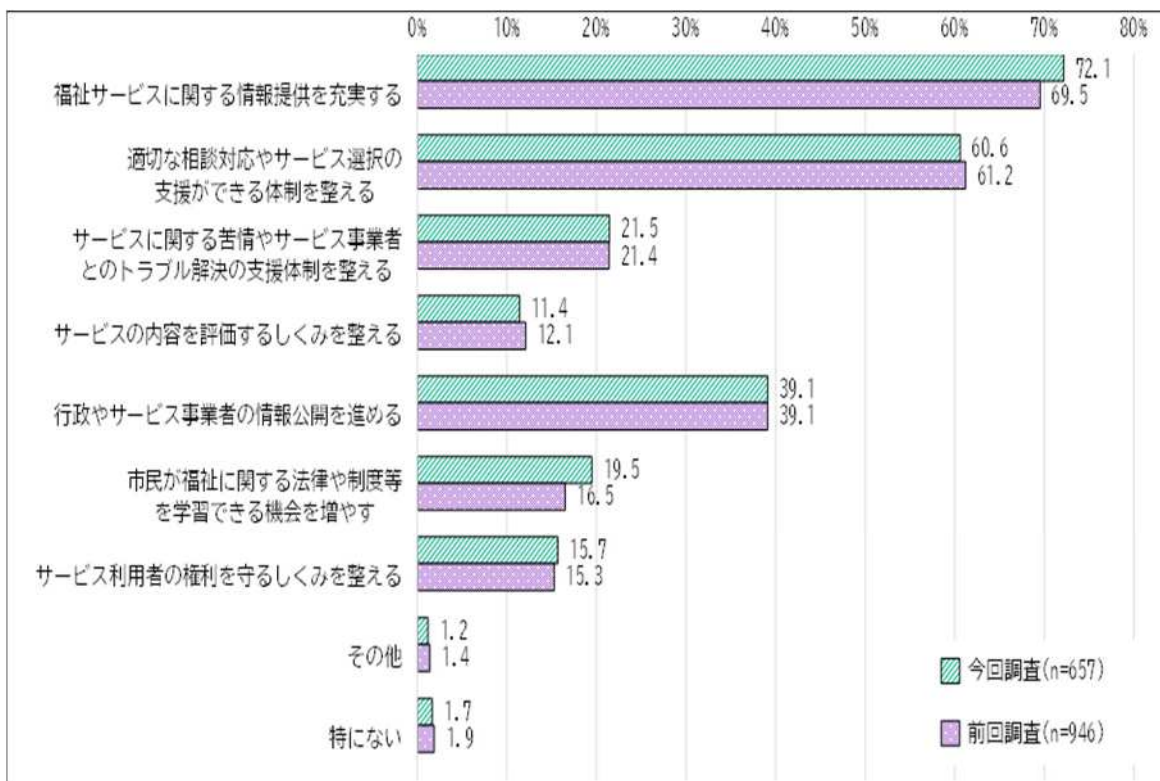
前回調査と今回調査を比較すると、「ある程度必要だと思う」が増加しています。



【安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこと（複数回答）】

「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が72.1%で最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」60.6%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」39.1%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」「市民が福祉に関する法律や制度等を学習できる機会を増やす」などが高くなっています。

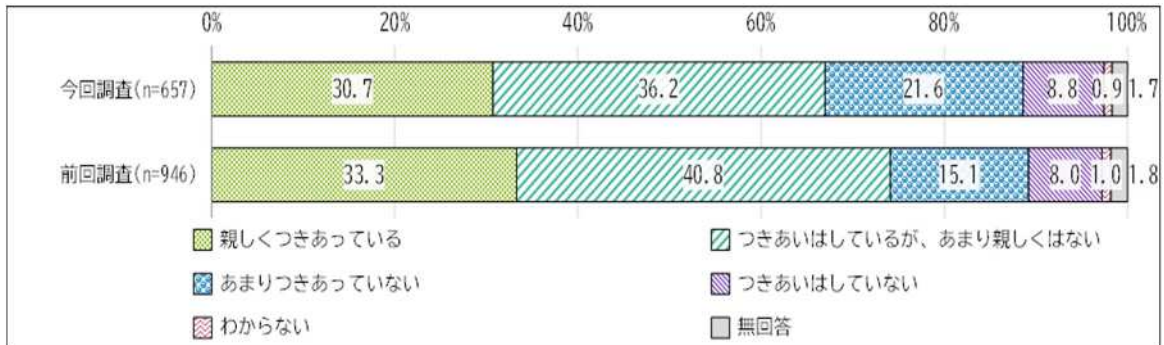


③地域での生活について

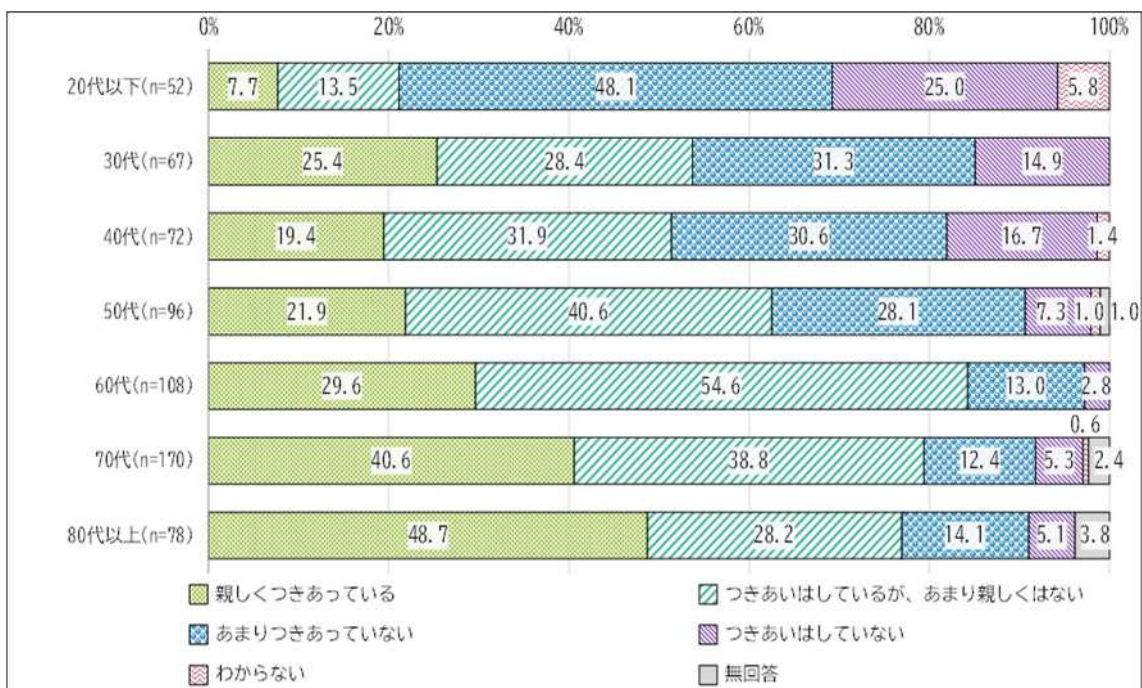
【近所づきあいの状況】

「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が36.2%で最も高く、次いで「親しくつきあっている」30.7%、「あまりつきあっていない」21.6%の順となっています。

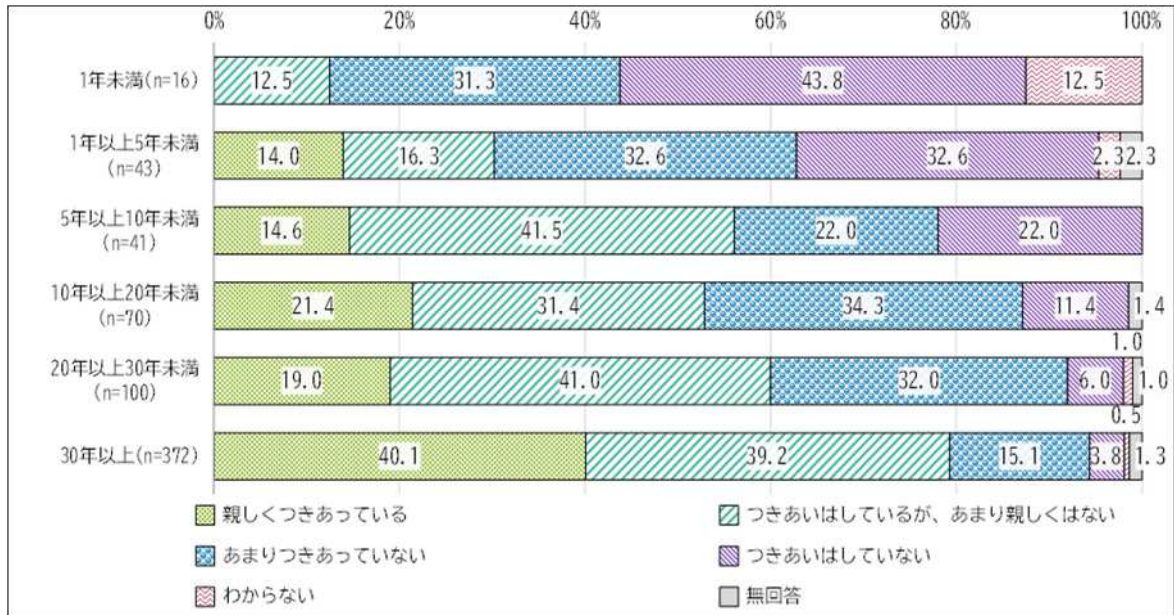
前回調査と今回調査を比較すると、「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が高く、「親しくつきあっている」が低くなっています。



近所づきあいの状況を年代別で見ると、30代以下では「あまりつきあっていない」、40～60代では「つきあいはしているが、あまり親しくない」、70代以上では「親しくつきあっている」が最も高くなっており、年代が高くなるにつれ、近所づきあいの親密度が高くなる傾向にあります。



居住年数では、「親しくつきあっている」は居住年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、居住年数が短くなるほど「つきあいはしていない」が高くなる傾向にあります。

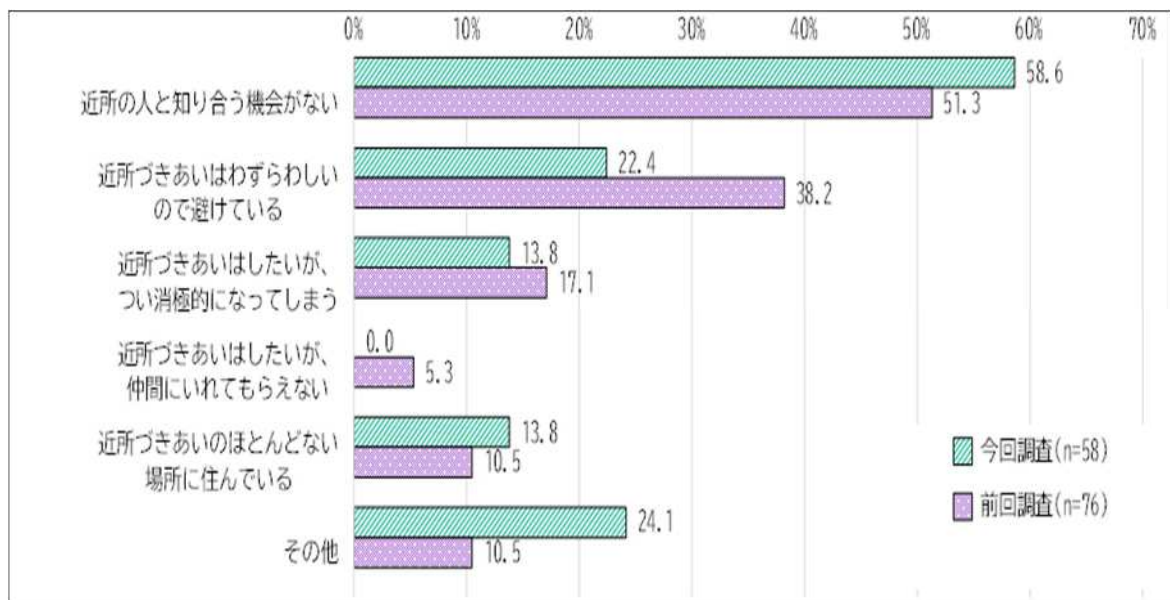


【近所づきあいが無い理由（複数回答）】

「近所づきあいの状況」で「つきあいはしていない」と回答した方

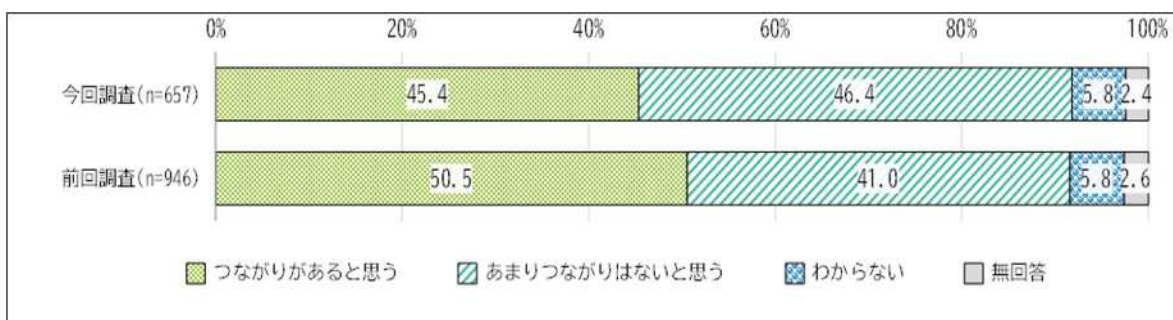
「近所の人と知り合う機会がない」が58.6%で最も高く、次いで「その他」24.1%、「近所づきあいはわずらわしいので避けている」22.4%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「その他」が高く、「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が低くなっています。



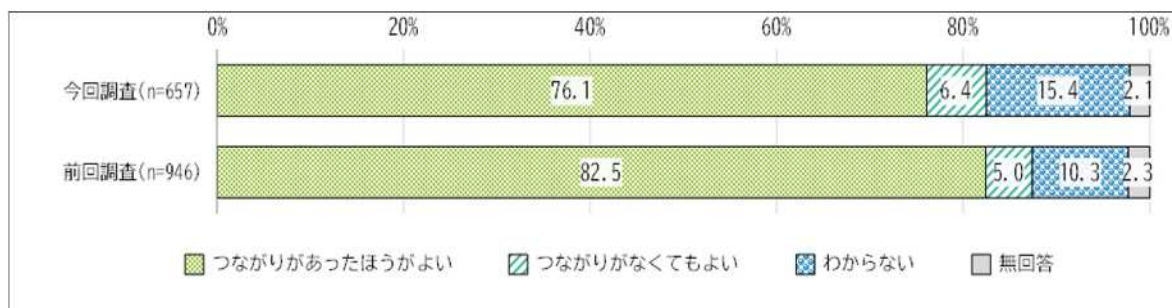
【地域のつながりの有無】

「あまりつながりがないと思う」が46.4%で最も高く、次いで「つながりがあると思う」45.4%、「わからない」5.8%の順となっています。



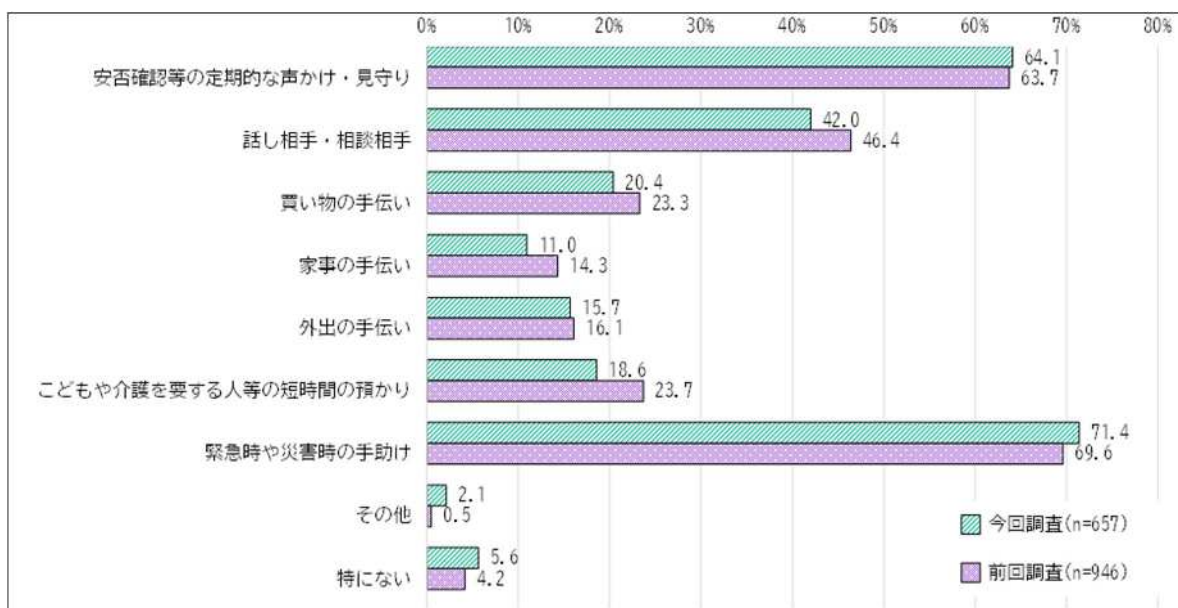
【地域のつながりの必要性】

「つながりがあったほうがよい」が76.1%で最も高く、次いで「わからない」15.4%、「つながりがなくてもよい」6.4%の順となっています。



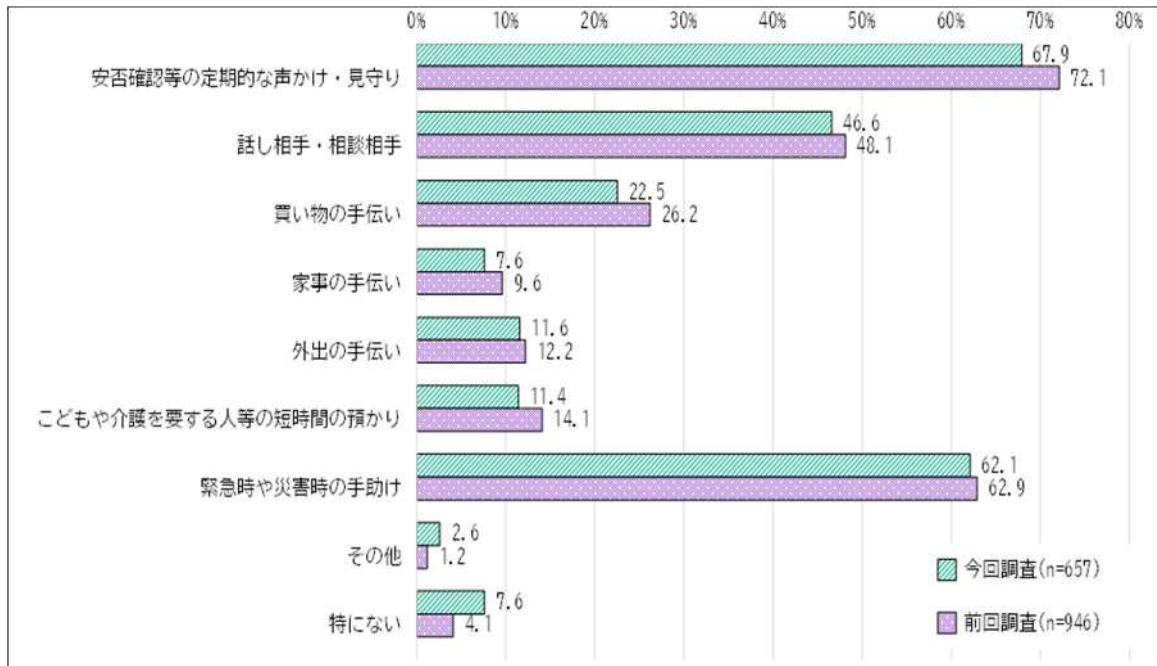
【支援してほしいこと（複数回答）】

日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援では、「緊急時や災害時の手助け」が71.4%で最も高く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」64.1%、「話し相手・相談相手」42.0%の順となっています。



【支援できること（複数回答）】

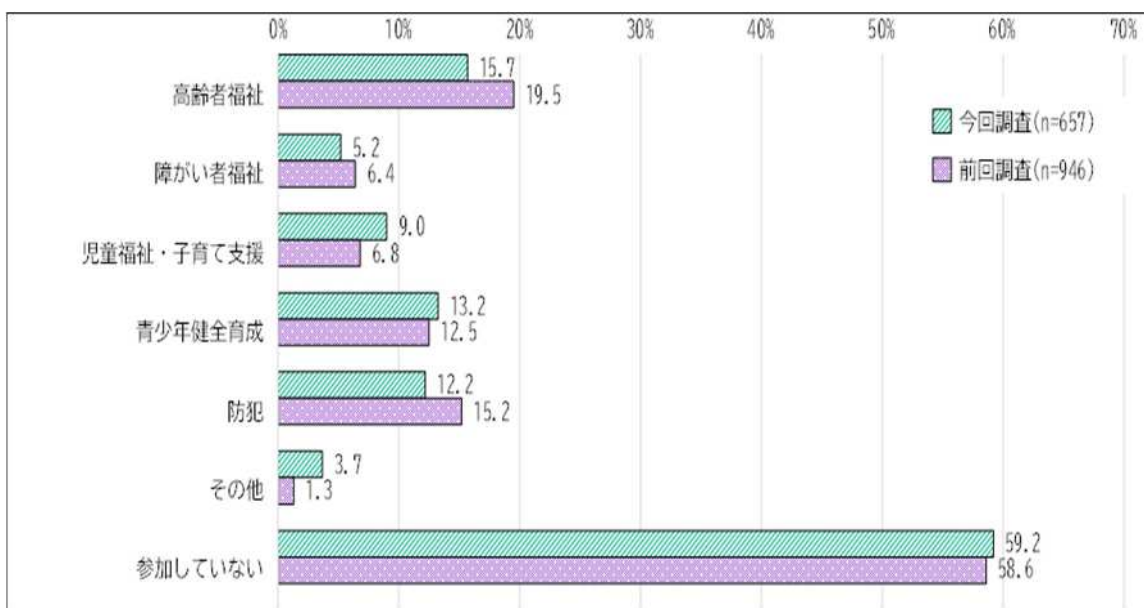
日常生活上困っている人がいた場合、どのような支援ができるかでは、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が67.9%で最も高く、次いで「緊急時や災害時の手助け」62.1%、「話し相手・相談相手」46.6%の順となっています。



④地域活動や福祉に関するボランティア活動について

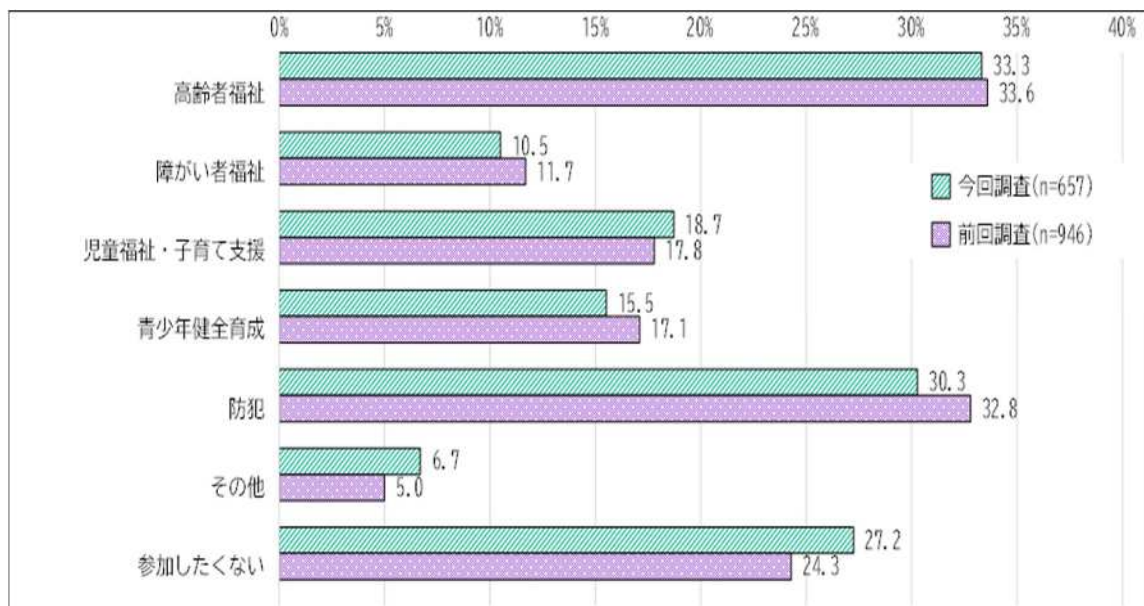
【地域活動等への参加状況（複数回答）】

ボランティアやNPO活動、地域活動等への参加状況（参加している活動）では、「参加していない」が59.2%で最も高く、次いで「高齢者福祉」15.7%、「青少年健全育成」13.2%の順となっています。



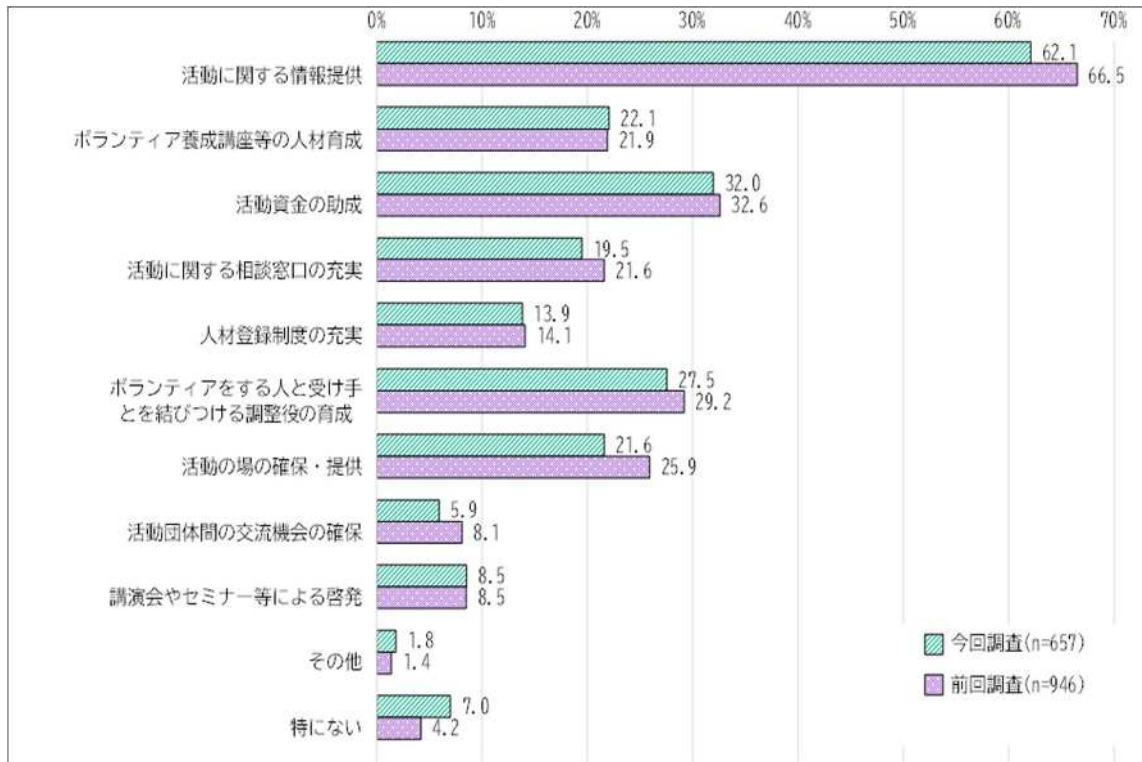
【地域活動等への参加意向（複数回答）】

ボランティアやNPO活動、地域活動等への参加意向では、「高齢者福祉」が33.3%で最も高く、次いで「防犯」30.3%、「参加したくない」27.2%の順となっています。



【ボランティア活動等のために必要な市の取り組み（複数回答）】

福祉に関わるボランティア活動等を盛んにするために必要な市の取り組みでは、「活動に関する情報提供」が62.1%で最も高く、次いで「活動資金の助成」32.0%、「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」27.5%の順となっています。

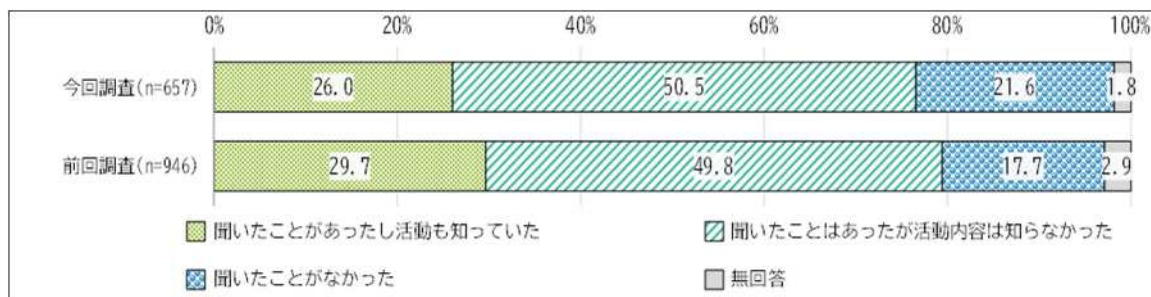


⑤地域福祉に関わる機関や団体について

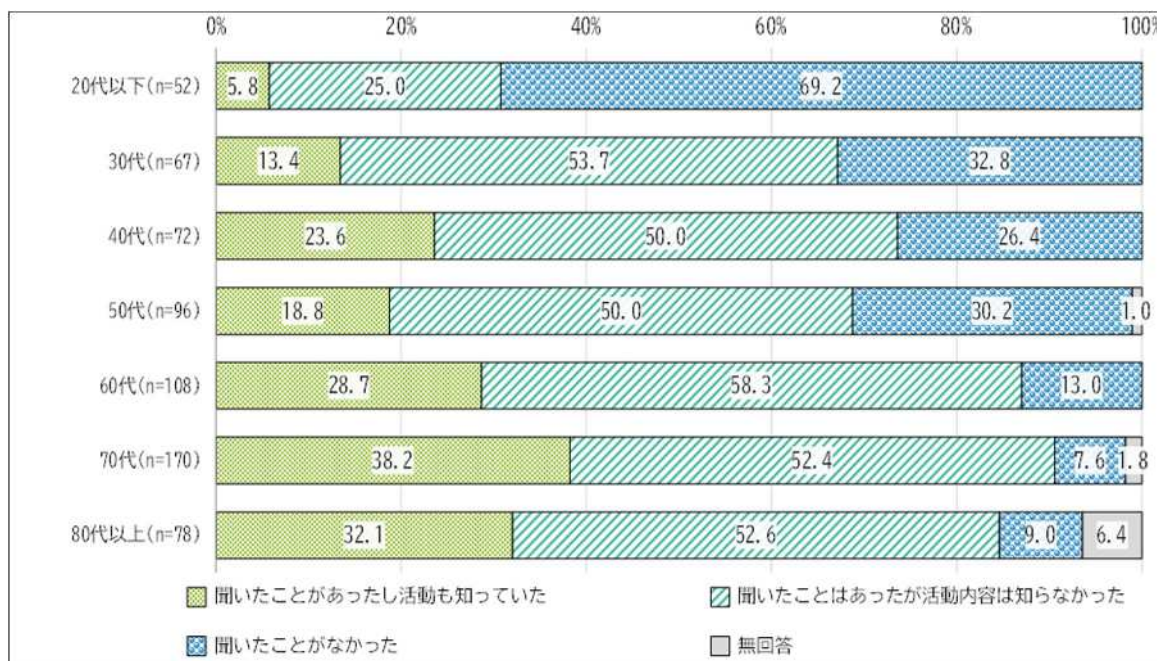
【社会福祉協議会の認知度】

神崎市社会福祉協議会の活動の認知度については、「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」が50.5%で最も高く、次いで「聞いたことがあったし活動も知っていた」26.0%、「聞いたことがなかった」21.6%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「聞いたことがなかった」が増加し、「聞いたことがあったし活動も知っていた」が減少しています。



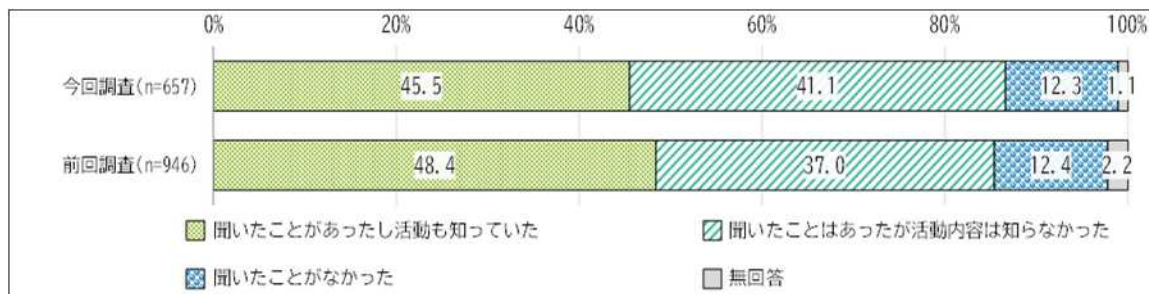
「社会福祉協議会」の活動の認知度を年代別で見ると、20代以下では「聞いたことがなかった」、30代以上では「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」が最も高くなっています。また、70代以上では「聞いたことがあったし活動も知っていた」が3割を超えています。



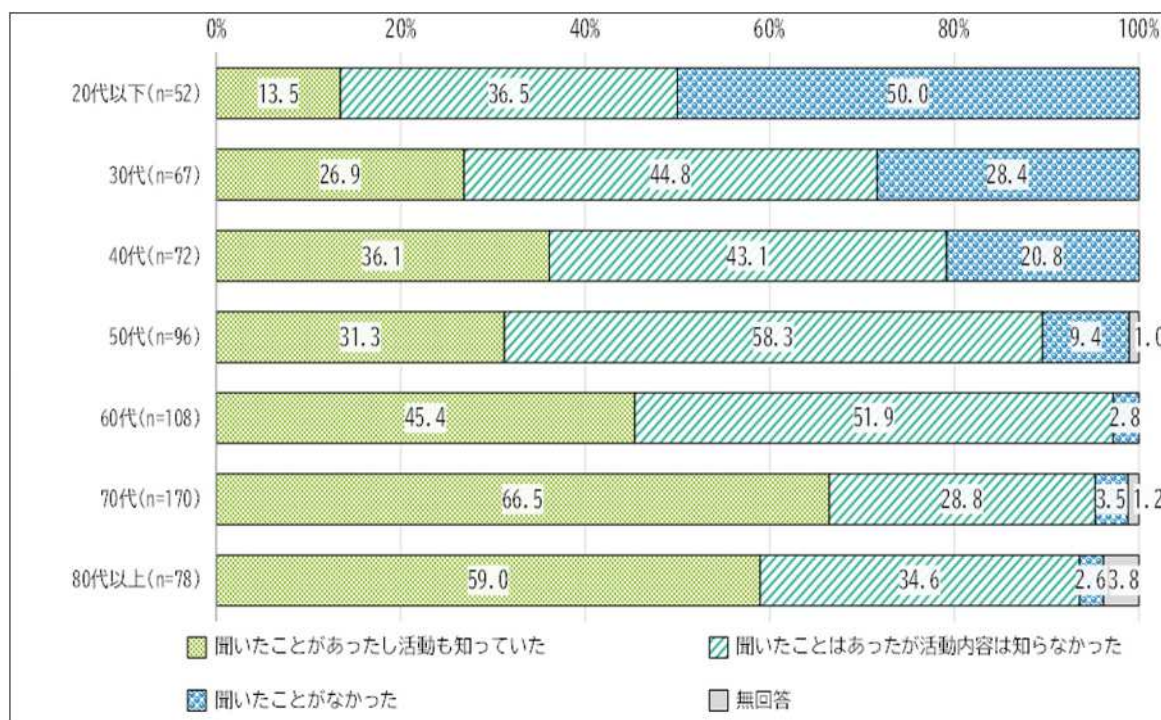
【民生委員・児童委員の認知度】

民生委員・児童委員の活動内容の認知度については、「聞いたことがあったし活動も知っていた」が45.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」41.1%、「聞いたことがなかった」12.3%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」が増加し、「聞いたことがあったし活動も知っていた」が減少しています。

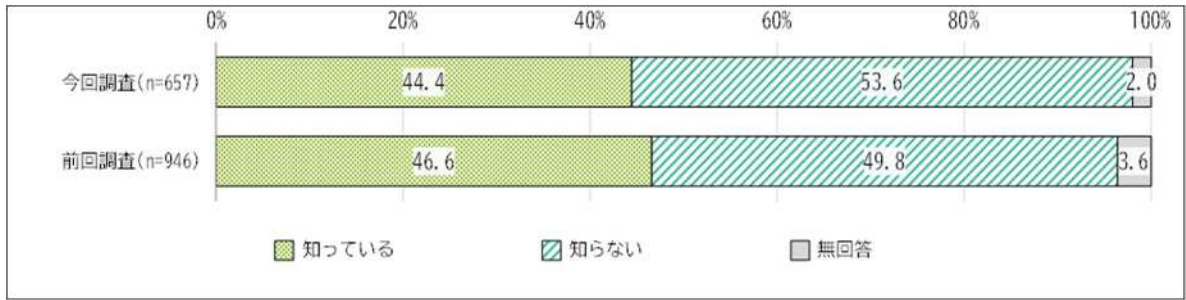


民生委員・児童委員の活動内容の認知度を年齢別でみると、20代以下では「聞いたことがなかった」、30～60代では「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」、70代以上では「聞いたことがあったし活動も知っていた」が最も高くなっています。

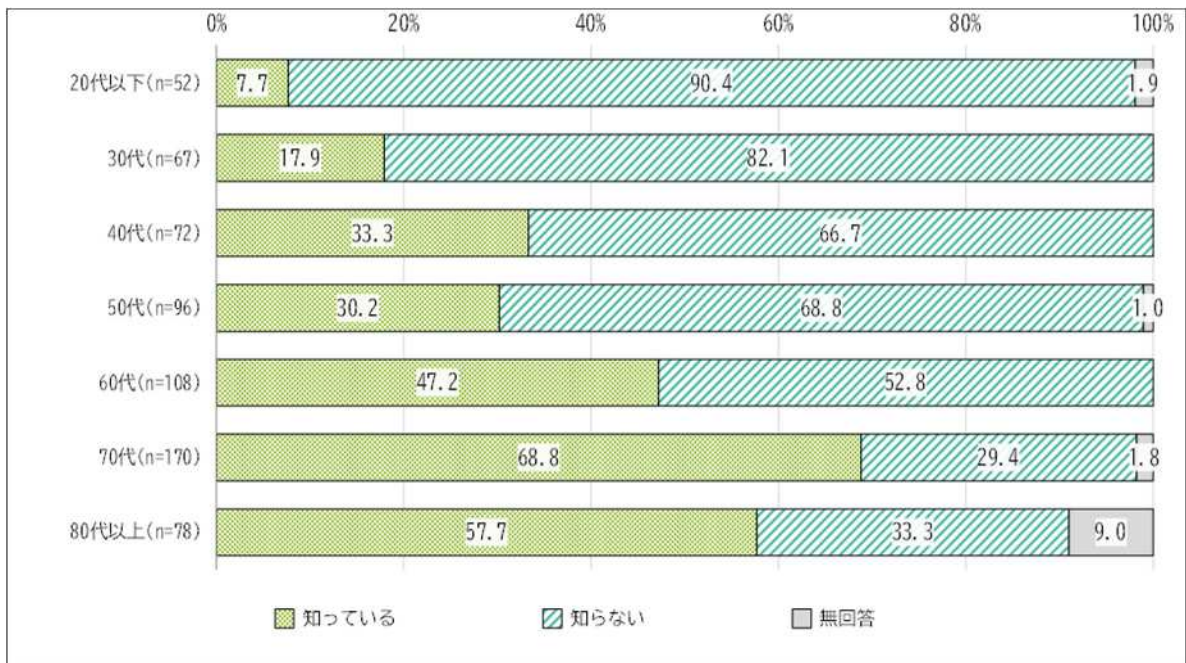


【住んでいる地域を担当する民生委員児童委員の認知度】

地域の担当民生委員・児童委員の認知度については、「知っている」が44.4%、「知らない」が53.6%となっており、「知らない」が「知っている」を上回っています。



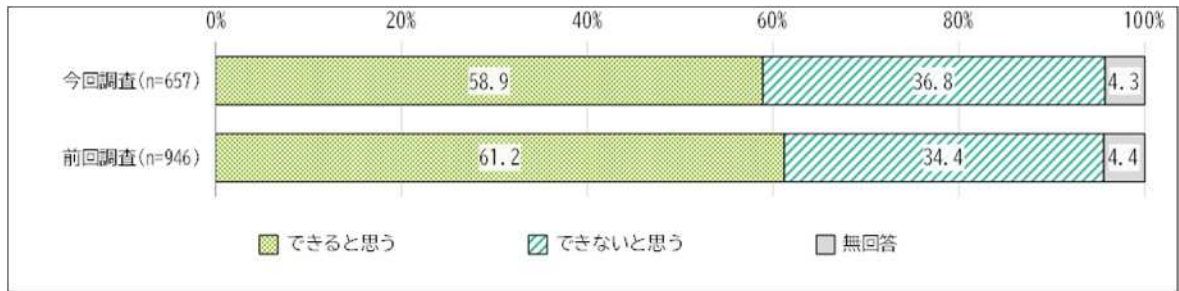
地域の担当民生委員・児童委員の認知度を年代別で見ると、60代までは「知らない」、70代以上では「知っている」が高くなっています。また、30代以下では「知らない」が8割以上となっています。



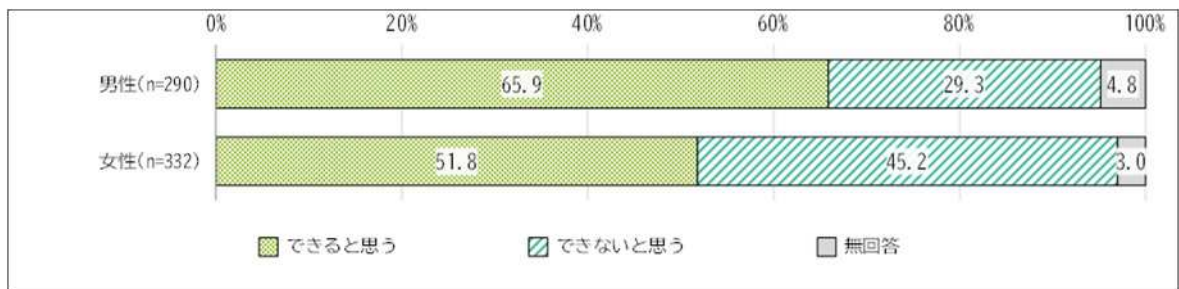
⑥災害時の避難について

【災害時の避難】

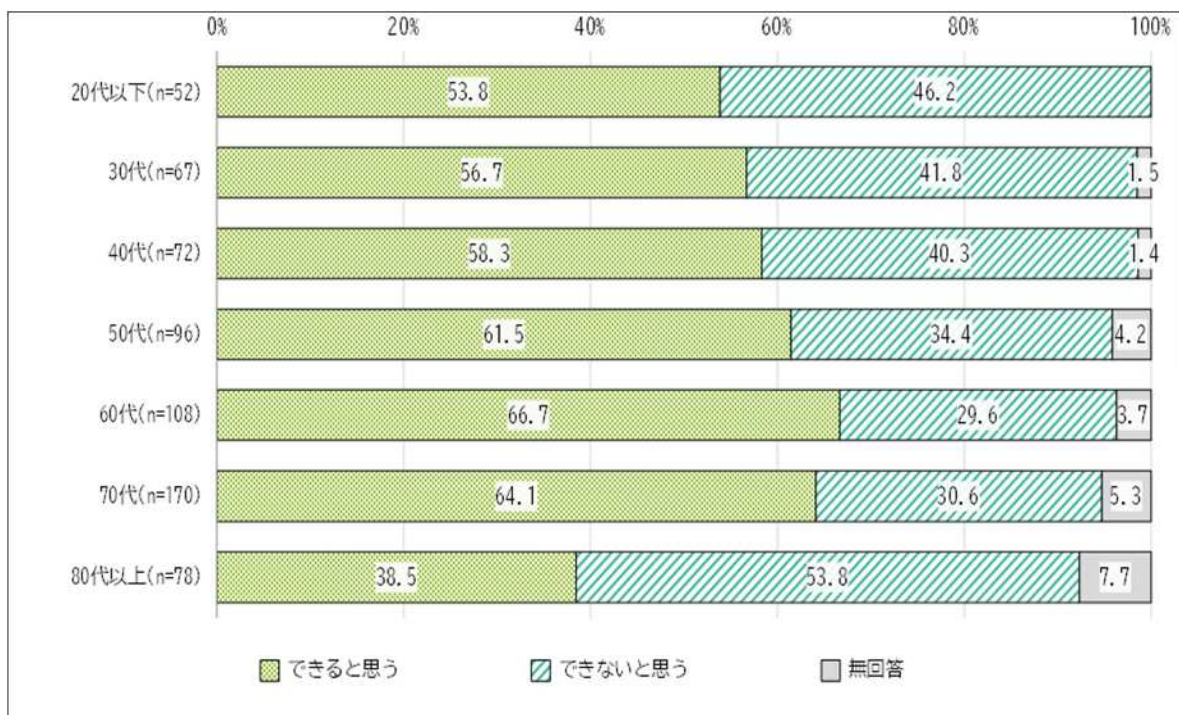
災害時の避難については、「できると思う」が58.9%、「できないと思う」が36.8%となっています。



災害時の避難を性別でみると、「できないと思う」で女性が多くなっています。

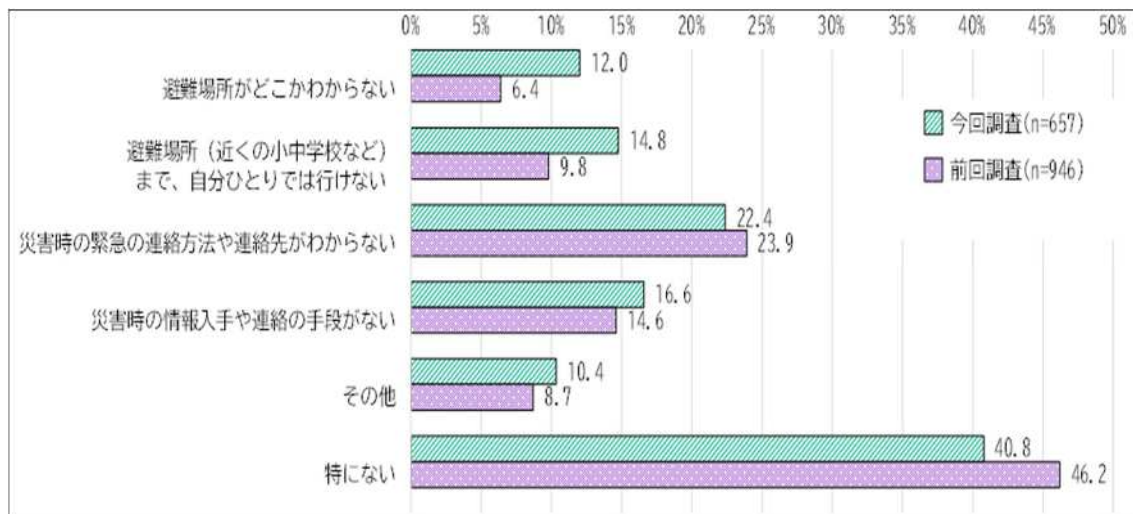


災害時の避難を年代別でみると「できないと思う」で「80代以上」が5割以上と多くなっています。



【災害時に困ること（複数回答）】

地震や台風などの災害発生時に困ることについては、「特に無い」が40.8%で最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」22.4%、「災害時の情報入手や連絡の手段がない」16.6%の順となっています。



災害時に困ることを性別でみると、男女ともに「特にない」が最も高くなっています。また、女性は男性と比べて「避難場所（近く小中学校など）まで、自分ひとりでは行けない」が10ポイント高くなっています。

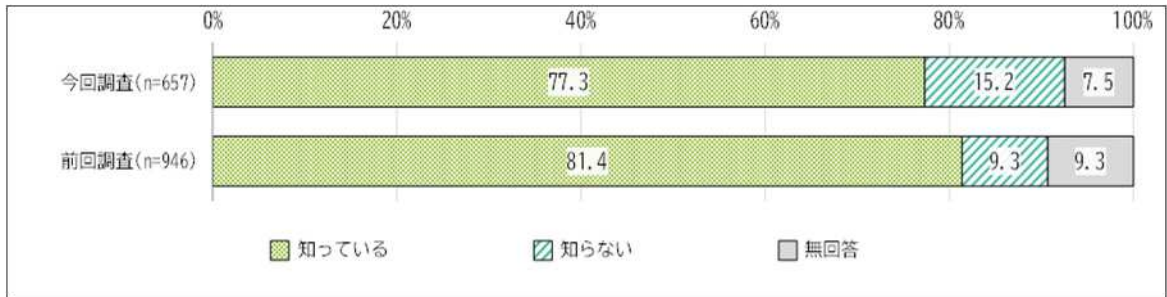
年齢別でみると、20代以下では「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」「特にない」、30～70代では「特にない」、80代以上では「避難場所（近くの小中学校など）まで、自分ひとりでは行けない」が最も高くなっています。また、20代以下では「避難場所がどこかわからない」「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」、30代では「その他」が他の年代に比べて10ポイント前後高くなっています。

(上段：人 下段：%)

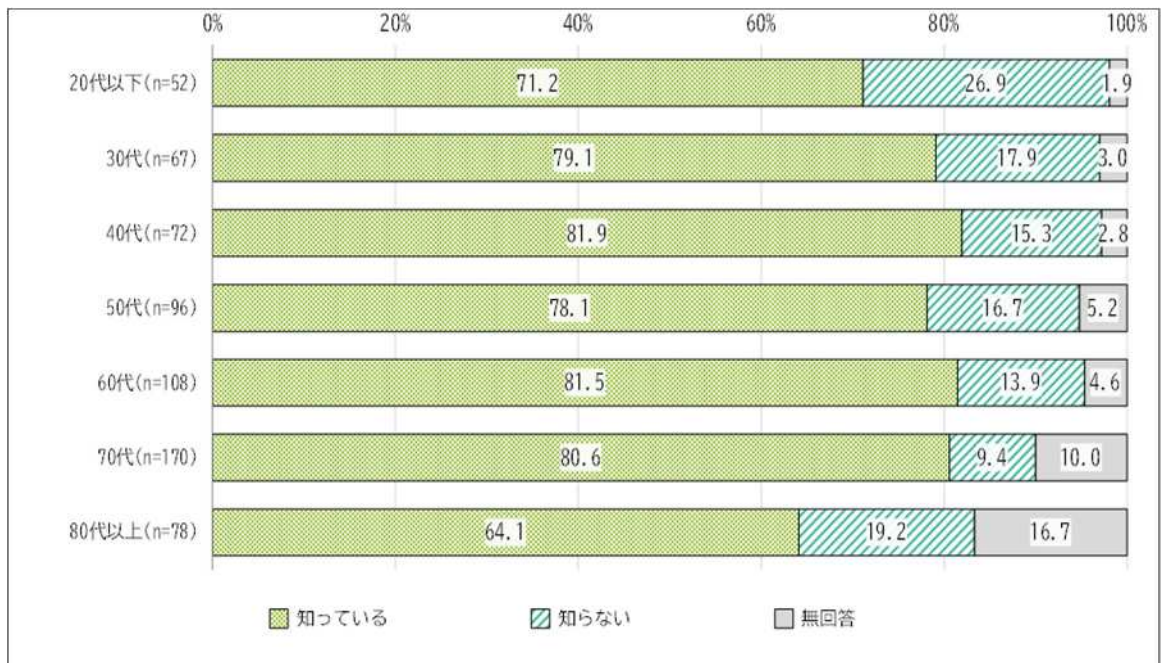
	性別	標本数 (人)	わ	は	小	わ	災	い	災	そ	特	無
			か	で	避	か	害	や	他	に	回	
			難	行	難	方	害	災	そ	に	回	
			所	け	場	法	時	害	他	に	回	
			が	な	所	の	の	時	他	に	回	
			ど	い	(や	情	の	他	に	回	
			こ	と	近	急	報	手	他	に	回	
			か	り	く	の	入	段	他	に	回	
				で	ま	連	手	が	他	に	回	
				ま	の	先	が	入	他	に	回	
				の	の	が	手	手	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				ま	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な	な	他	に	回	
				の	の	連	な	な	他	に	回	
				の	の	先	な	な	他	に	回	
				の	の	が	な					

【災害時の地区の避難場所】

災害時の地区の避難場所の認知度については、「知っている」が77.3%、「知らない」が15.2%となっています。



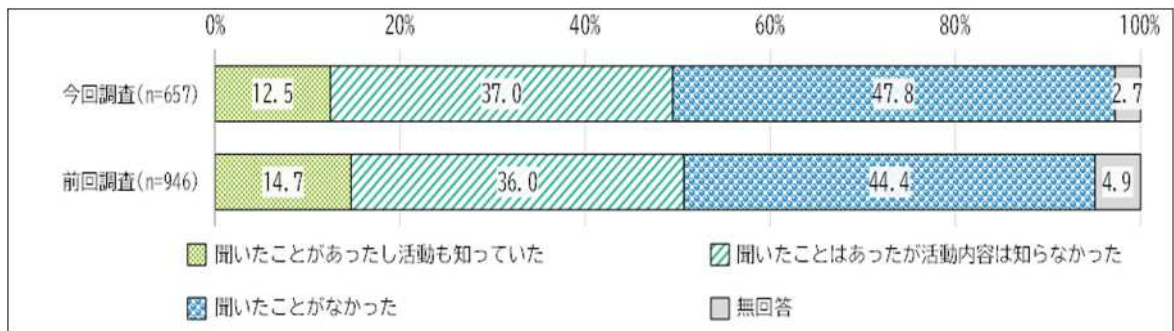
災害時の地区の避難場所の認知度を年代別で見ると、どの年代も「知っている」が「知らない」を上回っており、特に40代及び60～70代では8割を超えています。



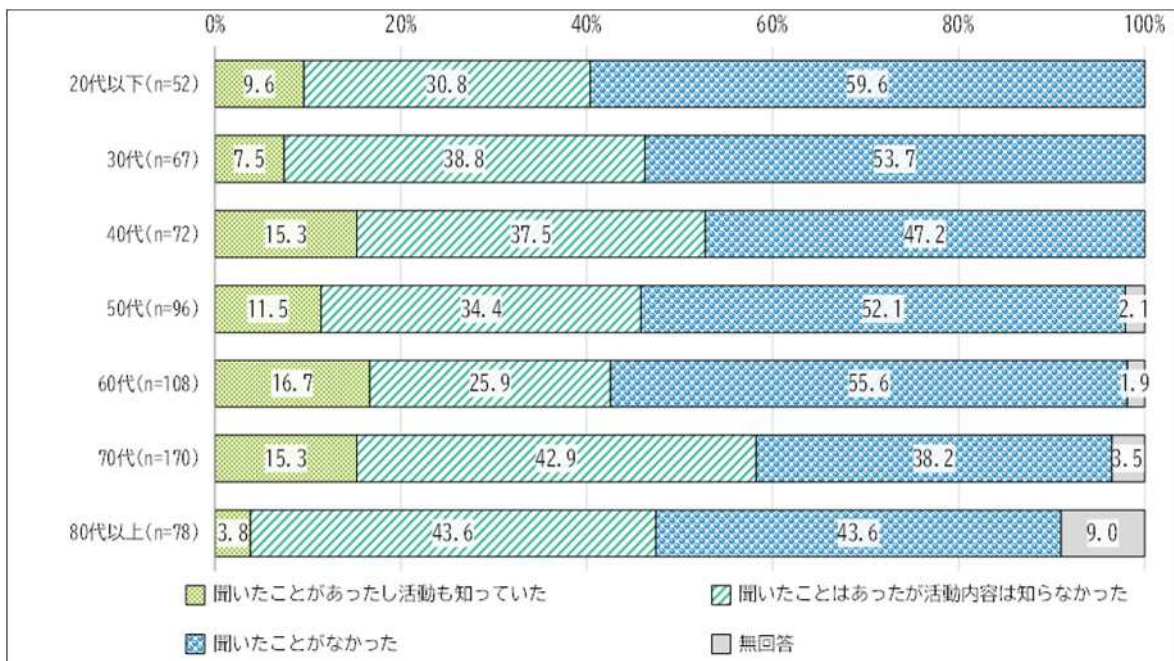
⑦生活困窮者の自立支援について

【生活困窮者支援の認知度】

生活自立支援センターの行う生活困窮者支援の認知度については「聞いたことがなかった」が47.8%で最も高く、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」37.0%、「聞いたことがあったし活動も知っていた」12.5%の順となっています。

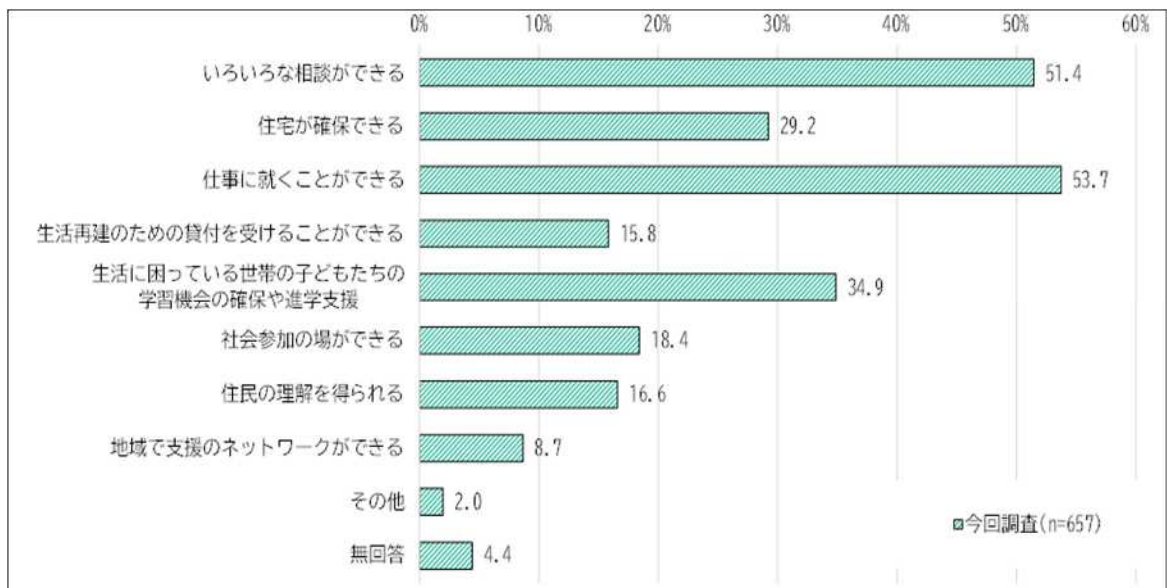


生活自立支援センターの行う生活困窮者支援の認知度を年代別で見ると、60代までは「聞いたことがなかった」、70代では「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」、80代以上では「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」「聞いたことがなかった」が同率で最も高くなっています。また、「聞いたことがあったし活動も知っていた」が最も高い年代は、60代で16.7%となっています。



【支援してほしいこと（複数回答）】

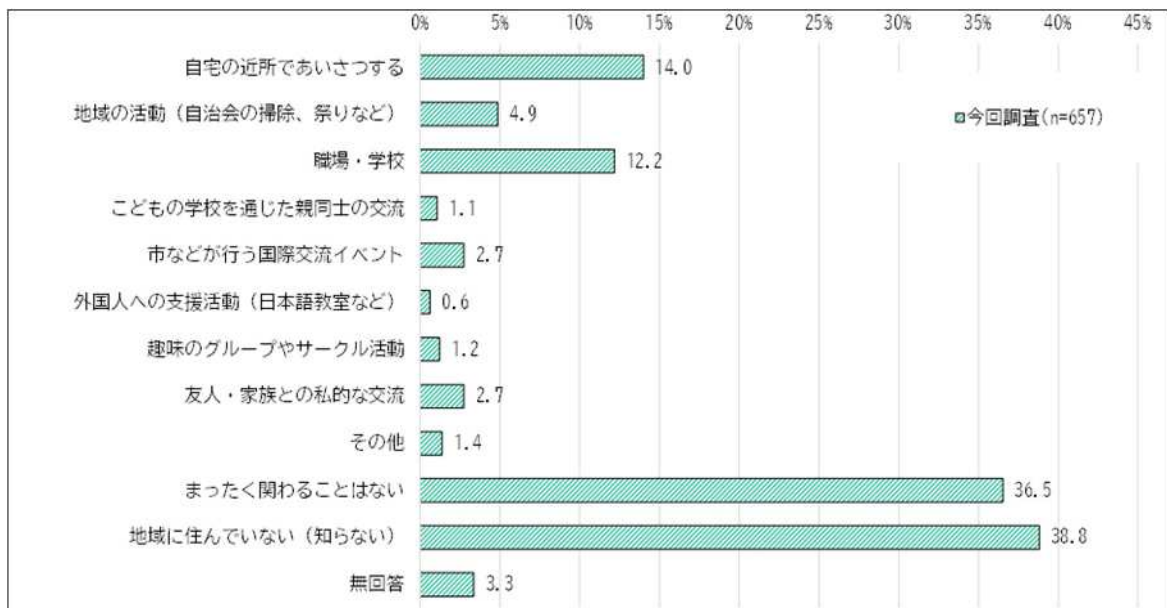
生活課題を抱える方に対する必要な支援については、「仕事に就くことができる」が53.7%と最も高く、次いで「いろいろな相談ができる」51.4%、「生活に困っている世帯の子どもたちの学習機会の確保や進学支援」34.9%の順となっています。



⑧地域の外国籍の方との関わりについて

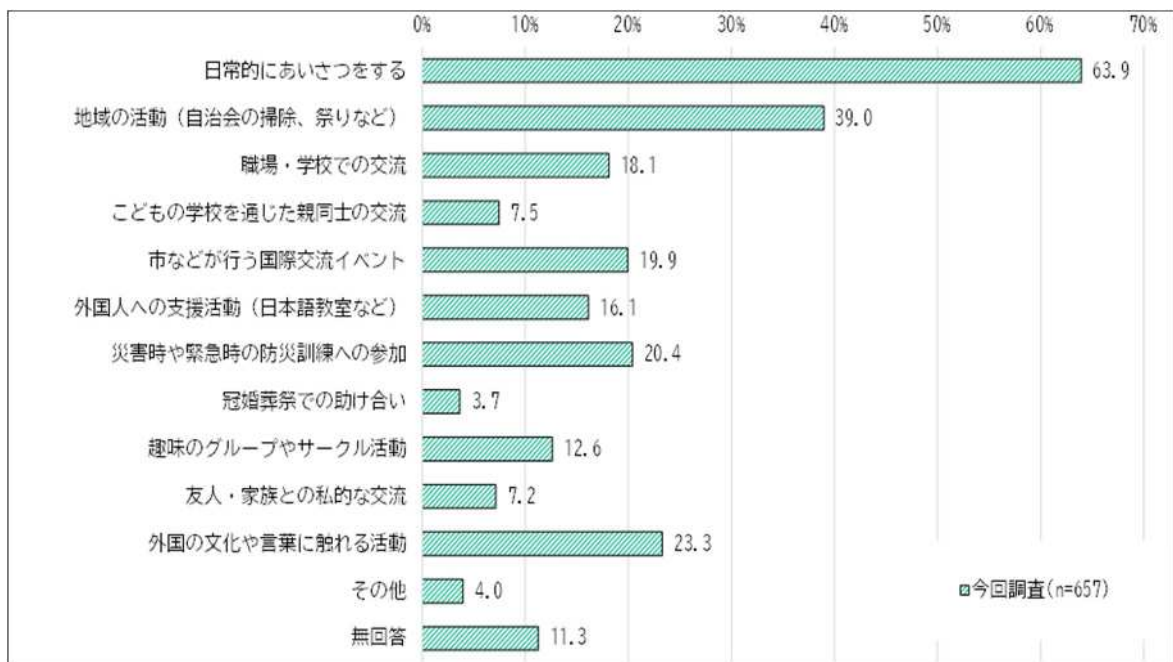
【外国籍の関わり方】

地域の外国籍の方との日頃の関りについては、「地域に住んでいない（知らない）」が38.8%と最も高く、次いで「まったく関わることはない」36.5%、「自宅の近所であいさつする」14.0%の順となっています。



【外国籍の方との相互理解を深めるために地域で必要な機会（複数回答）】

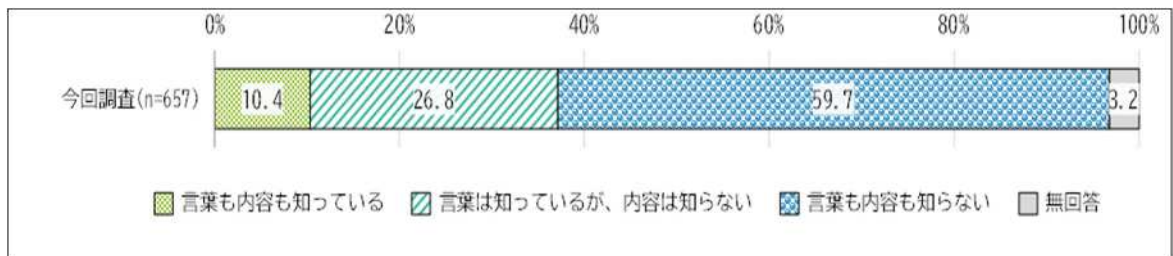
外国籍の方との相互理解を深めるために地域で必要な機会については、「日常的にあいさつをする」が63.9%と最も高く、次いで「地域の活動（自治会の掃除、祭りなど）」39.0%「外国の文化や言葉に触れる活動」23.3%の順となっています。



◎「再犯防止」に関することについて

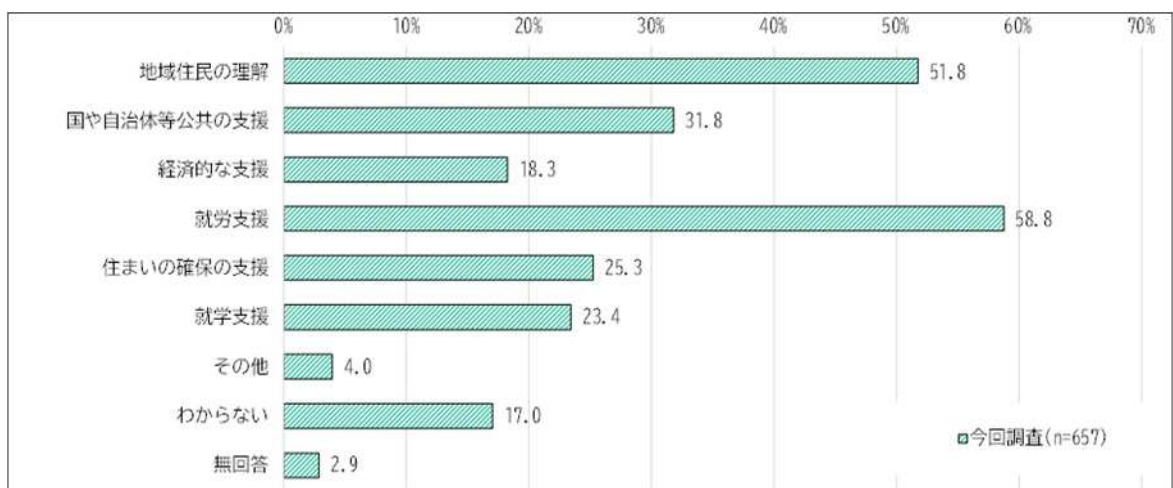
【社会を明るくする運動の認知度】

「社会を明るくする運動」の認知度については、「言葉も内容も知らない」が59.7%と最も高く、次いで「言葉は知っているが、内容は知らない」26.8%、「言葉も内容も知っている」10.4%の順となっています。

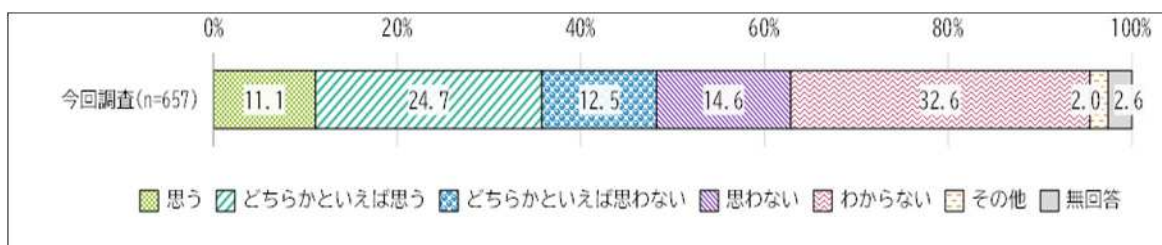


【犯罪や非行をした人の立ち直りのために必要な支援（複数回答）】

犯罪や非行をした人の立ち直りに必要なことについては、「就労支援」が58.8%と最も高く、次いで「地域住民の理解」51.8%、「国や自治体等公共の支援」31.8%の順となっています。



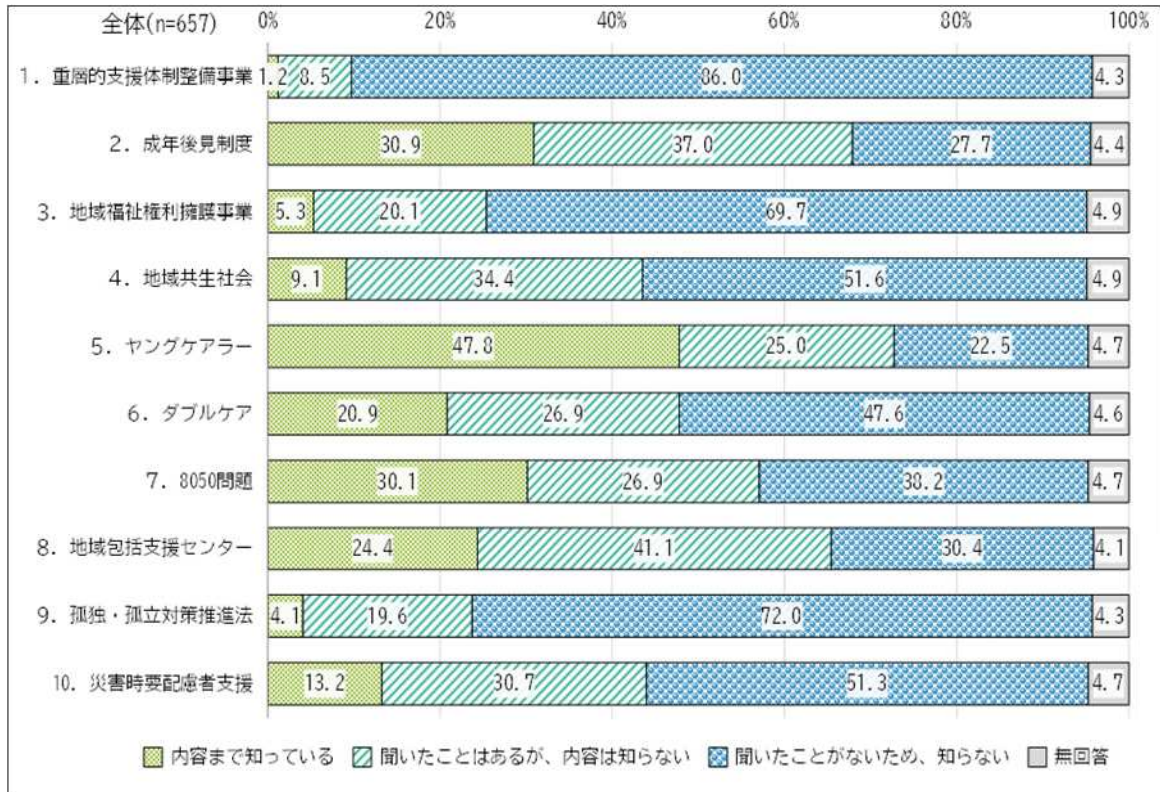
犯罪をした人の立ち直りに協力したと思うかについては、「わからない」が32.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば思う」24.7%、「思わない」14.6%の順となっています。



⑩福祉に関する考え方について

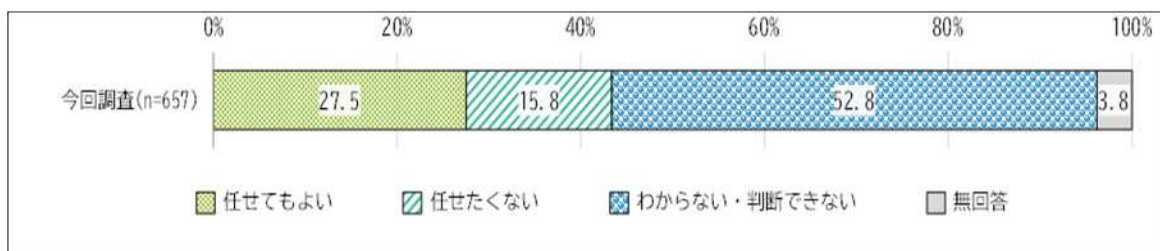
【福祉に関する制度の認知度】

福祉に関する制度等について、認知度が最も高い（内容まで知っている+聞いたことはあるが、内容は知らない）のは、「ヤングケアラー」72.8%、次いで「成年後見制度」67.9%、「地域包括支援センター」65.5%となっており、「8050問題」も5割を超えています。



【成年後見制度の利用】

自身の判断能力が不十分になった際、財産等を成年後見人に任せることについては、「わからない・判断できない」が52.8%と最も高く、次いで「任せてもよい」27.5%、「任せたくない」15.8%となっています。

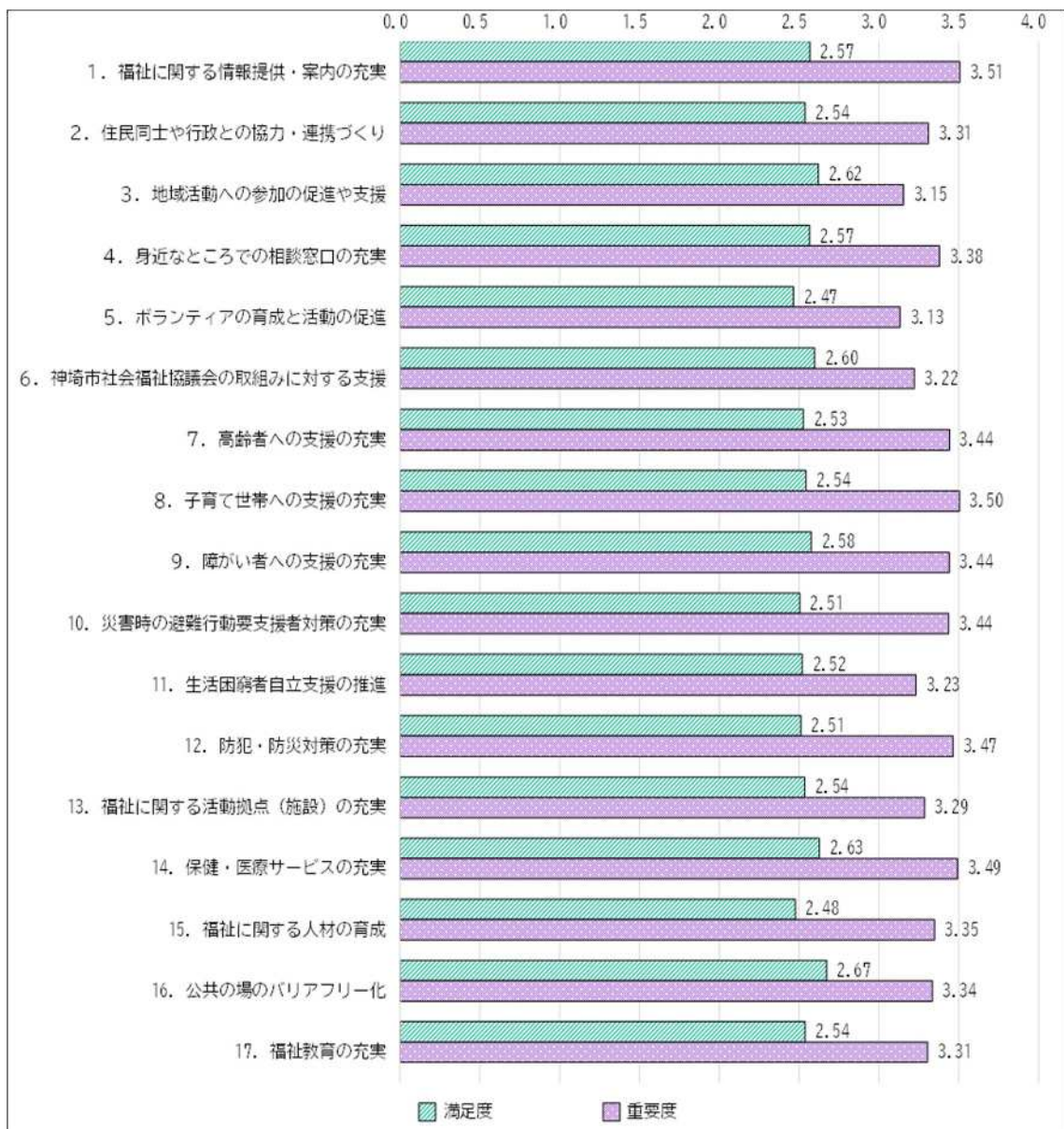


⑪これからの福祉のあり方について

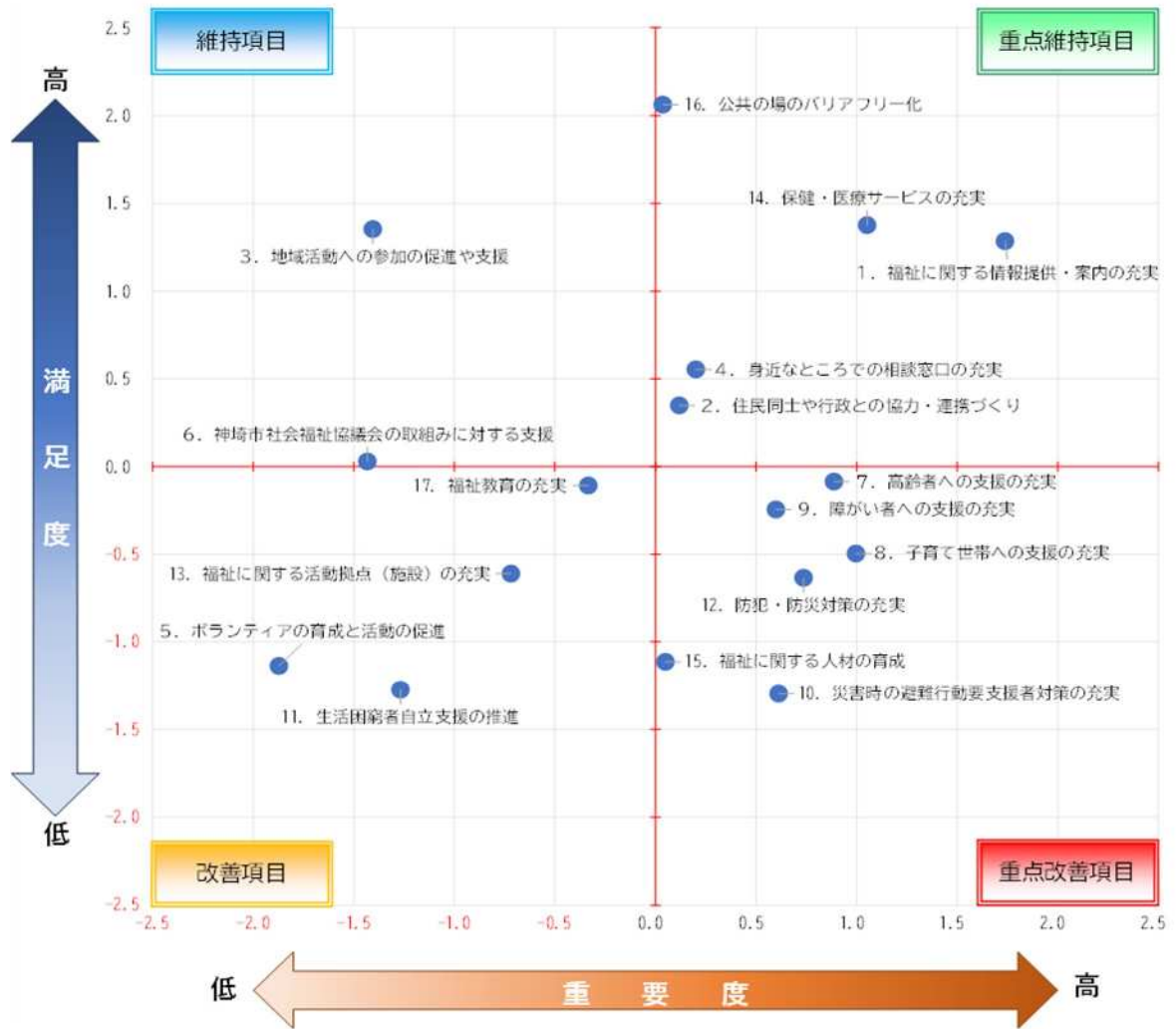
【福祉に関する取り組みの満足度と重要度】

福祉に関する取り組みにおける満足度と重要度を、満足度では「満足=4点」「やや満足=3点」「やや不満=2点」「不満=1点」とし、重要度では「重要=4点」「やや重要=3点」「あまり重要ではない=2点」「重要ではない=1点」として点数化し、項目ごとに比較しました。

最も満足度が高い取り組みは、「公共の場のバリアフリー化」、次いで、「保健・医療サービスの充実」「地域活動への参加の促進や支援」となっており、重要度が高い取り組みとしては「福祉に関する情報提供・案内の充実」、次いで「子育て世帯への支援の充実」、「保健・医療サービスの充実」の順となっています。

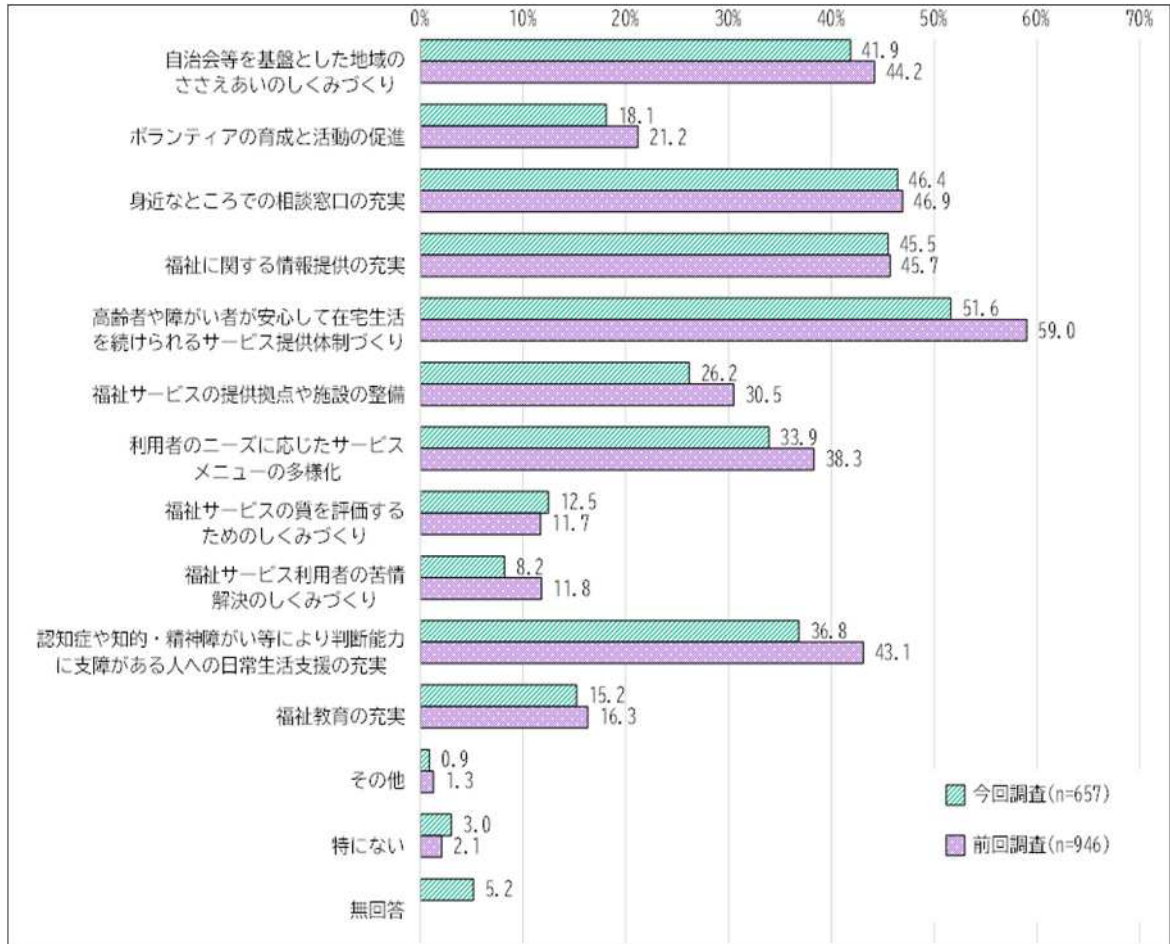


また、満足度と重要度の相関をみると、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「高齢者への支援の充実」「子育て世帯への支援の充実」などが挙げられています。



【地域福祉の推進のために必要なこと】

地域福祉の推進のために、神崎市が取り組むべき課題については、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」が51.6%で最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」46.4%、「福祉に関する情報提供の充実」45.5%の順となっています。また、「自治会等を基盤とした地域のささえあいのしくみづくり」も4割を超えています。



(3) アンケート調査総括

①回答者の属性

アンケート回答者の性別をみると、「女性」が「男性」よりやや高く、年代では60歳以上が5割を占めています。

居住地区では「神埼」が最も高く、3割台となっています。

職業については、「会社員、団体職員」が27.7%と最も高くなっているものの、「無職」も27.2%となっていることから、回答者に高齢者が多いことがうかがえます。

家族構成については、4割が「二世帯世帯（親と子）」、約3割が「夫婦のみ」、1割は「ひとり暮らし（単身）」と回答しています。

居住年数については、「30年以上」が最も高く、8割が10年以上居住していると回答しています。

家族のかたちに変化する中で、家族単位での支援が不十分となる世帯が今後増加することが予測されるため、社会全体で支え合える持続可能な支援体制の整備が求められます。

②「福祉」のことについて

福祉への関心度については、8割は福祉に『関心がある（とても関心がある＋ある程度関心がある）』と回答しており、福祉に関する関心の高さがうかがえます。また、どの年代も『関心がある』が『関心がない』を上回っていますが、30代以下では2割前後が『関心がない（あまり関心がない＋まったく関心がない）』と回答しており、若年層では福祉に対する意識の希薄化がみられます。

福祉についての理解を深めるために必要な機会については、5割前後が「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」と回答していることから、若い世代にも「自分自身の問題」であるという意識の醸成、福祉への関心を高めるための学習の機会や気軽に話し合える場所づくり等が必要です。

福祉のあり方については、7割が「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合う組織づくりをすべき」と感じていることがわかります。また、生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性については、約9割は『必要だと思う（とても必要だと思う＋ある程度必要だと思う）』と回答しています。加えて、地域住民が安心して暮らせるために自身ができることとして「見守りや声かけ」「福祉への関心を持つ」「地域行事への参加や協力」が上位に挙げられており、地域での支え合いや助け合い等の共助の体制構築が重要視されている現状がうかがえます。

福祉に関する情報の入手先については、前回調査同様「市の広報紙・パンフレットなど」が最も高くなっています。また、前回調査との比較をみると「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が低く、「インターネットなどの情報媒体」が高くなっており、10ポイント前後差が生じています。年代別でみると、40代以下では「インターネットなどの情報媒体」が最も高く、約6割を占めており、20代以下では「市役所等の相談窓口」「市の広報紙・パンフレットなど」が他の年代に比べて10ポイント以上低くなっています。

福祉に関する情報は、時代の流れにより、世代によって受け取り方が変化していることから、紙媒体での発信は継続しつつ、デジタル発信の強化、相談窓口の対応の柔軟化（LINE相談等）等、誰もが安心して相談できる体制を整えることが必要です。

安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこととして、6割以上が「福祉サービスに関する情報提供を充実する」「適切な相談対応やサービス選択の支援ができ

る体制を整える」と回答しており、サービス内容や利用方法のわかりやすい情報提供や自分に合ったサービスを選べる環境づくり等が求められています。

③地域での生活について

近所づきあいの状況については、前回調査同様「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が最も高く、年代が高くなるにつれ、親密なつながりが深まる傾向がみられます。また、若年層では近所づきあいが希薄であり、居住年数が短いほど交流が少なく、居住年数が長くなるにつれ、つきあいが深まる傾向がみられます。

近所づきあいをしていない理由としては、約6割が「近所の人と知り合う機会がない」と回答しています。2割は「近所づきあいはわずらわしいので避けている」と回答しているものの、前回調査と比べて15.8ポイント低くなっています。

地域とのつながりの必要性については、7割が「つながりがあったほうがよい」と回答しています。また、つながりがなくてもよい理由として「特に必要を感じないから」が最も高く、前回調査と比べて10ポイント近く高くなっています。

地域とのつながりを望む声が多い一方で、実際の近所づきあいは年代や居住年数によって差が生じており、若年層や転入者ほど希薄な傾向があることがわかります。また、「知り合う機会がない」「わずらわしい」という理由も挙げられていることから、地域交流のきっかけづくりが重要であり、無理なく交流できる場づくりや、気軽につながれる仕組みの工夫、負担感の少ない関係構築が求められています。

日常生活で支援が必要になった際の必要な支援、地域に困っている家庭がある場合の自身ができる支援については、ともに「緊急時や災害時の手助け」「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」「話し相手・相談相手」が上位を占めることから、個人情報に配慮しつつ、地域で連携しながら支援が必要な人を把握し、支援が必要な人と支援ができる人をつなげるための「支援のマッチング」を促進するための取り組み等が必要です。

④地域活動や福祉に関するボランティア活動について

地域活動等への参加状況については、前回調査同様、約6割が「参加していない」と回答していますが、実際の参加状況（問15）と参加意向（問16）を比較すると、どの活動も参加意向が高くなっており、特に「高齢者福祉」「防犯」は参加意向が15ポイント以上高くなっています。

地域活動等に参加したくない理由として、多くの人々が時間的制約や健康面の不安を理由に参加をためらっており、特に60代以下では「時間的に余裕がない」、70代以上では「高齢や健康上の理由等で難しい」が主な理由となっています。また、若年層では、「関心の低さ」や「仲間の不在」、50～60代では、「知識・経験がない」と感じている人も多く、地域活動に興味を持つきっかけが少なく、同世代の参加者がいないという孤立感や自信のなさが参加意欲を下げているようです。

ボランティア活動を積極的に行うために市が取り組むべきこととして、「活動に関する情報提供」「活動資金の助成」「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」が挙げられています。

地域活動等への関心は高く、特に身近で社会的意義の高い分野への参加意欲が強いことがうかがえますが、意欲と行動間のギャップとして、時間的・心理的ハードルや情報不足等が考えられます。地域活動への参加を促すには、「関心はあるが条件が合わない」人々に向け、負担感の軽減や参加のハードルを下げ、個々の状況に寄り添った柔軟な仕組みづくりを行うことが必要です。例えば、時間や体力に配慮した短時間・軽負担の活動設計、活動に関する細やかな情報提供、参加しやすい環境づくり、関心に応じた柔軟な参加機会の提供等が求められています。

⑤地域福祉に関わる機関や団体について

社会福祉協議会の活動の認知度については、「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」が最も高くなっていますが、約3割は活動内容まで理解していると回答しています。年代別でみると、20代以下では「聞いたことがなかった」が最も高く、社協の存在自体が知られていない可能性が高いため、学校やSNSなど、若者に届く媒体での広報が課題となっています。また、30代以上は「名称は知っているが活動内容は知らない」層が多く、地域活動や子育て世代として接点はあるものの、具体的な事業内容や役割までは理解されていないことがわかります。一方、70代以上では「活動も知っていた」が3割を超えており、他の年代に比べて自治会や民生委員などを通じて実際に関わっている人が多いことがうかがえます。

社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援については、「誰もが安心して生活するための福祉サービスの提供」「高齢者や障がいのある人などで援助を必要とする方々への支援」「身近なところで福祉の相談ができる窓口の設置」が上位に挙げられています。

民生委員・児童委員の活動の認知度については、約5割が「聞いたことがあったし活動も知っていた」と回答しており、社会福祉協議会の認知度に比べて、活動内容まで理解している割合が高くなっています。

担当の民生委員・児童委員の認知度については、5割が「知らない」、4割は「知っている」と回答しています。年代別でみると、20代以下では「聞いたことがなかった」、30～60代では「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」、70代以上では「聞いたことがあったし活動も知っていた」が最も高く、高齢層では半数以上が活動内容まで把握していると回答しています。民生委員・児童委員の活動は支援対象者のプライバシー保護が重視されるため、非公開な場面も多く、外からは見えづらくなっています。実際の支援や役割が伝わりにくい構造があるため、活動の「見える化」等の工夫が必要です。

今後充実してほしい民生委員・児童委員の活動については、「高齢者等の支援が必要な方に対する訪問活動」「福祉に関する情報提供」「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が挙げられています。

「社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」の認知度については、特に若年層（20代以下）は地域との関わりが希薄で、情報が届きにくいため、認知度そのものが低く、高齢層（70代以上）では活動内容まで理解している人が多いことから、世代によって認知度と理解度に大きな差があることがわかります。

引き続き、高齢者への周知を図ることと並行して、若年層に対しての積極的な広報活動、世代に応じた情報発信の工夫、顔の見える関係づくり等、世代ごとの情報格差を埋め、地域福祉の担い手と住民との距離を縮めることが、今後の信頼と協力の基盤づくりにつながると考えます。

⑥災害時の避難について

災害時の避難については、約6割が「できると思う」と回答していますが、約4割が「できないと思う」と不安を感じていることから、避難への自信にはばらつきがみられます。特に、女性は男性に比べて避難に不安を感じている傾向が強く、性別による心理的・身体的な差への配慮が必要です。また、年代別では、高齢になるほど避難への不安が高まり、特に80代以上では「できないと思う」が5割を超えています。

これらの傾向から、災害時の避難支援は性別・年齢に応じたきめ細かな対応が求められていることがわかります。高齢者や女性に配慮した避難支援体制の整備、避難訓練等

による「避難できる」という自信の醸成、地域内での見守り・声かけ体制の強化、要配慮者への支援の仕組みづくり等が必要です。

災害発生時に困ることについては、4割が「特にない」と回答していますが、困ることとして「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」「災害時の情報入手や連絡の手段がない」「避難場所（近くの小中学校など）まで、自分ひとりでは行けない」が上位に挙げられています。特に20代以下では「避難場所がどこかわからない」「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」など、基本的な情報不足が目立ちます。一方、80代以上では「避難場所まで自力で行けない」との回答が高くなっており、支援が必要なことがうかがえます。

災害発生時の備えとしては、「危険箇所の把握」「近隣住民との関係づくり」「要支援者の把握」が重視されており、地域のつながりと事前の情報共有が不可欠です。また、避難場所の認知度は全体的に高いものの、20代以下では「知らない」が2割を超えており、若年層への周知が必要です。

このような現状から、若年層向けの防災情報のわかりやすい発信、高齢者や女性への避難支援体制の整備、日常的な近隣交流促進による支援基盤づくり等、災害時の不安や困難さは世代によって異なるため、それぞれに合った情報提供と支援体制の整備が不可欠です。誰もが住み慣れた地域で生活するためには、地域のつながりを活かした備えや誰もが安心して避難できるような地域支援体制の構築が必要です。

⑦生活困窮者の自立支援について

生活困窮者の自立支援については、約5割が「聞いたことがなかった」と回答しており、活動内容まで理解している割合は1割程度と低くなっているものの、約4割は「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」と回答しています。年代別でみると、40代及び70代以上では「聞いたことがあったし活動も知っていた」「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」を合わせた割合が「聞いたことがなかった」を上回っていることから、40代は子育てや地域活動への参加、高齢層では自治会や民生委員等の活動を通じて触れる機会が多いと考えられます。また、それ以外の年代では「聞いたことがなかった」が高くなっており、情報発信の方法や接点づくりに課題があることがうかがえます。

生活困窮者への支援としては、「就労支援」「相談支援」「子どもの学習支援」が上位に挙げられており、実生活に直結する支援へのニーズが高いことがわかります。これらの支援は、生活の再建や社会参加につながる重要な要素であり、支援ニーズは高いにもかかわらず、支援の窓口が知られていないというギャップが存在しています。そのため、生活自立支援センターの存在と役割についての周知を広く行い、具体的な支援内容をわかりやすく伝える工夫、年代を問わず利用しやすい相談体制の整備等が必要です。

⑧地域の外国籍との関わりについて

地域の外国籍の方との関わりについては、「まったく関わることはない」「地域に住んでいない（知らない）」の回答が7割を占めており、地域で外国籍の方と関わる機会が少ないことがうかがえます。

外国籍の方との関わりの中で良かった点として、約3割は「外国の文化・言葉を学ぶことができた」と回答していますが、「特にない」が約5割を占めており、交流の機会や価値を感じていない人が半数以上となっています。

外国籍の方との相互理解を深めるために必要なこととして、「日常的なあいさつ」「地域活動」が高くなっていることから、日常的な接点の積み重ねが重視されているようです。

外国籍住民との交流はまだ限られているものの、日常的な接点や地域活動を通じて、相互理解を深める可能性があることがみえてきます。地域活動への参加促進と多言語対応の工夫、文化・言語交流の場の設置等、外国籍住民との日常的な接点づくりが必要です。

⑨「再犯防止」に関することについて

「社会を明るくする運動」の認知度については、約6割が「言葉も内容も知らない」と回答しており、活動内容まで理解している割合は1割程度と低くなっています。年代別でみると、70代以上では他の年代に比べて認知度が高く、高齢層ほど地域活動や福祉運動への接点がある可能性が高いことがうかがえます。

犯罪や非行をした人の立ち直りの支援として、「就労支援」「地域住民の理解」「国や自治体等公共の支援」が上位に挙げられており、社会復帰のための具体的な手段が重視されています。

犯罪・非行からの立ち直りへの協力については、「わからない」が最も高く、どう関わればよいかわからない人が多いことがうかがえます。また、約3割が「協力したいと思う：思う＋どちらかといえば思う」と回答しており、潜在的な支援意欲は存在するようです。

今後は、認知度向上に向け、さまざまな世代に届く広報活動の強化（SNS発信等）が必要です。また、犯罪・非行からの立ち直り支援については、就労機会の提供と地域での理解促進が求められています。そのためには、「協力したいけれど方法がわからない」層に向け具体的な関わり方や参加の機会を提示し、地域全体での理解と参加を促す仕組みづくりが重要です。

⑩福祉に関する考え方について

福祉に関する制度等の認知度については、「ヤングケアラー」「成年後見制度」「地域包括支援センター」「8050問題」など、身近な課題や相談窓口は認知度が高くなっています。一方、「重層的支援体制整備事業」「孤独・孤立対策推進法」「地域福祉権利擁護事業」など、制度名が専門的・抽象的なものは認知度が低くなっています。

「成年後見制度」に関しては、制度の存在は知られていても、実際に利用する場面を想像しにくいいためか、「わからない・判断できない」と判断に迷う層が半数以上となっています。

「地域福祉計画」の認知度は非常に低く、「知っている」と回答した割合は1割程度となっています。地域福祉の方針や取り組みが住民に十分に伝わっておらず、年代別でも「知らない」が7割を超えていることから、世代を問わず情報の浸透が課題です。

住民の理解を促すためには、制度の内容や目的、生活にどう関わるのか等、制度の存在だけでなく「自分に関係がある」と感じられるような具体的な情報発信を行うことが重要です。

⑪これからの福祉のあり方について

地域福祉に関する取り組みについては、重点改善項目（重要度が高く、満足度が低い）施策として、「高齢者への支援の充実」「子育て世帯への支援の充実」「障がい者への支援の充実」「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「防犯・防災対策の充実」「福祉に関する人材の育成」が挙げられています。

「公共の場のバリアフリー化」や「保健・医療サービス」など、目に見える整備やサービスの満足度は高いものの、「高齢者」「障がい者」「災害時の要支援者」などの支援が必要な方や子育て世帯への支援などは、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、改善

が求められています。また、「防犯・防災対策の充実」「福祉人材の育成」も課題として挙げられており、防犯・防災意識の啓発や活動の推進、「自助・共助・公助」連携による防犯・防災力の強化、福祉を支える側の体制強化等が必要です。

地域福祉の推進に必要なこととして、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」「身近なところでの相談窓口の充実」「福祉に関する情報提供の充実」「自治会等を基盤とした地域のささえあいのしくみづくり」が挙げられています。地域福祉の質を高めるためには、福祉サービス体制の充実とともに、住民が安心して相談・参加できる環境づくり、情報・人・地域のつながりが必要です。

2 ワークショップから見た状況

(1) 実施概要

①開催日と実施会場

令和7年12月18日 17時～ 神崎市役所 3階 会議室

②実施の目的

○地域や福祉等に関する現状や課題などを話し合い、発表いただき、計画策定の基礎資料とします。

○地域福祉に関する意見交換等を実施することで、参加された人に対する地域福祉に関する啓発を目的とします。

③参加者の状況

○ワークショップ開催にあたり、市内の高校と西九州大学、地域福祉計画策定委員への呼び掛け及び市ホームページなどによる参加者の募集により26名での開催となりました。

④ワークショップの方法

○4グループに分け、あらかじめ設定した下記のテーマ・議題について、各グループで自由に意見交換を行いました。意見交換後は、各グループで内容を整理し、全体に向けて発表を行いました。

全体テーマ

『地域の今を見つめ、これからの神崎市の未来を描こう』

議題

議題① 神崎市の今を見つめよう

議題② これからの神崎市に必要なことを考えよう

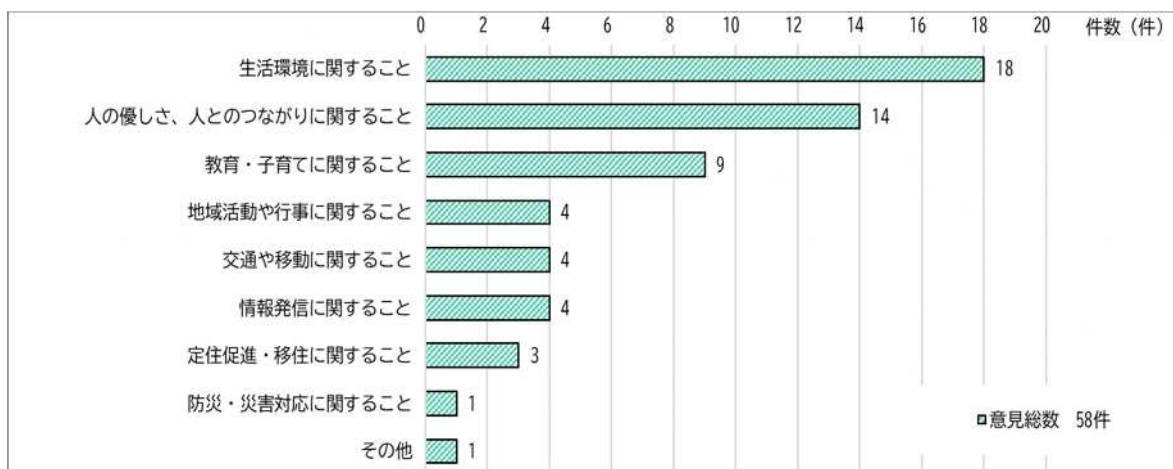
議題③ 神崎市の未来を描こう

(1) 協議内容

議題① 神埼市の今を見つめよう

○神埼市の現状（良い点や課題）について意見交換し、共通認識を深めました。

【結果①－1】神埼市の良い点について



【生活環境に関すること】(18件)

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が多い（2件） ・神埼駅北口のコスモスが今年もきれいでした ・九年庵の紅葉が綺麗で今年も TV で紹介されていた ・市内に大学と高校がある
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観（仁比山地区・吉野ヶ里・エッフェル塔・脊振山紅葉） ・自然豊か ・自然がたくさんあって、水車の里・城原川の堤防、駅のコスモス畑、季節の良い時は歩くのが楽しくなります
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・仁比山神社、自然 ・九年庵紅葉 ・水、緑（川、山）が多い ・自然が多い ・コスモスがきれい
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が多い ・吉野ヶ里公園にキャンプ施設ができる ・歴史があっっておだやかな暮らしができる、水に囲まれてとてもいいところです ・九年庵がある ・農業が盛ん

【人の優しさ、人とのつながりに関すること】（14件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方が優しい（2件） ・ 歩行者に道を譲ってくれる ・ 犬の散歩をするようになって近所の方とよく話せるようになった ・ 登下校中に地域の方々が挨拶をしてくださる
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人の距離が近い（近所づきあい） ・ 登校する時、挨拶をしたら返してくれる ・ 住みやすい（地域の方とお話をした時に優しさを感じた） ・ 若人（小・中学生）の挨拶がよくできている ・ ふれあい、交流
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優しい人が多い ・ 優しくて品がある大人が多い
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区住民のつながり（集まってグラウンドゴルフをしたり、祭りをしてきたりと交流が深い ・ 人が暖かい

【教育・子育てに関すること】（9件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童がない ・ 高校生までの医療費無償
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が落ち着いている ・ 高校や大学もあり、若い人のパワーがある ・ 福祉について深く学ぶことができる
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保・小・中の制服を知り合いでやりとり ・ 子育て支援が充実しているから引っ越してきた人がいる ・ 子育てがしやすい町である ・ 教育環境の良さと充実した教育がなされている

【地域活動や行事に関すること】（4件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝早くから、高齢の方々がゲートボールをしている
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の偉人を大切にしている ・ 伝統や慣習を重んじている ・ 安全運動などを地域の人と一緒に声を出して行っているところ

【交通や移動に関すること】（４件）

グループ名	意見内容
Aグループ	・佐賀市、福岡市、鳥栖市などの真ん中で出かけやすい
Bグループ	・道が広いので運転しやすい ・道が広くなって、綺麗になった場所がある
Cグループ	・車や自転車、電車を使うと都会に行ける（佐賀市、福岡など）

【情報発信に関すること】（４件）

グループ名	意見内容
Cグループ	・情報（最近 SNS で情報発信）
Dグループ	・市からの情報発信が増えた。 ・SNSを使った発信がとても分かりやすい ・情報の発信が早く、対応がスムーズ

【定住促進・移住に関すること】（３件）

グループ名	意見内容
Dグループ	・若者定住促進事業がある ・出た人が戻ってくる ・子どもたちが大きくなっててもまた戻れるような町づくり

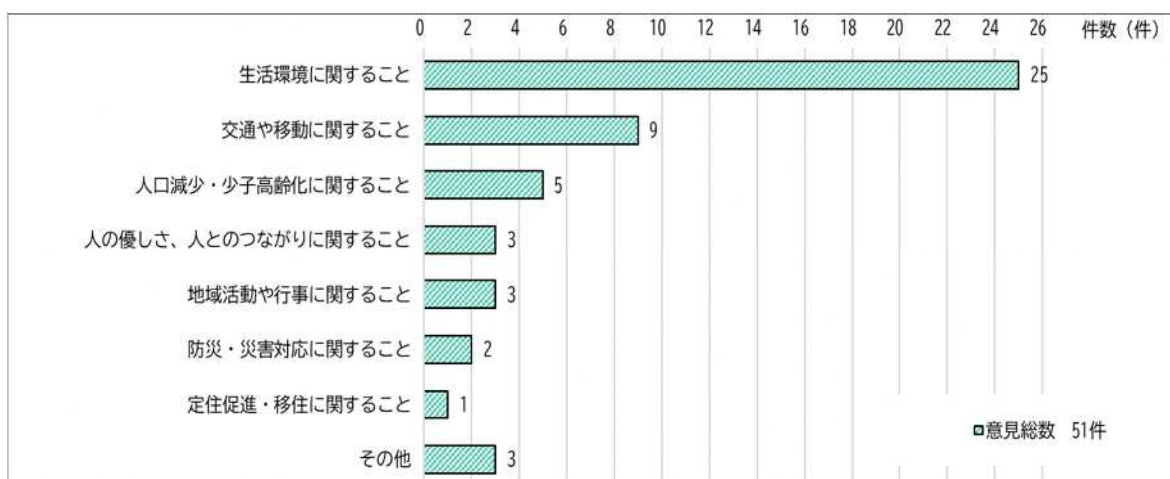
【防災・災害対応に関すること】（１件）

グループ名	意見内容
Dグループ	・ほかの市町に比べて、災害が少ない

【その他】（１件）

グループ名	意見内容
Dグループ	・プロハンドボールチームがある

【結果①－２】神埼市の課題について



【生活環境に関すること】(25件)

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の外灯が少なく、夜道が危険で不安な箇所がある ・夜暗い ・外食する所が少ない ・飲食店があまり多くない ・道路の舗装が劣化して危ない箇所があって気になる ・歩道が無かったり、狭い道があって歩行者が危険な道がある ・事故が多い ・神埼駅の駐輪場がごちゃごちゃしている
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家 ・外灯が少なく夜は見えにくい ・ゴミ出しの仕方（一人暮らしだとペットボトルなど捨てることに困り感がある）
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が少なく、働く場所が少ない ・空き店舗が目立つ ・若者が楽しんで集う場所が少ない ・時間をつぶす場所が少ない ・娯楽が少ない、楽しめる場所が少ない ・飲食店が少ない ・公園などが少ない ・道が狭く、歩行者などがいると自転車から降りなければならない

グループ名	意見内容
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯が少ない ・児童館がない ・誰でも気軽に行ける食堂がない ・空き家を利用した何かが出来ないか ・空き家が増えている ・地区によって買い物できる店が少ない

【交通や移動に関すること】（9件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・バスや電車の本数が少ない（2件）
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・移動する時に困ることがある ・交通アクセスが悪い（千代田）
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交通不便（免許返納後の交通手段がない、高校生の通学不便） ・渋滞を感じるように思いますが…？
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者には住みづらいのでは ・コミュニティバスがあるけど、曜日・時間が限られている ・運転がしにくい、交通手段の選択肢が少ない

【人口減少・少子高齢化に関すること】（5件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・脊振町の人口減少・高齢化率が高い ・人口減 ・一人暮らしの高齢者が増えている
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化が進んでいる地域とそうでないところの二極化
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減が課題だと思う

【人の優しさ、人とのつながりに関すること】（3件）

グループ名	意見内容
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人と高齢者のふれあいが少ない ・コロナ以降みんなで集まる機会が減った ・様々な世代の方と関わるイベントが少ない

【地域活動や行事に関すること】（3件）

グループ名	意見内容
Bグループ	・若い人が少なくなっている（区役、行事）
Dグループ	・区役などの働き手が減っている ・地区の中に若い人の参加が少ない

【防災・災害対応に関すること】（2件）

グループ名	意見内容
Bグループ	・災害の対応が十分でない
Cグループ	・災害が心配（城原川）

【定住促進・移住に関すること】（1件）

グループ名	意見内容
Dグループ	・近く（川久保）の工業地帯の方が、神崎市に住んでほしい

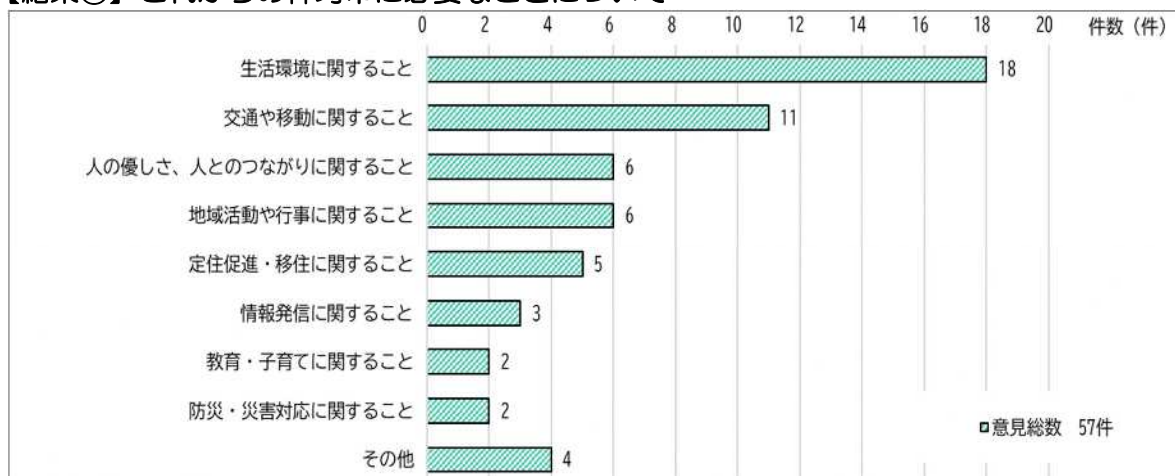
【その他】（3件）

グループ名	意見内容
Aグループ	・何かを燃やした煙の臭い
Bグループ	・買い物、病院への通院、親等の介護 ・様々なことに目を向けようとはしているが、“神崎市のこれ” というものが、押しがない

議題② これからの神崎市に必要なことを考えよう

○議題①で整理した神崎市の現状を基に、これからの地域づくりに向けて必要となる視点や取り組みについて、意見を出し合いました。

【結果②】 これからの神崎市に必要なことについて



【生活環境に関すること】（18件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯を増やす ・夜の帰り道が暗いため、外灯をつける ・環境を整える ・曲がり角や狭い道にミラーをつける ・トレーニングセンター ・相談しやすい場所の確保
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・八天山の整備→健康づくり ・雨の日でもこどもが遊べる場所 ・買い物できる場所を増やす
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校周辺（楽しめる、カフェ、自然美しく） ・恵まれた自然を活かしたいやしの空間 ・勉強・仕事・おしゃべりのできる商業的施設 ・ディスカウントストアやバラエティーSHOP ・30分の使用は無料の車いす、ベビーカーを設置
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な道に外灯を ・新しいものが出来てもすぐ違う店になる ・空き家を減らせば（どう減らすか） ・インスタ映えスポットを作る

【交通や移動に関すること】（11件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・バスや電車の数を増やす
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・駅横の高架口道の拡幅 ・車がなくても移動できるような移動手段 ・交通アクセス（高齢者） ・公共交通機関の情報の更新 ・移動手段（良いところを生かせば神埼マップの充実、フォトスポット・映えスポット（歩きVer、車Verなど））
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・どの地区の人も大きな苦勞なく移動や買い物ができるようにする ・交通に関しては隣市町と話し合い、共同体で行えばいいのでは（タクシーなど） ・新しい交通手段が必要 ・今あるコミュニティバスの活用方法 ・再成、国道沿いがさみしくなっているから

【人の優しさ、人とのつながりに関すること】（6件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・1人暮らしの高齢者が交流できる場を作る ・人が集まれる場所 ・市内に高校や大学があることから、地域の方と学生の交流の機会を増やす
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交流できるイベントを増やす ・多世代交流の機会 ・多世代交流の機会と場所を増やす

【地域活動や行事に関すること】（6件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の方が日中に活動できる場を広める（ゲートボールを公園で行うなど）
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を生かしたイベントの充実 ・イルミネーションなど誰かが楽しめそうな場所を作る
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせる仕組み ・伝統を守りながらも若い新しい多様な感覚を取り入れること ・住民が中心となって取り組みを後押しする

【定住促進・移住に関すること】（5件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致（若い世代の就職先の確保） ・高齢者が働ける場所
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増及び住宅設備、企業誘致
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・人集め→定住へ
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・定住力（アパートは増、しかし流れてしまう）

【情報発信に関すること】（3件）

グループ名	意見内容
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が知れるところを作る
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS発信力
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSなどの情報提供を農業にも使う

【教育・子育てに関すること】（2件）

グループ名	意見内容
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定感、“神埼出身です”と言える子育て ・“またここで輝きたい”と思えるような教育力

【防災・災害対応に関すること】（2件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員増員を目指す（活動も増えるため） ・地域の安全確保（防犯・防災）

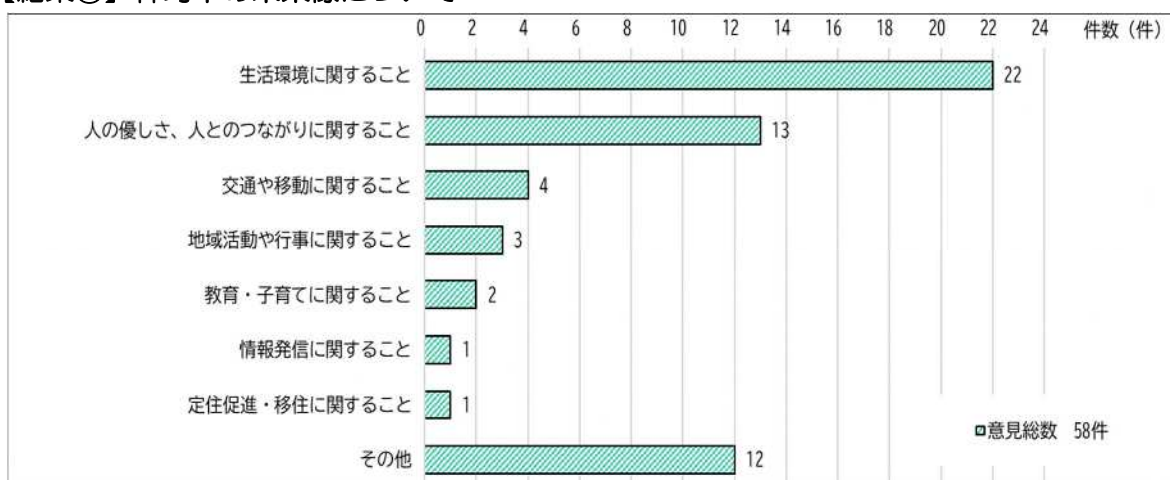
【その他】（4件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺等から身を守り、財産を守る ・介護職員の増員と離職の防止（報酬の見直し）
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・今ある強みを生かす
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツカ、佐賀県にある4つのスポーツのうちの1つを最大限に

議題③ 神埼市の未来を描こう

○議題①、②で出された意見を踏まえ、神埼市の理想的なまちの姿や、実現に向けた方向性について意見交換を行い、共通の未来像を描きました。

【結果③】 神埼市の未来像について



【生活環境に関すること】 (22 件)

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯やミラーが増えて、交通事故が減少していると良い ・朝も夜も安心して生活できる ・事故0、みんなで守ろう人の命、自分の命 ・飲食店やバスの本数を増やして、人が集まる神埼市
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や生活弱者に生活しやすい町 ・暮らしやすい地域 (子育て、移動など) ・全ての市民が安心・安全で、豊かな生活が出来る町 ・何でもあるコンパクトシティを目指してほしい ・毎日楽しく過ごせるまち ・ショッピングモール (小さくてもOK)・ファミレスなどがある ・おいしい食べ物屋があってほしい

グループ名	意見内容
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・“住みたいまち神埼” “子育てするなら神埼” の具現化 ・土地・空き家・空店舗を活かした施設ができていたらいい ・全ての人安心して暮らせる町 ・どこに行っても相談できる市 ・子育てママの集う場所（公園、ベビーカー） ・保育・教育・就職・福祉全てがまとまっている場所 ・行きやすい！便利！相談できる ・自然の中に人工物がある（カフェなど） ・西九州大学の近くにスタバやカフェ（パソコンできる） ・清明高校のまわりにおいしい飲食店や公園
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・DX化が進み、買い物から病院まで家にいてできる

【人の優しさ、人とのつながりに関すること】（13件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を問わずに声をかけあえるような地域 ・高齢者でも、相談や交流しやすい市町になって欲しい ・市民総動員 互いに支え合う ・1人暮らしでも、地域みんなが家族と思える ・人の暖かさを感じ、自分も暖かい人になれる
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みんなで子育て、たすけあい
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代・多様な人がつながり、新たな絆を作れる場所を作る ・多様性、安心 ・人が集まる→高齢の方も生き生きと暮らせる街 ・こどもや若者が安心して集う居場所づくり
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての世代でつながり合い支え合い、幸せになれる場所 ・地域で高齢者を支える神崎市 ・こどもからお年寄りまでが集える

【交通や移動に関すること】（4件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・バス・電車の本数が増えて、高齢者も利用しやすくなって欲しい ・終電がもう1時間遅い
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段が不便ないまち
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが移動に苦労しない、不安がない

【地域活動や行事に関すること】（3件）

グループ名	意見内容
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクルで季節ごとのイベント（周知方法としてコンスタントに行うこと、又、行政と民間の共有化） ・自然を生かしたスポットイベントを開催
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを通して魅力を伝えることができる

【教育・子育てに関すること】（2件）

グループ名	意見内容
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい町 ・子育てしやすい街→若者の増

【情報発信に関すること】（1件）

グループ名	意見内容
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民みんなが情報通

【定住促進・移住に関すること】（1件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・今もこれからも住み続けたいと思えるような神崎市

【その他】（12件）

グループ名	意見内容
Aグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・全市民が活躍できる市 ・明るい神埼 ・市民みんなが若々しいまちづくり
Bグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・若人が能力を発揮できるまちづくり ・笑顔があふれる街
Cグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が集まる活気のある町
Dグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスフリー神埼 ・皆が望んだことができるまち神埼 ・こどもから大人までみんな幸せ神崎市 ・みんなが活躍 ・皆で幸せに ・佐賀市に住んでいるのが長かったのですが、身体障害者関係に携わって、いろいろと神崎市が助かり、とても良い所があると思えました。若い人と高齢者のふれ合いを大切にできる市になると思います。

3 第3期神崎市地域福祉計画のふりかえり

1 第3期地域福祉計画の評価

神崎市では、子育て世帯、高齢者、障がい者など、支援を必要としている市民誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、令和3年に「第3期神崎市地域福祉計画」を策定し、地域全体で支える仕組みをつくり、地域福祉施策を推進してきました。

第3期計画期間内における神崎市の現状を見ると、高齢化率は令和2年の31.7%から令和7年には33.2%へ上昇しているが、要介護認定者数は令和2年の1,830人から令和7年の1,767人に減少しており、介護予防事業等の効果によるものと考えられる。

しかし、1世帯当たりの人員は令和2年の2.71人から令和7年には2.38人へ減少し、核家族化の進行が見られるなど、更なる地域福祉の推進を必要とする状況です。

第3期地域福祉計画期間で定めた地域福祉に関する施策の進捗状況や数値目標などに関して、評価を行います。

2 取り組みの評価

第3期地域福祉計画において定めた取り組み内容のうち、行政の取り組み状況に関して計画期間内における実績などにより評価を行いました。

(1) 取り組みの達成状況

第3期地域福祉計画の行政の取り組み状況に関して、下記評価内容に基づき達成状況の評価を行いました。

【評価基準】

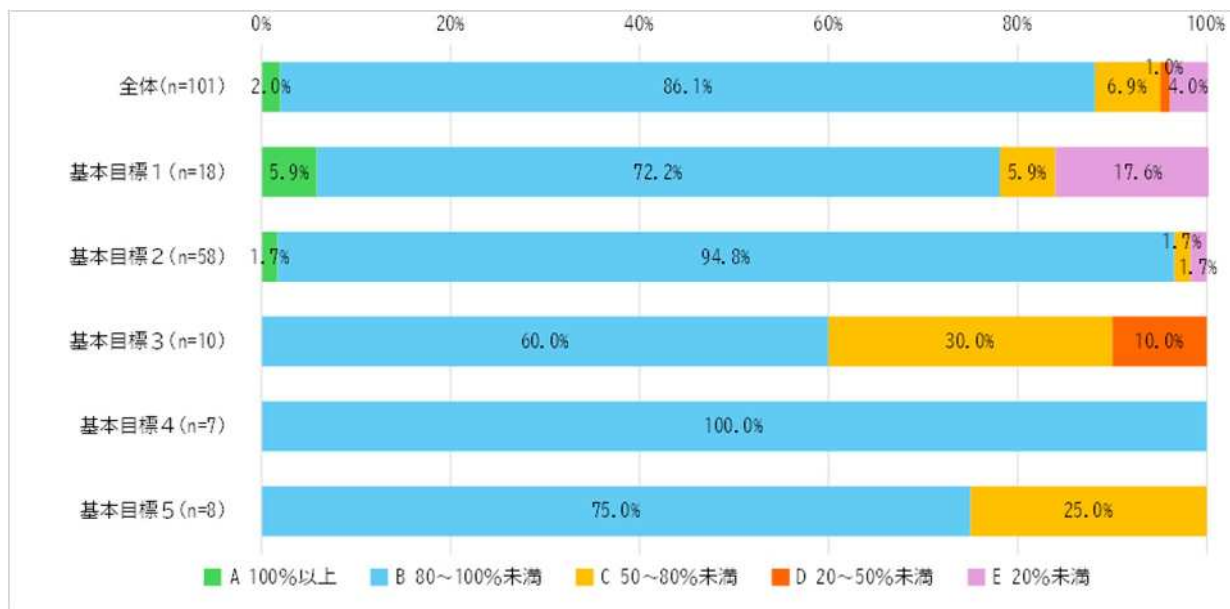
各事業に対して計画期間内における評価を、次の5項目に分類し実施

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

各課の基本目標に基づいた具体的な取り組みは99の取り組みを実施しており、各取り組みにおける達成状況を見ると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」が86.1%と最も多く、次いで「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」6.9%、「E 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満」4.0%順となっています。

基本目標別の施策の達成状況では、全ての基本目標において、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」がほとんどの割合を占めていますが、「基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり」「基本目標2 福祉サービスのしくみづくり」のみ「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」が見られます。

基本目標	A 100%以上	B 80～100%未満	C 50～80%未満	D 20～50%未満	E 20%未満
全体	2 2.0%	87 86.1%	7 6.9%	1 1.0%	4 4.0%
基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	1 5.6%	13 72.2%	1 5.6%	0 0.0%	3 16.7%
基本目標2 福祉サービスのしくみづくり	1 1.7%	55 94.8%	1 1.7%	0 0.0%	1 1.7%
基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	0 0.0%	6 60.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標5 安心・安全な地域環境づくり	0 0.0%	6 75.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%



(2) 具体的な取り組みの状況

第3期地域福祉計画の行政の取り組み状況に関して、具体的な取り組みの内容、実績、課題などに関して整理いたしました。

基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり

①地域の交流・ふれあいの促進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
地域で、こどもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。	子育て家庭に対しては、子育て支援センターを設置し、育児相談や親子で遊べる場を提供しました。 障がいの有無にかかわらず住民が交流できる場づくりは、ノウハウ不足により十分に進んでいません。今後は西九州大学やボランティア団体と連携し、交流促進に向けた取組を検討が必要です。 高齢者への支援としては、「100歳体操」の立ち上げ支援や「つど居間所」、市内3か所の地域カフェ活動等の地域づくり支援を実施しました。 脊振地区では、「脊振まるごと大運動会」を令和5年度に再開し、こどもから高齢者までの世代間交流を図ることができました。	C
高齢者や障がい者、こども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。	子育て家庭に対しては、子育て支援センターを設置し、親子の遊び場や相談の場を提供しました。 障がい者の交流・ふれあいの機会が十分であったかは検討の余地があるため、今後は障がい者団体のニーズを把握し、交流促進に向けた取り組みについて検討を行うことが必要です。 認知症カフェや「100歳体操」、「ハッピーシルバーサロン」等を実施し、高齢者の交流・ふれあいを促進しました。	C
地域活動や行事への参加を促すため、広報紙等を活用したPRを行い、地域活動を支援します。	市報や市公式LINE等を通じて、地域活動や行事の周知を行い、地域活動を支援しました。	B

②交流・福祉活動の拠点確保

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
公民館・集会所について、バリアフリー化や利用しやすいしくみづくりに取り組みます。	自治公民館建設事業補助金において、自治公民館等のバリアフリー改修工事に対して20%の補助を行いました。	B
神埼町・千代田町保健センターや千代田町福祉センター等の福祉関連施設（公共施設）の利便性の向上を図ります。	神埼町・千代田町保健センターや憩いの家は市民の集いや交流の場として、高い利便性を発揮しました。 千代田町福祉センターは令和8年度に解体予定であり、今後は両保健センターや憩いの家を活用して、市民サービスの利便性向上につなげる必要があります。	B
公民館や学校の空き教室、商店街の空き店舗、大学施設の活用など、地域の資源を活かした新しい拠点づくりに取り組みます。	神埼市中央交流センターに子育て支援センターの出張ひろばを開設したほか、公民館等を活用した「100歳体操」などのフレイル予防事業や、各集落でスマホ出前講座を実施しました。	B

③人権・福祉意識の醸成

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。	学校内での赤い羽根共同募金、ユニセフ募金活動を行っている。また高齢者福祉施設との交流、障がい者福祉施設における芋ほり活動などを行っている。体験活動としては、社会福祉協議会から講師を派遣していただき、高齢者疑似体験や認知症サポーター講座などを実施し、福祉に対する認識を高めることができています。	B
男女共同参画の視点に基づく団体の育成やフォーラムの開催など、男女共同参画社会づくりを推進します。	市報において毎月、男女共同参画の推進に関する記事を掲載するとともに、神崎市男女共同参画推進ネットワークによる講演会や勉強会、男性の料理教室など、市民向け啓発事業を実施しました。しかしながら、これらの啓発事業は参加者が少なく、限定的であるため、開催内容や周知方法の検討が必要です。	B

基本目標2 福祉サービスのしくみづくり

①福祉の情報提供の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
広報紙やパンフレット等の紙媒体をはじめ、ファックスやインターネット等の様々な媒体を活用した情報提供や、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の地域の関係者と連携した情報提供に取り組みます。	市報や社協だよりといった紙媒体はもとより、市公式LINEやホームページ等の電子媒体も積極的に活用し、福祉情報や子育て情報等の発信を行うとともに、各地区の民生委員・児童委員の定例会においても情報提供を実施しました。	B
出前講座や説明会など、地域に出向いての情報提供を検討します。	各集落で介護予防や認知症に関する出前講座・説明会を実施しました。また、区長会や民生委員協議会、中学生サミット等にも参加し、情報提供に努めました。	B
インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	ホームページや市公式LINE等の電子媒体を活用し、福祉情報や生活保護、生活困窮者自立支援、子育てに関する情報等を積極的に発信しました。	B
障がい者に対する情報保障として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や各種講演会等での手話通訳・要約筆記等による支援を充実します。	広報誌では音訳を行い、障がい者への情報保障を図りました。 また、市主催の講演会等では、内容に応じて手話通訳や要約筆記による支援を行っておりますが、今後はすべての講演会等での支援充実に向け検討が必要です。	C

②福祉の相談体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
保健センターや社会福祉協議会などの、分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。	年齢等を問わず多くの方に周知できるよう、市報やホームページ、市公式LINE等、さまざまな媒体を活用して情報提供を行いました。 また、毎月開催される民生委員児童委員協議会の定例会に、市社会福祉協議会も参加し、意見交換や情報提供を通じて、必要なサービスの利用につなげています。	B
研修等により、各種相談員の資質や技術の向上を図ります。	各種相談員に対し、研修の機会を設ける等の支援を行い、資質や技術の向上に努めました。	B
インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	年齢等を問わず多くの方に周知できるよう、市報やホームページ、市公式LINE等、さまざまな媒体を活用して情報提供を行いました。	B
多様な相談内容に対応できる体制を整備します。	相談内容に応じて関係課と連携し、必要に応じて専門機関につなぐ対応を行いました。	B
子育て世帯に対しての相談やアドバイスなどを専門的に行い、子育て窓口のワンストップ化を図ることを目的に「子育て支援相談員」の配置に努めます。	子育て支援センターにおいて、「子育て支援相談員」による、子育て期の相談対応や情報提供等を行いました。	B

③福祉サービスの利用体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
「高齢者保健福祉計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。	各計画に基づき、各種福祉サービスの運営や事業を実施しました。 また、委員会を開催し計画の進捗確認や、佐賀県・佐賀中部広域連合の計画とも整合性を持たせながら整備を進めました。	B
近隣の西九州大学などの福祉関連大学・短大、専門学校等と連携して、若い福祉人材の育成に取り組めます。	西九州大学社会福祉学科の実習生を受け入れ、福祉人材の育成に協力しました。 また、小中学校で認知症講座を実施し、福祉への関心を高めることで将来の福祉人材の育成に努めました。	B
サービス事業者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等への参加・受講を促し、技術の向上を目指します。	地域ケアネットワーク会議を開催し、高齢者の消費者トラブルや虐待防止等のテーマで研修会を実施しました。 また、サービス事業者に対して国や県の研修案内を行い、積極的に参加を促しました。	B

④権利擁護体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
社会福祉協議会、障がい者相談員、母子・父子自立支援員などの関係機関と連携して、成年後見制度などの周知と利用促進に努めます。	成年後見制度の中核機関としてかんざき成年後見センターを設置しました。 また、市社会福祉協議会権利擁護センターや地域包括支援センターと連携し、支援が必要な方への対応に努めました。	B

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
県等と連携して、福祉サービスの第三者評価制度の普及に努めます。	子ども・子育て会議等の庁外会議で、子育て関連サービスの検証・評価を行いました。	B
悪質商法や振り込め詐欺等から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。	専門家による相談窓口を開設し、消費者トラブルの解決に取り組みました。 また、消費者教育推進法に基づき、消費者グループと連携して、消費生活に関する知識習得と安定向上を目的としたセミナーを開催し、市民の意識啓発を促しました。	A
地域包括支援センターや児童相談所との関連施設と連携し、虐待防止や迅速な対応に努めます。	相談内容に応じて関係課と連携し、必要に応じて専門機関につなぐ対応を行いました。 高齢者虐待の相談には、佐賀県社会福祉士会と佐賀県弁護士会の虐待対応専門チームと連携し、迅速に対応しました。 また、高齢者福祉事業所への研修を通じて、虐待防止啓発も行いました。	B
相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。	相談内容に応じて関係課と連携し、必要に応じて専門機関につなぐ対応を行いました。 また、地域ケアネットワーク会議を通じて毎年高齢者虐待対応研修を実施しており、令和7年度は現場職員が参加しやすいよう、夕方の時間帯に要介護施設従事者向けの研修を実施しました。	B
地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスにかかわる苦情相談の対応の充実に努めます。	相談内容に応じて関係課と連携し、必要に応じて専門機関につなぐ対応を行いました。 また、介護サービス事業所に関する苦情について、利用者本人や家族などからの相談を受け付け、丁寧に対応しました。	B
成年後見制度利用促進基本計画（第7章）に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。	成年後見制度の中核機関としてかんざき成年後見センターを設置し、個別相談や他機関からの相談、親族による申立てに関する相談・助言を実施しました。 また、広報誌を全戸に配布することで、制度の普及にも努めました。 市長申立てに関しては、適切な後見人等の受任につなげるため、受任者調整会議を開催しました。 また、事業所向けの研修を通じて、相談窓口職員の対応力向上にも取り組んでいます。	B

⑤生活困窮者への自立支援の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業等、生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。	自立相談支援事業および住居確保給付金に加え、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、就労準備支援事業を実施し、生活困窮者が抱える複雑かつ多様な課題に対応できる体制を整備しました。	B
生活困窮者自立支援法等に基づき、実施する各種事業について広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。	区長会や民生委員協議会を通じて生活自立支援センターの周知を図るとともに、市報でも毎月相談窓口の案内を行いました。	B

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、自立生活支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。	関係機関や地域とのネットワークを推進するため、生活自立支援センターを中心に、地域の実情や支援内容についてさまざまな団体と情報共有を行いました。	B

⑥自殺対策を視野に入れた支援の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
自殺言動のある方などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	「こころの健康相談」を月1回実施し、臨床心理士による個別相談を通じてメンタルヘルス支援を行いました。 また、市公式LINEでの周知により、利用延べ人数は増加していますが、継続相談が中心となっているため、関係各課と連携しながら対象者の把握に努める必要があります。	B
関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。	ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺リスクの高い人の早期発見・早期対応につなげる人材の育成を図りました。 なお、今年度は3回の実施が決定し、参加者は100名を超える見込みで順調に進んでいます。 今後は関係機関への周知を図り、更なる人材育成に努める必要があります。	B
自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組みます。	自殺予防啓発グッズの作成・配布やメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入によって、自殺対策に係る意識や理解の普及と啓発を行いました。 しかし、市報やホームページ、市公式LINEで周知を行っているものの、システムの利用者数は減少傾向にあるため、周知方法の見直しが必要です。	B

基本目標3 地域の助け合いの環境づくり

①民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
民生委員児童委員等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。	民生委員・児童委員の改選時には、市報で「あなたの身近な相談者～民生委員・児童委員の紹介」として顔写真付きで掲載しました。 また、神埼町・千代田町の民生委員児童委員協議会が実施する「朝の挨拶見守り運動」についても毎年掲載しました。	B
民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し、地域の課題の把握とその解決に向けた見守りや声かけ、相談など、様々な地域の福祉活動を支援します。	民生委員・児童委員が見守りや声かけ、相談等の活動を円滑に行えるよう、不在時に配布する氏名・電話番号入りの「ご不在票」や、車のダッシュボードに置く「民生委員・児童委員活動中」のラミネート看板を作成・配布し、活動を支援しています。 また、相談時に関連機関との連携がスムーズに進むよう配慮しています。	B

②地域のネットワーク体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
効果的な地域福祉の推進を図るため、市と社会福祉協議会の連絡会議を開催し、連携を強化します。	市と市社会福祉協議会の連絡協議会等の会議は開催していませんが、各分野の会議等に双方が出席し地域課題を共有しました。 また、共有した課題は個別に対応する等、課題の解決に努めました。	C

③地域にあわせた取り組みの推進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
それぞれの地域で行われている地域福祉に関する活動について、どのような団体により、どのような活動が行われているのか、活動内容の把握を行うとともに、情報提供を行います。	市社会福祉協議会の「福祉のまちづくり事業」により、地域の福祉団体への支援や助成を行いました。 また、生活支援体制整備事業では、第1層・第2層協議体の委員や社会福祉協議会の方々とも意見交換、協力しながら地域の社会資源や各種団体の活動情報を収集し、地域課題の整理や解決に取り組んでいますが、解決が難しい問題も多くあります。	B

④地域の要支援者の把握・理解促進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
地域と連携して実態調査を行うなど、要支援者の把握に取り組みます。	民生委員・児童委員は高齢者のひとり暮らし世帯を定期的に訪問しており、その中で要支援者の情報を把握した場合は市に相談し、適切な支援につなげるようにしました。	C
困ったときの緊急連絡先など、全ての住民に情報が届くよう関係機関と連携して情報発信を行います。	「神崎市おたっしやガイド」を作成し介護・福祉サービスの情報提供を行うとともに、窓口や訪問時の相談内容に応じて、市民やサービス事業者への福祉サービスの利用につながる情報提供に努めました。	B
高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する個別福祉分野の計画に基づく、各種福祉サービスの提供に努めます。	子ども・子育て支援事業計画やこどもの貧困対策推進計画、子ども・若者計画を策定し、それに基づいて子育て支援サービスを提供しました。 また、身体障害者福祉協会に委託した障害者相談会などを通じて障がい者同士の関係性を築くとともに、居宅介護を希望する方には相談を通じて本人の意思を尊重するよう努めました。 さらに、高齢者が地域で自分らしく生活できるよう、各種福祉サービスの提供に努めました。	C

基本目標4 地域福祉の担い手づくり

①NPO・ボランティア等の育成

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
ボランティアや NPO 等に関する情報提供や養成講座開催などにより、福祉意識の向上と市民活動を担う人材を育成します。	神崎市社会福祉協議会が担当している「神崎市ボランティア連絡協議会」は、年1回の総会を開き事業報告を行っている。その中で、「ちょこっとボランティア事業」は、日常生活のちょっとしたお手伝いを通じて、ボランティア活動への理解を促しています。	B
身近な相談員として訪問活動等を行う民生委員児童委員などに対して、専門的な視点を持って地域の福祉活動にかかわることができるよう、研修等を実施します。	毎月1回開催される定例会や県内及び県外研修を実施しています。	B
行政と社会福祉協議会との連携を強化し、要支援者を支えるネットワークづくりの支援を行います。	こども・福祉部と連携を取り、災害時の要支援者の避難の支援に関する協定を締結している。このほか、支援を必要とする方(生活困窮者等)に対して、迅速かつ適切な支援が行えるよう情報共有をしました。 複合的な課題を抱えている世帯が増えてきており、市と社会福祉協議会が更なる連携を図り、早期発見に務めることが必要性です。	B

②NPO・ボランティア活動等の促進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
ボランティア意識の向上のための啓発や効果的な広報の方法を活用し、幅広い世代に向けて情報発信を行います。	現在、神崎市社会福祉協議会により、広報かんばん、社協だより等により、幅広い世代に向けて、ボランティア意識の向上についての啓発を行っていますが、電子化により若い世代に向けての情報発信も行っています。情報発信は主にホームページを利用しているが、スマホ版に見やすく変換できる取り組みを行っています。	B
市民活動情報紙の発行等により、各種助成制度や活動事例などの情報提供の充実を図ります。	神崎市社会福祉協議会が実施している、ボランティア連絡協議会や街頭募金活動によりボランティアの構築を図っています。「社協だより」等を通して各種団体の活動事例の紹介を行い、住民への周知を図っています。 今後も各種団体の活動取り組みの増加に向け、各種助成制度等の情報を幅広い世代に情報提供を行うことが必要です。	B
ボランティアや NPO などの市民活動全般に対する相談体制を充実します。	神崎市社会福祉協議会が実施している、ボランティア連絡協議会と協働し、ボランティア活動の案内・ボランティア研修会の案内をし、市民活動の拡充を行っている。 今後もボランティアや NPO などの市民活動の拡充のため、市と社会福祉協議会の連携により、更なる相談体制の充実を図ることが必要です。	B

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会とは特に緊密に連携し、支援の担い手（ボランティア等）と受け手（要支援者）を結びつける調整役として活動を促進します。	<p>神崎市社会福祉協議会による、住民が主体となって活動することができる「ちょこっとボランティア事業」により、担い手と受け手を結び調整役を行いました。</p> <p>主に社会福祉協議会が担っているため、市と社会福祉協議会が連携し、活動促進に向けた取り組みを図ることが必要です。</p>	B

基本目標5 安心・安全な地域環境づくり

①地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。	<p>「避難行動要支援者」の対象で未登録の方に対し、毎年「要支援者登録申請書」を送付し、登録の推進を図ってきました。</p> <p>また、申請書の受付後は、各地区の区長や民生委員・児童委員へ情報を提供・確認の上、必要に応じて名簿の追加・削除を行い、地域の実情に即した名簿作成に努めました。</p> <p>さらに、市の防災訓練等では各地区でこの名簿を活用し、災害時に対応可能な運用としました。</p>	B
避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。	福祉避難所については、各町に1か所ずつ開設できる体制を整備しており、災害時に避難所の増設が必要となった場合にも対応できるよう、民間の福祉施設と避難所使用に関する協定を締結し、受け入れ体制を構築しました。	B
防災マップの作成や広報、インターネット等を通じて、住民に対する防災知識や不審者情報の周知に努めます。	<p>ハザードマップや地区防災マップの作成・配布により危険箇所を周知するとともに、防災出前講座や防災教室等を通じて、住民の防災知識普及に努めました。</p> <p>また、登録制の防災メールにより不審者情報の周知も行いました。</p>	B
視覚・聴覚・言語機能障がい者等の避難行動要支援者に対し、緊急時に必要な情報を伝達できるよう、その人の状況に応じた情報伝達方法に配慮します。	<p>聴覚障がい者には、防災行政無線の文字戸別受信機を住居に設置し、避難情報等を伝達できる体制を整備しました。</p> <p>また、スマートフォンの緊急速報メールを活用し、音声情報を伝達する仕組みも取り入れました。</p> <p>一方で、言語機能障がい者等への視覚的にわかりやすい情報発信は不足しており、今後の課題です。</p>	C
消防署、消防団、警察署、保健・医療機関、学校、地区の自治会、自主防災組織等と連携・協力しながら、地域の防災対策を進めます。	<p>市地域防災計画の作成・変更時には、関係機関から意見を取り入れる体制を整えました。</p> <p>また、消防署、警察署、保健・医療機関とは定期的に情報共有を行い、学校や自治会、自主防災組織には、防災教室や講演会、出前講座を通じて市の防災の取り組みを周知しました。</p>	B

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
高齢者や子ども、障がい者などの交通弱者への安全教育を進めるため、交通教室の実施と拡大に取り組みます。	市内小学校、保育園・子ども園に対し交通安全教室を案内し、小学校については全小学校から要望があり実施しました。また、保育園・子ども園についても要望があった団体（8割程度）において実施しました。さらに、高齢者等に対しても地区等の防犯出前授業の際には交通安全教育を併せて実施しました。	B

②ユニバーサルデザインの推進

具体的な取り組み	具体的な実績・課題など	評価
ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。	市営住宅小津ヶ里団地および姉団地の建設は、公営住宅法に基づき国の整備基準で設計されていますが、「佐賀県福祉のまちづくり条例」の努力義務に沿い、整備基準の適合証が取得できるよう設計・建設を行っています。 B&G 体育館のトイレは、令和3年度に設計、令和4年度に施工を行い、バリアフリー化を実施しました。 また、脊振グラウンド管理棟についても、令和6年度に設計、令和7年度に施工を予定しており、バリアフリー化を進める計画です。 今後は、バリアフリー未整備の社会体育施設についても、計画的に順次整備を進めていくことが必要です。	C
住民の移動・交通手段を確保するため、バス等による公共機関や公共施設への乗り入れのほか、路線バスに代わる巡回バスの運行に努めます。	高齢化が進む中、住民の移動手段を確保し、公共交通の利便性の格差を是正するため、神崎市巡回バスや予約型乗合タクシーを運行しました。 また、脊振町内では、通学や日常生活の移動手段として脊振町通学バスや予約型乗合タクシーを運行しました。 今後は住民の交通利便性向上のため、市内地域公共交通の見直しや幹線路線の支援などを通じて、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワーク構築を図ることが必要です。	B

3 数値目標の評価

第3期地域福祉計画では、具体的な取り組みの結果が可視化しやすいように数値目標を設定し、計画期間終了年度に検証することとしています。

第3期地域福祉計画の数値目標に関して評価を行いました。

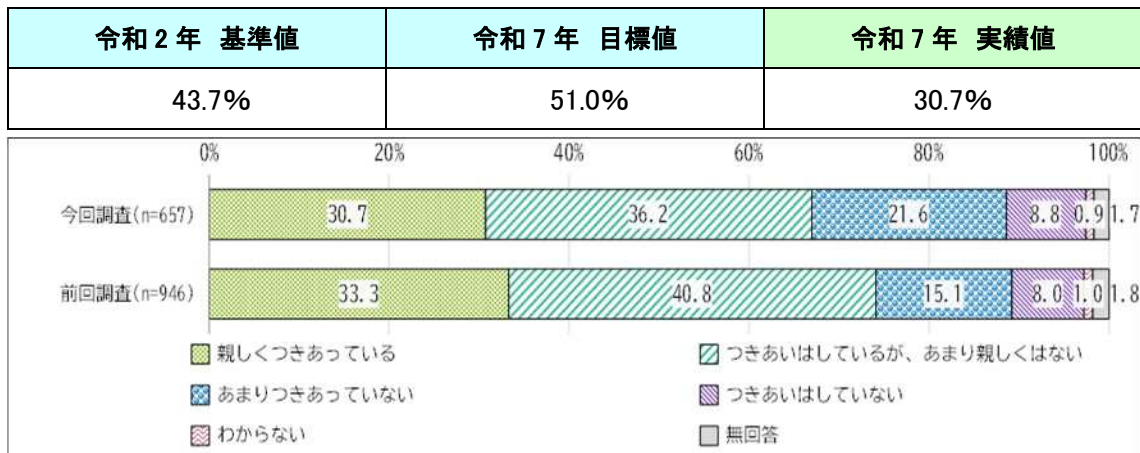
基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり

(1) 地域の交流・ふれあいの促進

①近所付き合いにおいて親しく付き合っている人の割合

令和2年度の基準値 33.3%と令和7年度の実績値 30.7%を比較すると、2.6ポイント減少しており、近所付き合いが希薄化している現状が見られます。

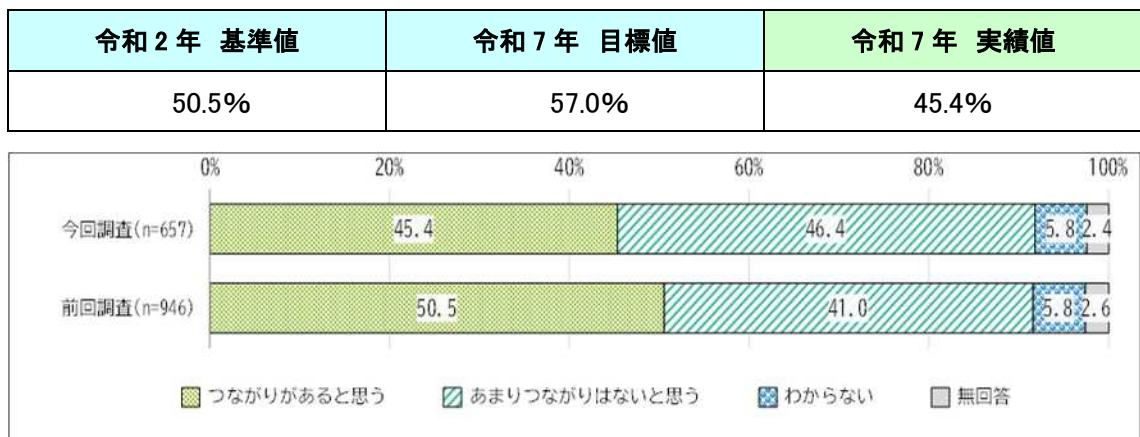
また、令和7年の目標値 51.0%に対して、令和7年度の実績値は 30.7%となっており、大きく下回っています。



②地域とのつながりがあると思う人の割合

令和2年度の基準値 50.5%と令和7年度の実績値 45.4%を比較すると、5.1ポイント減少しており、地域とのつながりが低下している現状が見られます。

また、令和7年の目標値 57.0%に対して、令和7年度の実績値は 45.4%となっており、下回っています。



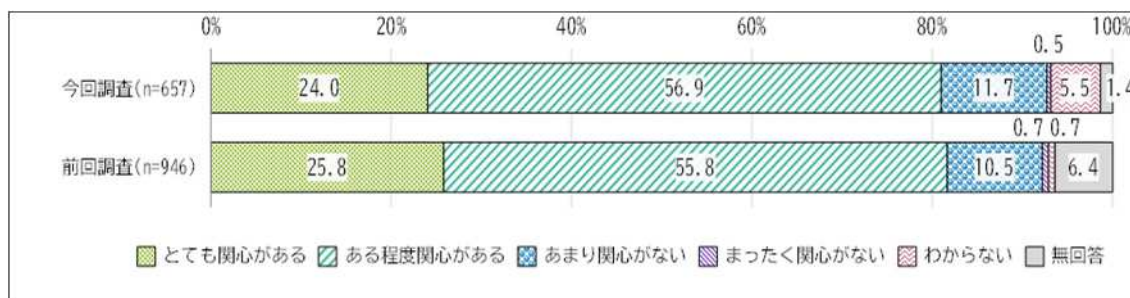
(2) 人権・福祉意識の醸成

①福祉について関心がある人の割合

令和2年度の基準値 81.6%と令和7年度の実績値 80.9%を比較すると、0.7ポイント減少しているが、福祉に関する関心は高いことが見られます。

しかし、令和7年の目標値 88.0%に対して、令和7年度の実績値は 80.9%となっており、下回っています。

令和2年 基準値	令和7年 目標値	令和7年 実績値
81.6%	88.0%	80.9%



基本目標3 地域の助け合いの環境づくり

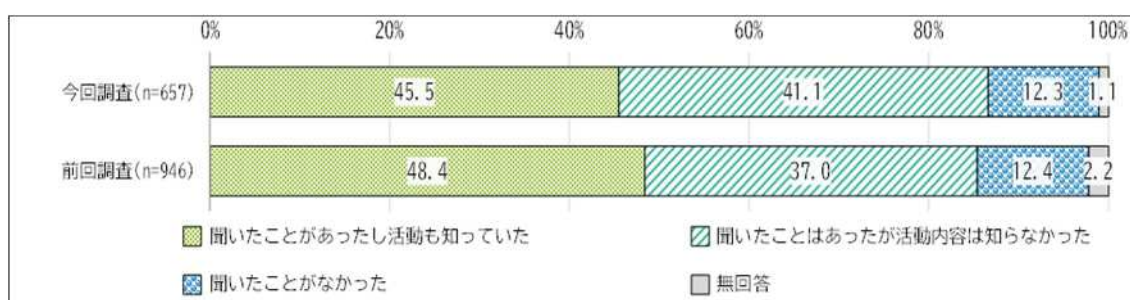
(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

①民生委員児童委員の活動内容を知っている人の割合

令和2年度の基準値 48.4%と令和7年度の実績値 45.5%を比較すると、2.9ポイント減少しており、活動内容の認知度が低下している現状が見られます。

また、令和7年の目標値 50.0%に対して、令和7年度の実績値は 45.5%となっており、下回っています。

令和2年 基準値	令和7年 目標値	令和7年 実績値
48.4%	50.0%	45.5%

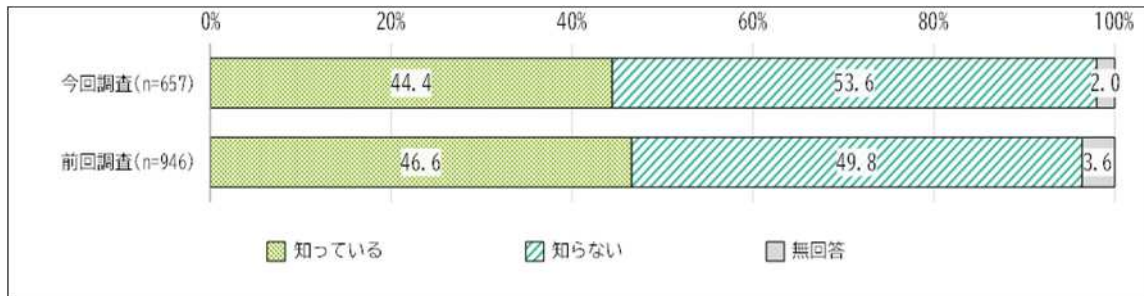


②担当の民生委員児童委員を知っている人の割合

令和2年度の基準値 46.6%と令和7年度の実績値 44.4%を比較すると、2.2ポイント減少しており、担当の民生委員児童委員の認知度が低下している現状が見られます。

また、令和7年の目標値 50.0%に対して、令和7年度の実績値は 44.4%となっており、下回っています。

令和2年 基準値	令和7年 目標値	令和7年 実績値
46.6%	50.0%	44.4%



4 神崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年3月31日

要綱第29号

(設置)

第1条 神崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、神崎市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(策定委員)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民関係団体の代表
- (3) 関係官公署の職員
- (4) 小中学校長の代表
- (5) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (6) その他、計画策定に必要な者

3 策定委員会の委員の任期は、委嘱をした日から、地域福祉計画策定終了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(成果の報告)

第6条 委員長は、策定委員会の所掌事項に係る成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

5 神崎市地域福祉計画策定委員名簿

	所 属	役職	氏 名
1	西九州大学	委員長	岡部 由紀夫
2	民生委員児童委員協議会	副委員長	飯盛 孝義
3	神崎市区長会	委 員	坂井 正彦
4	老人クラブ連合会	委 員	馬場崎 安則
5	ひとり親寡婦福祉連合会	委 員	中島 妙子
6	佐賀中部保健福祉事務所	委 員	中川 羊子
7	神崎市郡医師会 神崎市医代表	委 員	花田 啓一郎
8	母子保健推進協議会	委 員	田中 和子
9	身体障害者福祉協会	委 員	宮地 善次
10	神崎市社会福祉協議会	委 員	村田 縁
11	仁比山保育園	委 員	箕輪 里江子
12	神崎市立脊振小学校	委 員	吉家 恵美
13	小中学校 PTA 連絡協議会	委 員	菱岡 智美
14	神崎市消防団	委 員	大串 文子
15	佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮	委 員	真崎 小百合

6 神崎市地域福祉計画の策定の経緯

期日	内容
令和7年7月25日	第1回 神崎市地域福祉計画策定委員会
令和7年8月5日 ～8月22日	神崎市地域福祉計画策定に関するアンケート調査実施
令和7年10月30日	第2回 神崎市地域福祉計画策定委員会
令和7年12月18日	神崎市地域福祉計画策定に伴うワークショップ実施 場所：神崎市役所本庁舎
令和8年2月25日	第3回 神崎市地域福祉計画策定委員会
令和8年3月2日 ～3月16日	神崎市地域福祉計画に対するパブリックコメント実施
令和8年3月27日	神崎市地域福祉計画策定委員会より市長へ計画案を提言

第4期 神崎市地域福祉計画

発行年月 令和8年3月

編集・発行 神崎市 こども・福祉部 福祉課

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

TEL : 0952-37-0110 FAX : 0952-52-1120

Eメール : fukushi@city.kanzaki.lg.jp